

### 第3回 越前市子ども・子育て会議

日時：令和6年11月15日（金）18時15分から

場所：越前市市民プラザたけふ

3階多目的室1、大会議室2

1 開会

2 会議

会長あいさつ

3 議事

(1) 本日の流れについて

資料1

(2) 就学前教育・保育施設の定員について

資料2

4 分科会

① 子ども条例分科会

② 教育・保育分科会

③ こども・若者分科会

5 全体会

(1) 各分科会からの報告

(2) 各団体でのワークショップの開催及びパブリックコメントの実施について

資料3

6 その他

7 閉会

# 資料1

## 第3回子ども・子育て会議

日時 令和6年11月15日（金）18時15分から

18時15分～18時45分 全体会

18時45分～19時30分 分科会

19時30分～20時00分 全体会

会場 市民プラザたけふ 多目的室1、大会議室2

内容

時間	内容	会場
18:15～18:45	全体会 ・会長あいさつ ・第3回会議概要の説明 ・就学前教育・保育施設の定員について	多目的室1
18:45～19:30	分科会 ①子ども条例分科会 ・子ども条例改正（案）について	多目的室1
	②教育・保育分科会 ・こども計画（案）について	多目的室1
	③こども・若者分科会 ・こども計画（案）について	大会議室2
休憩		
19:30～20:00	全体会 ・各分科会からの報告 ・各団体でのワークショップの開催及びパブリックコメントの実施について	多目的室1

# 就学前教育・保育施設の定員について

## (1) 丈生幼稚園 (35人→25人)

令和7年4月から、利用定員を25人に引き下げ

	3歳	4歳	5歳	合計
R6	10	10	15	35
				
R7	12	6	7	25

幼稚園は、2園とも、3歳の定員に満3歳(2歳児)の1号認定を含んでいます。

## (2) 恩恵幼稚園 (35人→25人)

令和7年4月から、利用定員を25人に引き下げ

	3歳	4歳	5歳	合計
R6	15	10	10	35
				
R7	9	8	8	25

# 就学前教育・保育施設の定員について

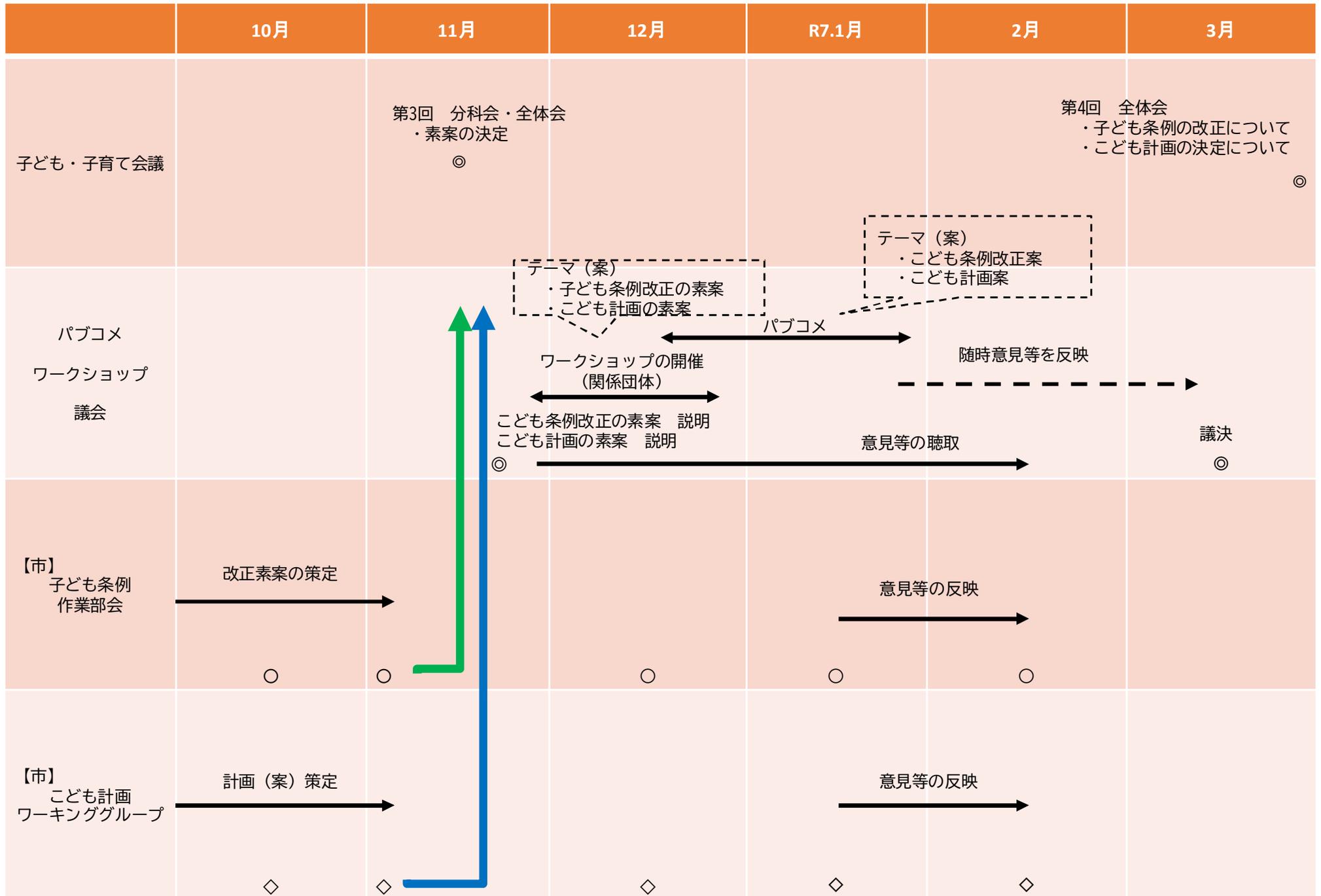
## (3) 神山認定こども園 (165人→152人)

令和7年4月から、幼稚部(1号認定)の利用定員を25人から12人に引き下げ

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R6 保育部	21	23	24	24	24	24	140
R6 幼稚部				8	8	9	25
							
R7 保育部 (変更なし)	21	23	24	24	24	24	140
R7 幼稚部				4	4	4	12

# 資料3

## 各団体でのワークショップの開催及びパブリックコメントの実施について ～子ども条例改正・こども計画策定スケジュール～



# 越前市子ども条例改正のポイント（案）

## 改正の趣旨

令和5年4月施行のこども基本法の基本理念を越前市子ども条例に反映させ、また、条例施行後10年経過していることによる社会情勢の変化に伴う文言等の見直しを行う。

※こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り制定されている。

## 改正のポイント

### 1 こども基本法の6つの基本理念の反映

- ① すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと（**差別の禁止**）
- ② すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、平等に教育を受けられること（**生命、生存及び発達に関する権利**）
- ③ すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、様々な活動に参加できること（**こどもの意見(View(s))※の尊重**）
- ④ すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること（**こどもの最善の利益**）
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること  
※view(s)：児童の権利に関する条約の原文では、view(s)は「思い、考え、意見」を含めて幅広いものと考えられている。

### 2 「子ども」及び「市民」の定義の見直し

「子ども」： 18歳という年齢で明確に区切らず、**心身の発達の過程にある者**とし、表記を「子ども」から「こども」に改める。  
「市民」： 定義から「ただし、子どもを除きます」を削除し、「大人」の定義を追加する。

### 3 子どもの権利が守られていない時の相談

条例の実効性を高め、こどもの権利の侵害に関する相談を受けるため、こども自身がアクセスできるよう多様な相談の場を作り、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合えるよう、必要となる条文を整備する。

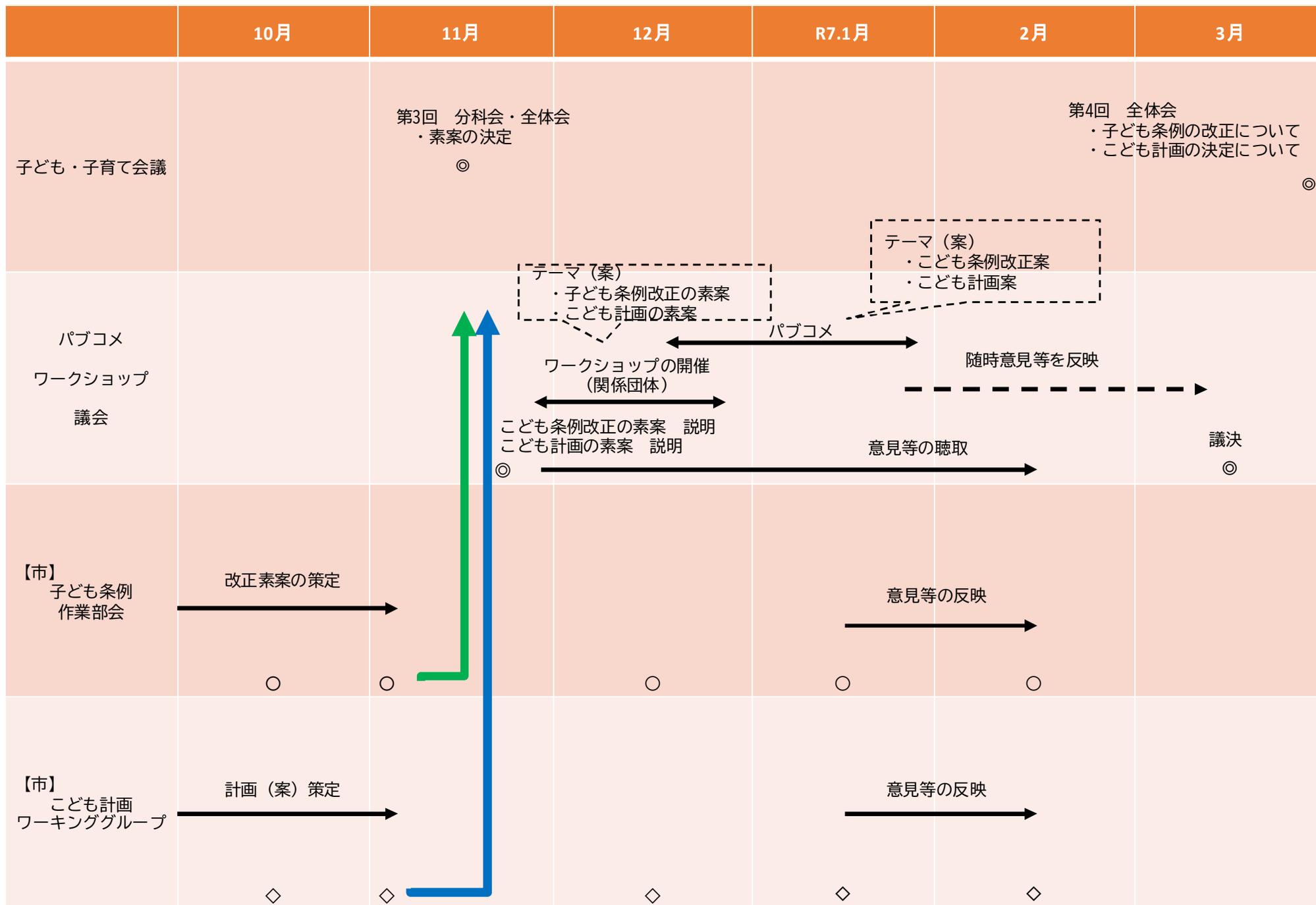
### 4 改正の形式について

現行条例の子どもの自立の基本理念を残しながら、改正後も、敬体（です・ます調）についてはこども・若者にも親しみしやすくするため、そのままとする。

## 施行日

令和7年4月1日

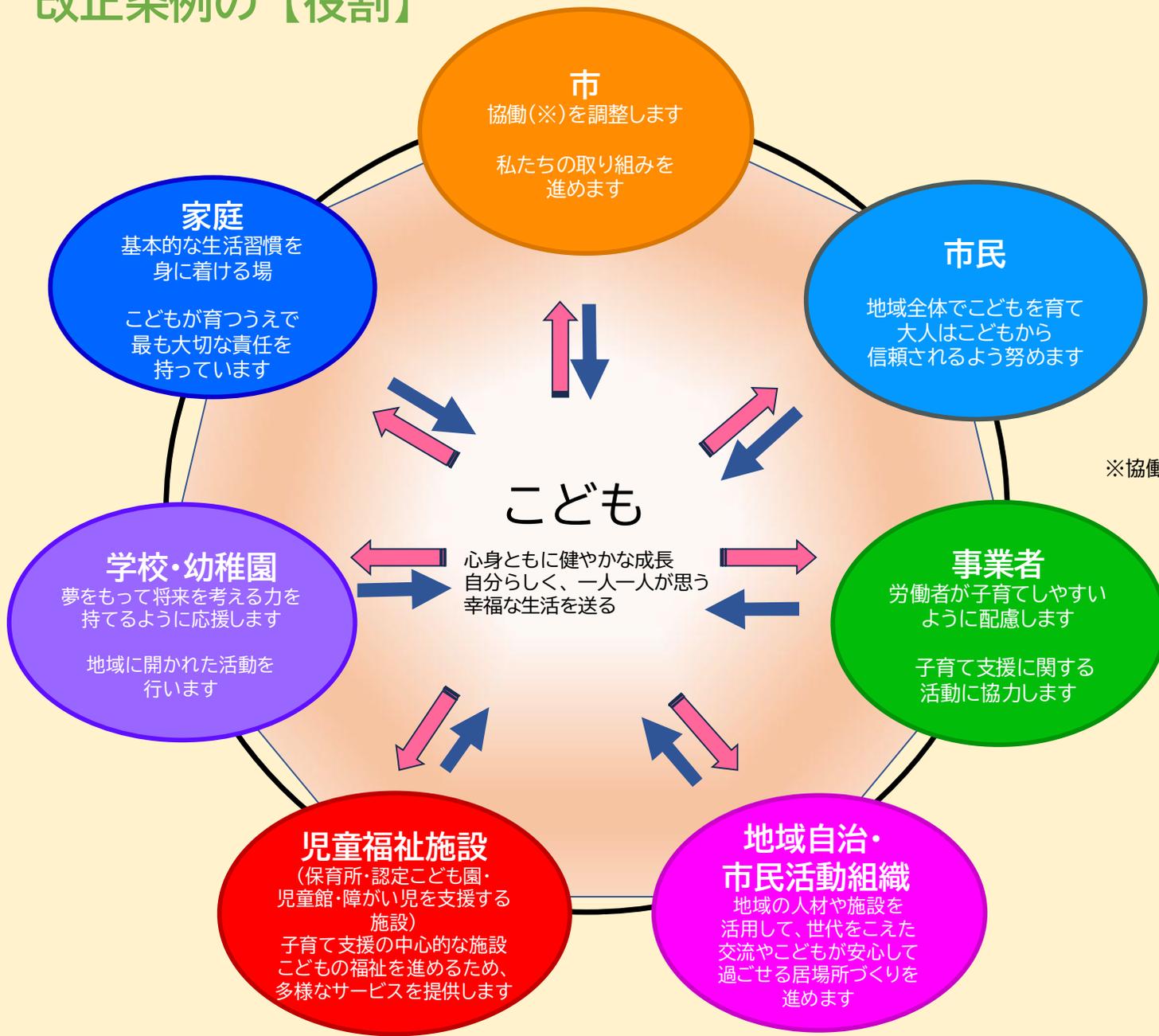
# 子ども条例改正・こども計画策定スケジュール（案）



# 改正条例の【役割】

## こども基本法の6つの基本理念

- ① 差別の禁止
- ② 生命、生存及び発達に関する権利
- ③ こどもの意見 (View(S)) の尊重
- ④ こどもの最善の利益
- ⑤ 家庭で愛情をもって育てられる権利
- ⑥ 子育てを楽しめる社会環境で育つ権利



※協働：同じ目的のために、力をあわせて働くこと

→ 私たちの取り組みを実行し、すべてのこどもの自立を実現を支援

→ 自分の意見を言える  
さまざまな活動に参加できる

越前市子ども条例（平成24年越前市条例第8号）新旧対照表（案）

現行	改正後（案）
<p>○越前市<u>子ども</u>条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月23日 条例第8号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 基本理念（第3条）</p> <p>第3章 協働及び役割（第4条—第11条）</p> <p>第4章 私たちの取組（第12条—第<u>19</u>条）</p> <hr/> <p><b>第5章</b> 条例の周知及び計画の策定等（第20条・第21条）</p> <p>附則</p> <p>全ての<u>子ども</u>は、<u>生まれた時から、</u>それぞれが一人の人間としてかけがえない存在<u>です。</u></p> <p><u>子ども</u>は、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、<u>やがて社会の一員であることを自覚していくことで自立します。</u>自立は、全ての<u>子ども</u>がその発達段階に応じてそれぞれに達成できるものです。</p> <p><u>子ども</u>は、<u>自立していく中で、</u>個性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。</p> <p>私たちは、<u>子ども</u>が生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵さ</p>	<p>○越前市<u>こども</u>条例</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月23日 条例第8号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 基本理念（第3条）</p> <p>第3章 協働及び役割（第4条—第11条）</p> <p>第4章 私たちの取組（第12条—第<u>18</u>条）</p> <p><b>第5章</b> <u>こどもからの相談（第19条）</u></p> <p>第<u>6</u>章 条例の周知及び計画の策定等（第20条・第21条）</p> <p>附則</p> <p>全ての<u>こども</u>は、<u>生まれながらにして、</u>それぞれが一人の人間としてかけがえない存在<u>であり、個人としての権利があります。</u></p> <p><u>こども</u>は、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、<u>意見を表明し、様々な活動に参加する中で、</u>社会の<u>一員として成長します。</u>自立は、全ての<u>こども</u>がその発達段階に応じてそれぞれに達成できるものです。</p> <p><u>こども</u>は、<u>大人に成長していく過程で、</u>個性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。</p> <p>私たちは、<u>こども</u>が生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵さ</p>

れたり、子どもの健やかな成長が妨げられたり、子どもの自立への道が閉ざされたりすることがあってはならないことを確信し、子どもの自立に向けた支援に取り組みます。

子どもは、支援してくれる人たちに感謝し、将来の夢に向かって、  
\_\_\_\_\_ 一歩ずつ確実に前に進んでいきます。

私たちは、越前市のまちづくりの基本理念である協働により子どもの  
\_\_\_\_\_ 自立につながる取組を推進し、全ての子どもの自立を実現するために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を定め、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が協働し、一体となって、私たちの取組を実行し、その結果、将来にわたり全ての子どもの自立を実現する\_\_\_\_\_ ことを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をするおおよそ18歳未満の者をいいます。

2 この条例において「自立」とは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 社会の一員であることを自覚していくことをいいます。

3 この条例において「家庭」とは、家族形態に関係なく子どもが生まれ育つ所をいいます。

4 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、

れたり、こどもの健やかな成長が妨げられたり、こどもの自立への道が閉ざされたりすることがあってはならないことを確信し、こどもの自立に向けた支援に取り組みます。

こどもは、\_\_\_\_\_ 将来の夢に向かって、幸せな生活を送ることができるよう、  
\_\_\_\_\_ 一歩ずつ確実に前に進んでいきます。

私たちは、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念を確認し、こどもの自立に繋がる取組を進め、全てのこどもの自立を実現するために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を定め、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が協働し、一体となって、私たちの取組を実行し、その結果、将来にわたり全てのこどもの自立を実現し、こどもが幸せを実感できることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において「こども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「自立」とは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、意見を表明し、様々な活動に参加する中で、  
\_\_\_\_\_ 社会の一員であることを自覚していることをいいます。

3 この条例において「家庭」とは、家族の形に関係なくこどもが生まれ育つ所をいいます。

4 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、

中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと同じような教育を行う機関及び保育所をいいます。

5 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会をいいます。

6 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。

7 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、児童養護施設、障がい児施設、児童館その他児童福祉を増進する施設をいいます。

8 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は社会活動を行うものをいいます。

9 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は通所する者をいいます。ただし、子どもを除きます。

10 この条例において「私たちの取組」とは、子どもの自立を実現するため家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がその課題を共有して子どもの立場に立ち実施すべき主な取組をいいます。

## 第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 子どもは、日本国憲法の精神に従い定められた児童憲章の理念の下、生まれた時から持っている人間らしく生きる権利を守られます。

中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと同じような教育を行う機関並びに保育所及び幼保連携型認定こども園をいいます。

5 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会をいいます。

6 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。

7 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障がい児を支援する施設、児童館その他児童福祉を増進する施設をいいます。

8 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は社会活動を行うものをいいます。

9 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は通所する者をいい、「大人」とは、子どもを除いた市民をいいます。

10 この条例において「私たちの取組」とは、子どもが自立し幸福を実感できるよう家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がその課題を共有して子どもの最善の利益を考え実施すべき主な取組をいいます。

## 第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 市及び市民は、日本国憲法の精神に従い定められた児童憲章及び子ども基本法の理念に則り、子どもは権利を持った主体であることを確認し、次の子どもの権利を特に大切なものとしていきます。

(1) 基本的人権が守られ、差別されない権利

(2) 大事に育てられ、愛され、保護され、平等に教育を受けられる権利

(3) 自分の意見を言え、様々な活動に参加できる権利

### 第3章 協働及び役割

(協働)

第4条 家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市は、対等な立場で、将来にわたりこの条例の目的を共有し、私たちの取組を推進します。

(家庭の役割)

第5条 家庭は、子どもの人格を形成し、基本的な生活習慣を養う機能を担います。

2 家庭は、子どもを育てる最も大切な責任を負います。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、集団生活を通して確かな学力、豊かな心並びに健康及び体力を基礎とする生きる力を育て、また、一人ひとりの子どもが将来の夢を持ち生き生きと活動する場としての機能を担うよう努めます。

2 学校等は、一人ひとりの個性を尊重し、その子の状況に応じ、心身ともにたくましく生きる子どもを育てるよう努めます。

3 学校等は、子どもの地域の一員としての意識及び実践力を育てるために、地域に開かれた学校等として地域の特色を生かした活動を展開するよう努めます。

(地域自治組織及び市民活動組織の役割)

第7条 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の施設、人材等を十分かつ効果的に活用し、子どもの居場所づくりを進めるよう努めます。

2 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の人材を活用し、世代間交

### (4) 自分の意見が尊重され、最も良いことが優先して考えてもらえる権利

### 第3章 協働及び役割

(協働)

第4条 家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市は、対等な立場で、この条例の目的を共有し、子どもの権利が将来にわたって広く保障されることを目指して私たちの取組を進めます。

(家庭の役割)

第5条 家庭は、子どもの人格を形成し、基本的な生活習慣を養う機能を持っています。

2 家庭は、子どもを育てる最も大切な責任があります。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、教育を通して、子どもが、確かな学力や豊かな心、健全な体などの生きる力を付けるよう努め、一人一人の子どもが夢をもって将来を考える力を持てるよう応援します。

2 学校等は、一人一人の個性を尊重し、その子の状況に応じ、心身ともにたくましく生きる子どもを育てるよう努めます。

3 学校等は、子どもの地域の一員としての意識及び実践力を育てるために、地域に開かれた学校等として地域の特色を生かした活動を展開するよう努めます。

(地域自治組織及び市民活動組織の役割)

第7条 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の施設、人材等を十分かつ効果的に活用し、子どもの居場所づくりを進めるよう努めます。

2 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の人材を活用し、世代を超えた交



たちの取組を総合的かつ計画的に推進します。

#### 第4章 私たちの取組

(家庭への支援)

第12条 家庭への支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 個々の家庭の実情に応じた支援を充実します。
- (2) 仕事と子育てとの両立を図る家庭への支援は、子どもの立場に立って充実します。

(親と子どもの健康増進のための支援)

第13条 親と子どもの健康増進のための支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 妊産婦及び乳幼児の 健康診査体制を充実します。
- (2) 親と子どもの心と身体の健康づくりに関する取組を充実します。

(援助を必要とする子どもへの支援)

第14条 援助を必要とする子どもへの支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもへの支援を充実します。
- (2) 障がいのある子どもの学校等での生活、仕事及び日常生活に関することを継続的かつ総合的に支援します。
- (3) ひとり親家庭の生活の安定に関することを継続的かつ総合的に支援します。
- (4) 外国人の子ども 等が充実した学校等での生活を送れるよう継続的かつ総合的に支援します。
- (5) 不登校又は引きこもりの状態にある子ども及びいじめを受けている子ども

たちの取組を総合的かつ計画的に進めます。

#### 第4章 私たちの取組

(家庭への支援)

第12条 家庭への支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 仕事と子育てとの両立を図る家庭への支援の充実
- (2) 個々の家庭の実情に応じた支援の充実

(親と子どもの健康増進のための支援)

第13条 親と子どもの健康増進のための支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援体制の充実
- (2) 親と子どもの心と身体の健康づくりに関する取組の充実

(援助を必要とする子どもへの支援)

第14条 援助を必要とする子どもへの支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもへの支援の充実
- (2) 障がいのある子どもの学校等での生活 \_\_\_\_\_ に関すること の継続的かつ総合的な支援
- (3) ひとり親家庭の生活の安定に関することの継続的かつ総合的な支援
- (4) 外国語を母語とする子ども等が充実した学校等での生活を送れるよう継続的かつ総合的な支援
- (5) 不登校又はひきこもりの状態にある子ども、いじめを受けている子ども

もについて継続的かつ総合的に支援します。

(子どもに関する相談体制の充実)

第15条 子どもに関する相談体制の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 教育及び福祉保健に関する分野相互の連携強化に取り組みます。
- (2) 子どもに関する相談窓口の一元化に取り組みます。

(子どもの社会参加の促進)

第16条 子どもの社会参加の促進に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 子どもの心を豊かにする社会的活動を支援します。
- (2) 私たちの取組を推進するときは、子どもの意見が反映されるよう努めます。

(教育の充実)

第17条 教育の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 子どもの確かな学力、豊かな心、健康及び体力を基礎とする生きる力を育てる教育を充実します。
- (2) 子どもに対し、将来、心豊かな家庭を築くこと、子どもを育てること等に関する教育に取り組みます。
- (3) 子ども自身が夢を持って将来の可能性を開くことができるよう、自ら遊びかつ学ぶことができる教育を推進します。

(安全で安心な環境づくり)

第18条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

も及びヤングケアラー等について継続的かつ総合的な支援

削除

(こどもの社会参加の促進)

第15条 こどもの社会参加の促進に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもの心を豊かにする社会的活動の支援
- (2) こどもが自らの意見を表明し、参加する機会の創出

(教育・保育の充実)

第16条 教育・保育の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもの確かな学力、豊かな心、健康及び体力を基礎とする生きる力を育てる教育・保育の充実
- (2) こどもに対し、将来、心豊かな家庭を築き、こどもを育てること等に関する教育・保育の推進
- (3) こども自身が夢を持って将来の可能性を開くことができるよう、自ら遊びかつ学ぶことができる教育・保育の推進

(安全で安心な環境づくり)

第17条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 子どもが安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

(2) 子どもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の強化に努めます。

(地域における支援)

第19条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 地域の人材を生かした子どもの社会性を育てる仕組みづくりに取り組みます。

(2) 地域の特性に応じた安全で安心な環境づくりを  
推進します。

## 第5章 条例の周知及び計画の策定等

(条例の周知)

第20条 市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解してもらい、私たちの取組が一層推進されるための活動を行います。

(子どもに関する計画の策定等)

第21条 市は、子どもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、この条例の理念に従うとともに、市民の意見が十分に反映

(1) 子どもが安心して暮らすことができる地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

(2) 子どもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の強化

(地域における支援)

第18条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 地域の人材を生かした子どもの社会性を育てる仕組みづくり

(2) 地域において、子どもが安心して過ごし、自分らしく居られる多様な居場所づくりの推進

## 第5章 子どもからの相談

(子どもからの相談)

第19条 市は、子どもからの相談にしっかりと耳を傾け、相談内容に応じては関係機関に繋げ、必要な支援を図っていきます。

2 市は、子どもが身近な場所で家族や友達、先生、地域の大人などとの関係を作りながら、困りごとや不安に感じていることを気軽に話せるよう、多様な相談の場づくりを進めます。

## 第6章 条例の周知及び計画の策定等

(条例の周知)

第20条 市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解してもらい、私たちの取組をより進めるための活動を行います。

(子どもに関する計画の策定等)

第21条 市は、子どもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、この条例の理念に従うとともに、子どもをはじめとした市民の意見が十分に反映

されるよう努めます。

2 市は、子どもに関する計画を効果的に推進するため、必要に応じてその計画を見直します。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

されるよう努めます。

2 市は、こどもに関する計画を効果的に推進するため、必要に応じてその計画を見直します。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

# 越前市こども計画(案)

令和7年度～令和11年度

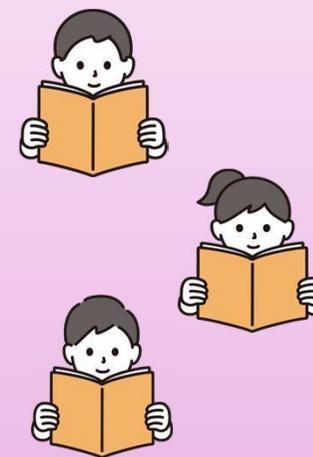
[概要版]

越前市こども条例の趣旨「全てのこどもの自立を実現するために、協働によりこどもの自立につながる取組みを推進し、こどもの最善の利益の実現のためにこどもの育ちを支援していく」に沿って立てており、越前市総合計画2023の「未来へつづく子育て・教育 ～こどもたちが夢を持って、健やかに育つよう応援する～」との整合性もとっています。

## 基本理念



全てのこども・若者が自立に向けて成長し、未来にわたって幸せに暮らせる越前市



## 基本目標



- 1 こどもの権利を尊重し、最善の利益を図ります
- 2 未来へ続く子育て・教育環境を整備します
- 3 こども・若者一人ひとりが幸福を実感[ウェルビーイング]を実感できるようにします



## 重点施策

- ① こども・若者の最善の利益、こどもの意見・考え[View(s)]の尊重
- ② こども・若者の居場所づくり
- ③ 子育て世帯の負担軽減を図る支援
- ④ 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化



# 越前市子ども・子育て支援事業計画第3期(案)

～こども計画と一体的に策定～

## 事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づく計画です。教育・保育や対象事業の利用者ニーズに応じた、5年間の提供体制の整備と事業を円滑に実施するための基本的な指針(数値目標)となります。

第3期計画では、令和7年度から令和11年度までの各事業の量の見込みを設定するとともに、越前市における教育・保育の提供エリアの見直し、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業の量の見込などを実施します。

## 計画策定のポイント

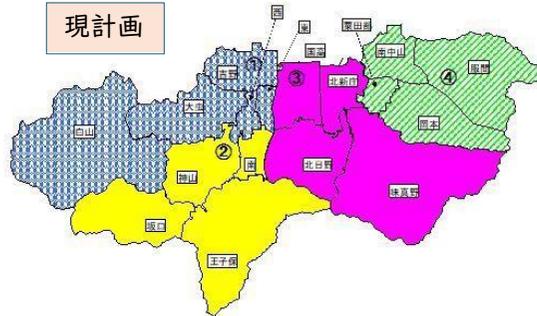
4月1日時点 年齢別人口推計

	R6実績	R7	R8	R9	R10	R11	
0歳	520	510	502	492	483	475	
1歳	573	536	526	518	508	498	
2歳	583	575	538	528	520	510	
3歳	613	584	576	539	529	521	年少
4歳	587	612	583	575	538	528	年中
5歳	645	589	614	585	577	540	年長
6歳	631	639	583	608	579	571	小1
12歳	686	692	667	715	666	673	中1

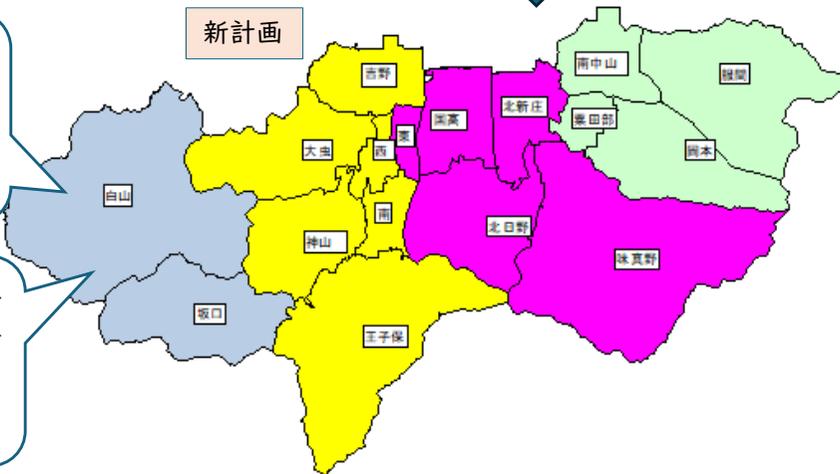
(推計方法 0歳：子ども女性比 1歳～：コーホート変換率)

## 教育・保育の提供エリア

現計画



新計画



現計画と同様に4つのエリアを設定し、エリアごとの教育・保育の必要量や確保量を設定

各地区の直近5年間の未就学児の人口推移や保育ニーズなどから、エリアの区分を見直し

## 地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・利用者支援事業(基本型・こども家庭センター型) <<拡充>>
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て支援短期事業(ショートステイ・トワイライトステイ) <<拡充>>
- ・一時預かり事業(一般型・幼稚園型・すみずみ子育てサポート事業)
- ・時間外保育事業(延長保育・休日保育)
- ・病児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【現在実施している事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け】

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業

【新規事業】

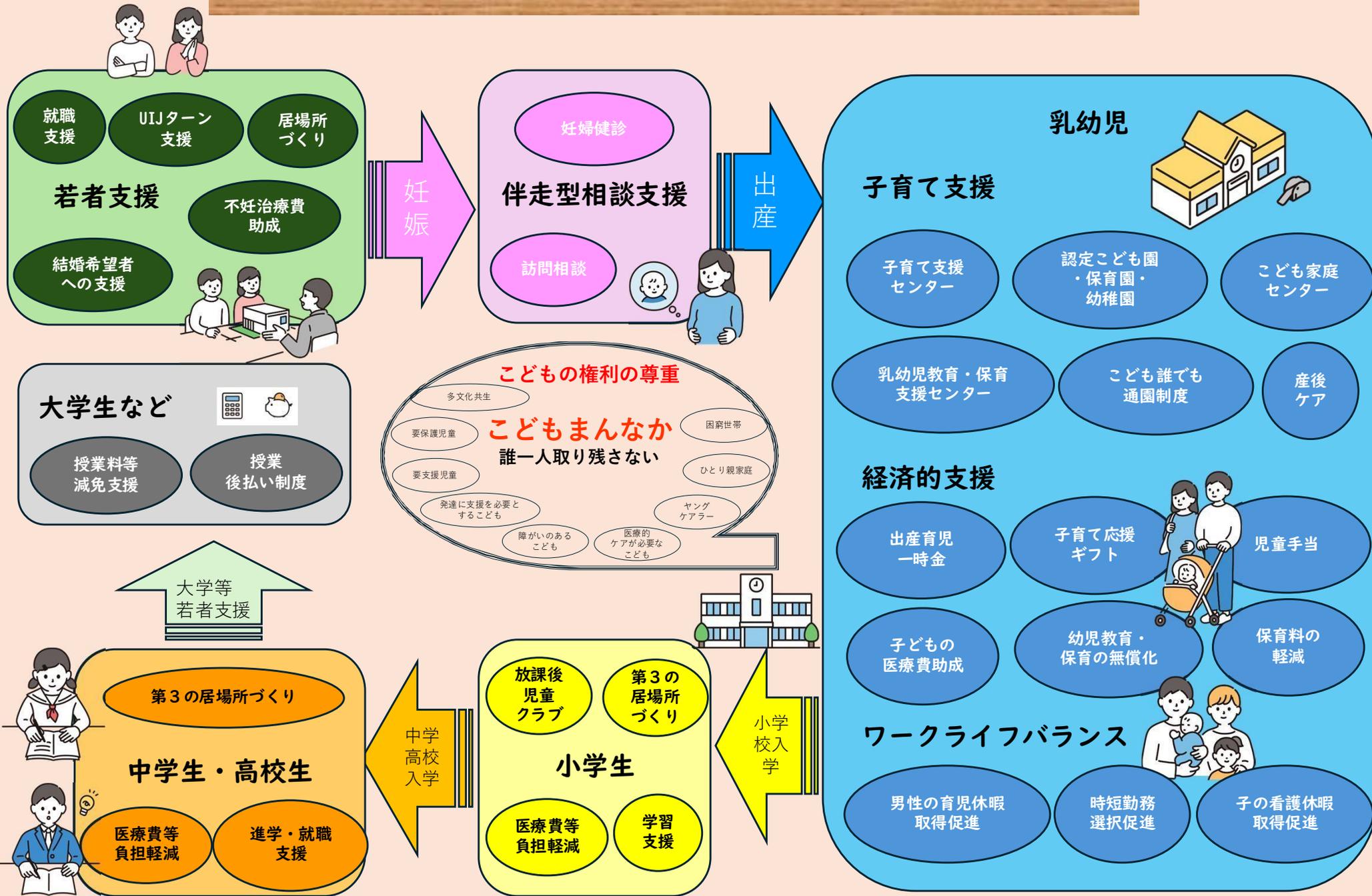
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業
- ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

R8~

※ 地域・子育て支援事業(区域・全額)

事業名	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1
利用者支援事業(基本型・こども家庭センター型)	1	1	1	1	1
妊婦健康診査	1	1	1	1	1
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	1	1	1	1	1
養育支援訪問事業	1	1	1	1	1
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1	1	1	1	1
子育て支援短期事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	1	1	1	1	1
一時預かり事業(一般型・幼稚園型・すみずみ子育てサポート事業)	1	1	1	1	1
時間外保育事業(延長保育・休日保育)	1	1	1	1	1
病児保育事業	1	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1	1	1	1	1

# ライフステージに応じた切れ目ない支援を実施



(案)

# 越前市こども計画

令和7年度～令和11年度

イラスト又は写真

越前市

令和7年 月策定

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画策定に当たって</b>	<b>1</b>
1	計画策定の背景と趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
4	関連計画との関係	
5	前計画の概要と評価	
<b>第 2 章</b>	<b>子育て世帯を取り巻く現状と課題</b>	<b>13</b>
1	現状	
2	課題	
<b>第 3 章</b>	<b>計画の基本理念と基本目標</b>	<b>28</b>
1	基本理念	
2	基本目標	
<b>第 4 章</b>	<b>施策の体系と展開</b>	<b>30</b>
1	施策の体系	
2	基本柱別施策の展開	
	基本柱Ⅰ こどもまんなか社会づくり	
	基本柱Ⅱ こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり	
	基本柱Ⅲ 安心してこどもを産み育てることができる社会づくり	
	基本柱Ⅳ 支援を必要とするこどもとその家庭への自立支援 体制の推進	
3	施策一覧	

第5章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）・・・・・・・・・・60

- 1 教育・保育の提供
- 2 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・90

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・92

越前市こども条例

計画策定の経過

越前市子ども・子育て会議委員名簿

越前市子ども・子育て支援計画庁内ワーキング員名簿

越前市子ども・子育て会議設置規則

用語の解説

「子育て支援に関するニーズ調査」結果

市内高校・大学ワークショップまとめ

# 第1章

計画策定に当たって

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### 国の動向

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数）をみると、令和5年は1947年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、このような子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足し、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、こどもの権利条約、日本国憲法及びこども基本法の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

### 越前市の取組

越前市では、市子ども条例（平成24年4月施行）の趣旨にのっとり、平成25年度を始期とした「～コウノトリが運ぶ～越前市子ども・子育て支援計画」を策定し、一人ひとりの子どもの成長と自立への支援を基本理念として基本目標や基本的施策を定め、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

平成26年4月には市子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育てに関するニーズ調査を行い、子ども・子育て支援事業等の需要を見込む「越前市子ども・

子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育の提供や地域子育て支援事業の提供体制の整備など、子どもと子育てを支援する取組みを実施してきました。

令和6年度が、「子ども・子育て支援計画（第2次）」及び「第2期子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や越前市の子どもや子育てを取り巻く現状、「第2期事業計画」の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取組みを切れ目なく効果的かつ総合的に推進するため、「越前市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法とこども大綱の趣旨に沿い、従前より保障されるべきこども一人一人がもつ権利と成長・自立への支援することを目的とし、本市が進める子ども・子育て関連施策と若者育成支援施策の基本的方向や目標を示すものです。

第3期は、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置付けるとともに、次の計画を内包する計画とします。

本計画は、市の上位計画である「市総合計画2023」の基本構想に掲げた取り組むテーマの1つである子どもたちが夢を持って健やかに育つよう掲げた「未来へつづく子育て・教育」の実現のため、また、全ての福祉分野の計画の上位計画となる市地域福祉計画（令和6年3月策定）の基本理念「ともに生きる 福祉でまちづくり」の地域共生社会の実現をめざし、関連する各個別計画との整合性を図っています。

（※4ページ「4 関連計画との関係」参照）

- ・子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者育成支援計画」

## 3 計画の期間

計画期間は、5年間（令和7年度から令和11年度まで）とします。

## 4 関連計画との関係

市総合計画 2023（基本計画 令和5年度～令和9年度）

市地域福祉計画（令和6年度～令和10年度）



市次世代育成支援対策推進行動計画  
前期計画  
（平成17年度～平成21年度）  
後期計画  
（平成22年度～平成26年度）



子ども・子育て支援計画(第1次)  
（平成25年度～平成31年度）

子ども・子育て支援事業計画(第1次)  
（平成27年度～平成31年度）



子ども・子育て支援計画(第2次)  
子ども・子育て支援事業計画(第2期)  
（令和元年度～令和6年度）

**市こども計画**  
（令和7年度～令和11年度）

子ども・子育て支援計画(第3次)  
子ども・子育て支援事業計画(第3期)

子どもの未来応援計画

ひとり親家庭自立支援計画

子ども・若者育成支援計画

**主な関連計画**

市人口ビジョン・総合戦略

市多文化共生推進プラン

市男女共同参画プラン

市健康づくり計画

市障がい者計画

市障がい福祉計画  
市障がい児福祉計画

市食と農の創造ビジョン

市教育振興ビジョン  
（市教育大綱）

市子ども読書活動推進計画

市スポーツ推進プラン

市公共施設等総合管理計画



## 5 前計画の概要と評価

本市では、令和元年10月に「越前市子ども・子育て支援計画」と「越前市子ども・子育て支援事業計画」を一体化した上で、早急に待機児童解消などに取り組むため、「越前市子ども・子育て支援計画（第2次）」を策定しました。

親が子どもを育てることを支援する「子育て支援」や、子どもが自ら成長していく過程を支援する「子育て支援」を、社会全体で意識を共有し、子どもを安心して生み育てる環境づくりに取り組んできました。

### (1) 前子ども・子育て支援計画（第2次）

#### 基本柱Ⅰ 子どもの権利が守られる社会づくり

～主な取り組み～

##### 基本施策1 人権教育を充実し、豊かな心と思いやりの気持ちを育む取り組み

子どもの権利の保障と自立を実現するため、各学校で年間を通じた人権教育の実施、人権相談や人権啓発講演会の実施、仁愛大学のふくい総合学での講義など「越前市子ども条例」の普及啓発に努めました。

##### 基本施策2 子どもや子育て世帯の社会参加の促進

子育て支援センターでの学習会・意見交換会開催に加え、令和5年度には子育て支援に関するアンケートを実施、令和6年度には市内高校・大学、各種団体とのワークショップを開催し、こども・若者や子育て支援者からの意見反映に努めました。

市内高校・大学でのワークショップの写真

#### 基本柱Ⅱ 多様化する仕事や家庭を支える社会づくり

～主な取り組み～

##### 基本施策1 仕事と子育てが両立できる職場環境の充実

男女平等オンブッドによる事業所訪問や「越前市輝く女性活躍応援団」の賛同企業募集等による子育てしやすい職場づくりに取り組み、福井労働局との連携により復職や再就職のための支援を行いました。

## **基本施策2 家庭の実情にあった子育て支援の充実**

多様化する子育てニーズに対応するため、一時預かり事業やすみずみ子育てサポート事業、ショートステイ事業等を継続して実施しました。令和3年度には新たに地域子育て支援センター1か所を開設し、令和6年度には「上太田保育園」「なかよし保育園」「武生西幼稚園」の3園を統合し「にじいろこども園」を開園しました。

また、就労を支援するため延長保育や休日保育、病児・病後児保育等を継続して実施し、放課後児童クラブの整備を行いました。その他、外国人市民の家庭への支援にも取り組みました。



にじいろこども園の写真

## **基本柱Ⅲ 子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境の整備**

～主な取組み～

### **基本施策1 教育・保育のための施設整備**



このみらいの写真

保育所から認定こども園への移行を推進し、令和6年4月に開園した「にじいろこども園」に、乳幼児教育・保育支援センター「このみらい」も併設し、こどもに関わるすべての人・機関が協働しながら専門性を高めていくためのサポートを行っています。また、地域型保育事業の推進を図り令和2年度に「なのはな保育園」、令和6年度に「HAGUKUMU保育園」を開所しました。

学校施設では学習環境を整えるため、猛暑対策として空調機の設置や屋内運動場の老朽対策工事を行いました。

児童センター・児童館については、教育施設等長寿命化方針に基づき、順次整備を行い、児童の放課後での居場づくりの整備を行いました。

## **基本施策2 子どもの安全を守る環境の整備**

防犯対策として登下校時の見守り活動やアプリやメールによる事案発生の都度注意喚起に努め、交通安全の促進や防災教室・避難訓練の実施、公園遊具の点検等を継続して行いました。

## **基本施策3 子育てに適した生活空間の整備**

雨天時に過ごせる施設として令和元年11月から「てんぐちゃん広場」を開設し、こどもから祖父母まで幅広い年代に愛され、自立を育む遊び場、ふれあいの場として利用されています。また、公共施設はユニバーサルデザインを念頭においた設計・工事を行い、計画的に都市公園施設の改修も実施しました。

てんぐちゃん広場の写真

## **基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減**

子ども医療費の助成として、令和2年10月からは中学3年生から高校3年生まで対象者を拡充、令和5年度からは18歳までの子ども医療費の窓口無料化を実施しました。

幼児教育の無償化や保育料の軽減、在宅育児応援手当等も順調に実施しました。

## **基本柱IV 子どもの生きる力を育む教育・生活環境づくり**

～主な取組み～

### **基本施策1 就学前教育・保育内容の充実**

外国人市民のこどもの教育・保育環境の写真

「このみらい（市就学前教育・保育支援センター）」の設置により、子どもにかかわる保育者等が、学び合い、育ち合い、支え合い、つながり合う取り組みが推進され、就学前教育・保育の質の向上が図られ、次世代の保育人材育成にもつながっている。

また、外国人市民のこどもの教育・保育環境を充実させるため、外国籍児対

応職員を増員し、ポルトガル語を話す保育補助員を「にじいろこども園」に複数配置しました。

### **基本施策2 義務教育内容の充実**

学校運営支援員や部活動指導員を配置し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも活用を図り、「生きる力」の育成を推進した。外国人市民のこどもの教育環境の充実を図るため、外国人児童生徒等指導体制の推進に係る連絡協議会を実施しました。

### **基本施策3 地域力を活用した子育て支援**

福井型コミュニティスクールの設置や地域人材活用(ゲストティーチャー)の実施、市民バスの校外利用等で地域との交流の推進を図り、同じ学校区の5歳児の交流会や合宿通学事業等の活動を支援しました。

### **基本施策4 家庭教育力の向上**

豊かなふれあい体験を通して家庭教育力の向上を図るため、小さな時から本に親しむ「おはなしの会」や5か月児セミナーでのブックスタート事業、市産アユ食育体験や田んぼファンクラブ活動を実施しました。



市産アユ食育体験の写真

### **基本施策5 青少年の健全育成**

市少年少女スポーツ交流大会の開催や体力テスト会の実施、小中学校の家庭科で消費者教育を行い、健やかな成長を育む学びを実施した。また、有害環境の浄化活動を全地区で実施し、学校では従来以上に道徳教育においてモラルについての学習を深める学びを実施しています。

## **基本柱V 支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制の推進**

～主な取り組み～

### **基本施策1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化**

令和6年4月に、「子育て世代包括支援センター」の母子保健機能と「子ども家庭総合支援拠点」の児童福祉機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を開設しました。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立化

防止、虐待などへの予防的な支援を強化するため、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め対応の迅速化を図るとともに、教育、子育て支援機関や専門機関との連携強化を図った。



こども家庭センターの写真

#### **基本施策2 ひとり親家庭の自立支援**

週2回学習支援を開催し基礎的な学力の向上やこどもの育ちを支援するほか、保護者への就業・生活支援や児童扶養手当・医療費助成等の経済的支援、母子父子自立支援員による相談等を実施した。



学習支援の写真

#### **基本施策3 生活困窮家庭への総合的な支援**

生活困窮者自立支援事業や家計改善支援事業を実施し、家庭の自立に向けた相談支援や就労支援を行ったり、教育費の負担軽減のための就学援助や奨学金等で経済的支援を行った。また、若年妊婦や精神疾患をかかえているなど複雑な課題を抱えた妊産婦等に電話や訪問による相談支援を行ったりしました。

#### **基本施策4 発達に支援を必要とする子どもとその家庭への支援体制の充実**

気づきの段階から早期支援まで、母子保健事業や保育カウンセラー事業、児童発達支援センター等が連携した支援に取り組み、また、児童発達支援センターを中核にした早期発達支援の充実を図るため、令和5年度に業務の一部を委託し、発達支援体制を強化（通所支援の対象年齢を幼児期までから18歳までに拡大、発達や障がいに関する相談支援の充実）した。また、発達支援調整機関を設置し切れ目のない支援体制

づくりや多機関連携による地域の支援体制づくりに取り組みました。

### **基本施策5 障がいのある子どもや家庭への支援体制の充実**

障がいのある子どもの保育所・認定こども園・幼稚園での受入体制を確保し、医療的ケアや支援が必要なこどもは、にじいろこども園を中心に支援体制を整えました。また、放課後や長期休暇等の居場所についても、放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所での受入れを行いました。

### **基本施策6 外国籍の子どもや家庭への総合的な支援体制の充実**

宿題サポートや学校への多言語翻訳機配置により、言葉の問題があっても意欲的に学習に取り組みやすい体制を図った。令和6年度では外国人児童生徒対応支援員3名、ことば指導員3名、アクセスワーカー3名、日本語基礎指導員7名の計16名を配置し、外国籍の子どもの育ちへの支援が充実した。

## **基本柱VI 親子の心と体の健やかな成長を支援する体制の推進**

～主な取組み～

### **基本施策1 若い世代が社会的に自立し、家庭を持つための支援の充実**

市では、福井県婚活サポートセンター「ふく恋」のマッチングシステムの利用登録料の一部助成や、29歳までの若い世代の結婚に伴う経済的負担を軽減するための支援金を交付する早婚夫婦支援事業を実施し、これから婚活を始めようとする人や若い世代の新婚夫婦を支援した。

また、支援を必要とする若者への家庭支援ではどの相談窓口にも相談されても一度受け止め、相談内容の課題解決を図ることができる専門機関に確実につながる体制を整備した。

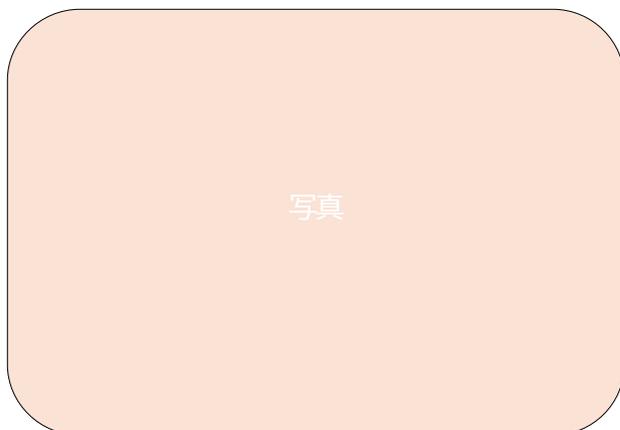
### **基本施策2 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくり**

令和5年度から経済的支援として実施した特定不妊治療費助成について、県の助成対象となる治療費の残額分を市が全額助成したことにより、申請件数や人数が増加した。さらに、令和6年度から、産婦に対する健診の助成を開始し、また、「こども家庭センター」を設置したことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をより推進しました。

### **基本施策3 子どもと親の健康を守る取組み**

令和4年度より「えちぜん栄養士通信」を市内保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校に配布したり、令和5年度から児童の肥満対策として地区ブロックごと

に個別相談や集団教育を実施したりすることで、健康な生活習慣づくりの推進に取り組みました。



## (2) 前子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第59条で定められた地域子ども・子育て支援事業を中心とした次の事業について取り組みました。

事業名		R1	R2	R3	R4	R5
① 利用者支援事業（基本型）	箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
	(母子保健型)	1	1	1	1	1
② 地域子育て支援拠点事業	のべ利用者数(人)	71,200	76,506	49,948	54,443	69,577
	箇所数(箇所)	4	4	5	5	5
③ 妊婦健康診査	のべ受診数(回)	7,475	7,019	7,006	6,430	6,213
④ 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	訪問率(%)	99.5	86.3	93.5	97.0	99.8

⑤ 養育支援訪問事業	のべ訪問指導件数(件)	225	246	287	267	264
子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	新規相談件数(件)	115	85	78	74	72
⑥ 子育て短期支援事業						
子どもショートステイ事業	のべ利用者数(人)	35	14	38	30	105
子どもトワイライトステイ事業	のべ利用者数(人)	2	0	2	8	4
⑦ 一時預かり事業						
幼稚園等1号認定児童預かり保育	のべ利用者数(人) 一般型	1,196	1,109	1,012	1,269	862
	のべ利用者数(人) 幼稚園型	433	320	702	999	731
保育を必要とする児童の保育所での一時預かり	のべ利用者数(人) 一般型	631	647	847	892	708
	のべ利用者数(人) 幼稚園型	11,024	15,519	28,003	25,101	22,495
すみずみ子育てサポート事業	のべ利用者数(人)	1,400	1,558	2,136	2,062	3,103
⑧ 延長保育	のべ利用者数(人) (保育標準時間)	2,530	4,990	5,046	5,031	3,986
	のべ利用者数(人) (保育短時間)	967	1,387	1,352	1,616	1,837
⑨ 休日保育	のべ利用者数(人)	56	2	23	14	6
⑩ 病児・病後児保育事業	のべ利用者数(人) (市内)	164	109	254	200	310
	のべ利用者数(人) (市外(広域))	193	27	56	46	228
⑪ 放課後児童クラブ	利用児童数(人)	877	698	767	735	943
⑫ 放課後子ども教室	1日あたり参加人数(人)	224	192	211	215	225

# 第2章

## 子育て世帯を取り巻く 現状と課題

## 第2章 子育て世帯を取り巻く現状と課題

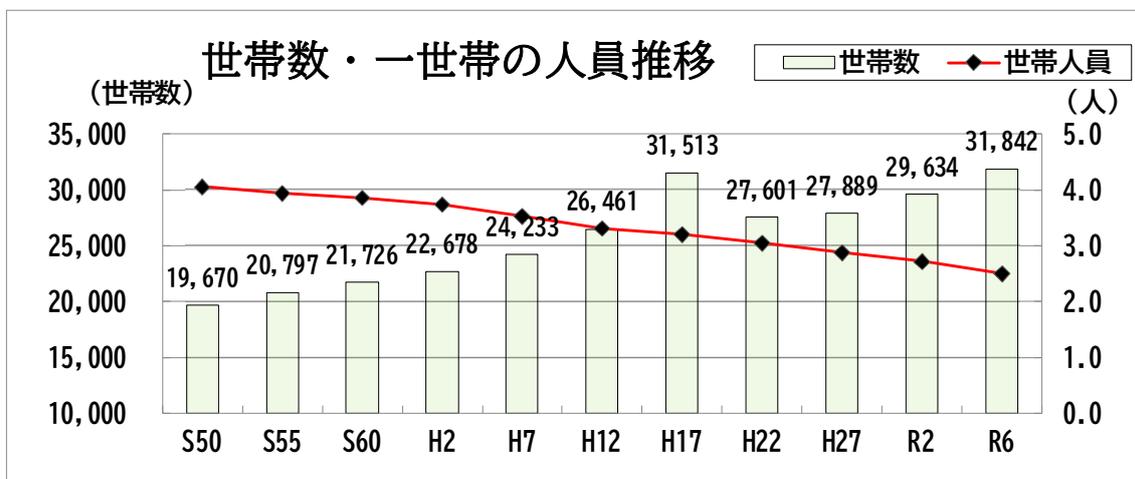
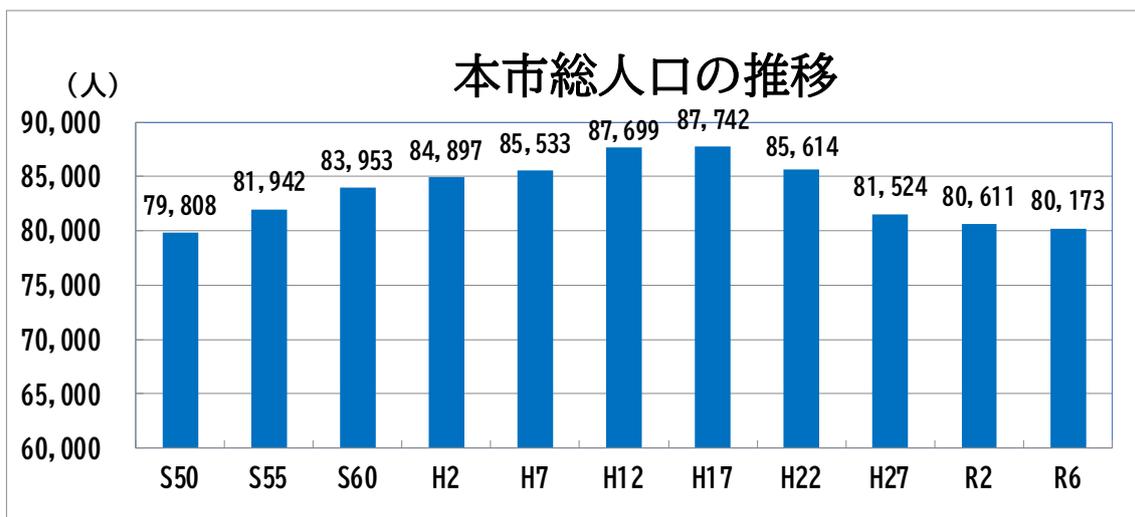
### 1 現状

#### (1) 人口等の状況

##### ①総人口と世帯の状況

本市の総人口の推移をみると、昭和50年に79,808人（武生市・今立町）だった総人口は増加を続け平成17年には87,742人となりましたが、以後は減少が続きました令和2年には80,611人となりました。その後も減少し、令和6年には80,173人となっています。

世帯数も増加し令和6年に31,842世帯となっている一方で、一世帯当たりの人員は減少を続け令和6年に2.5人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。

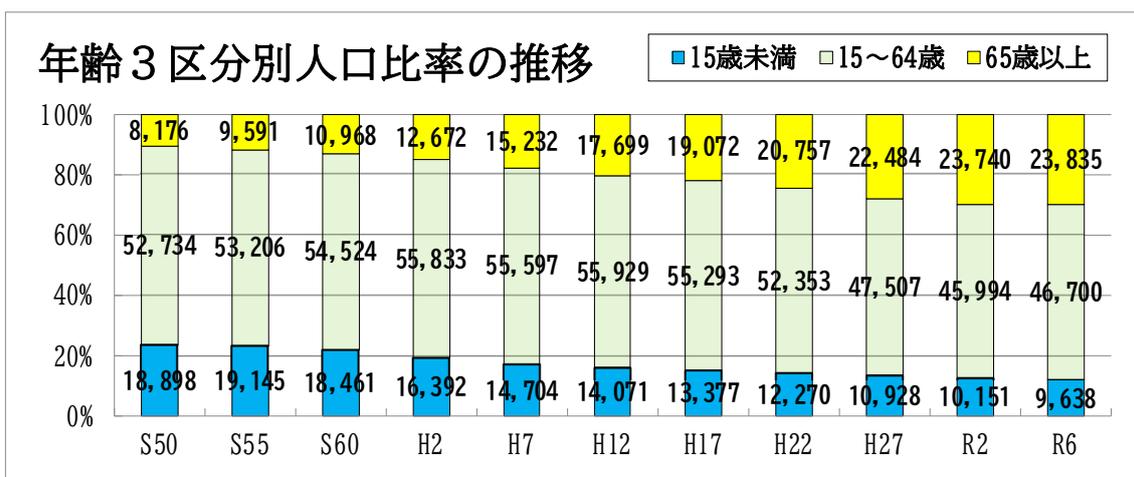


資料：昭和45年～令和2年は国勢調査、令和6年は住民基本台帳（令和6年4月1日現在）  
注）平成24年8月より住民基本台帳の数値に外国籍も含む。

## ②年齢3区分人口の推移

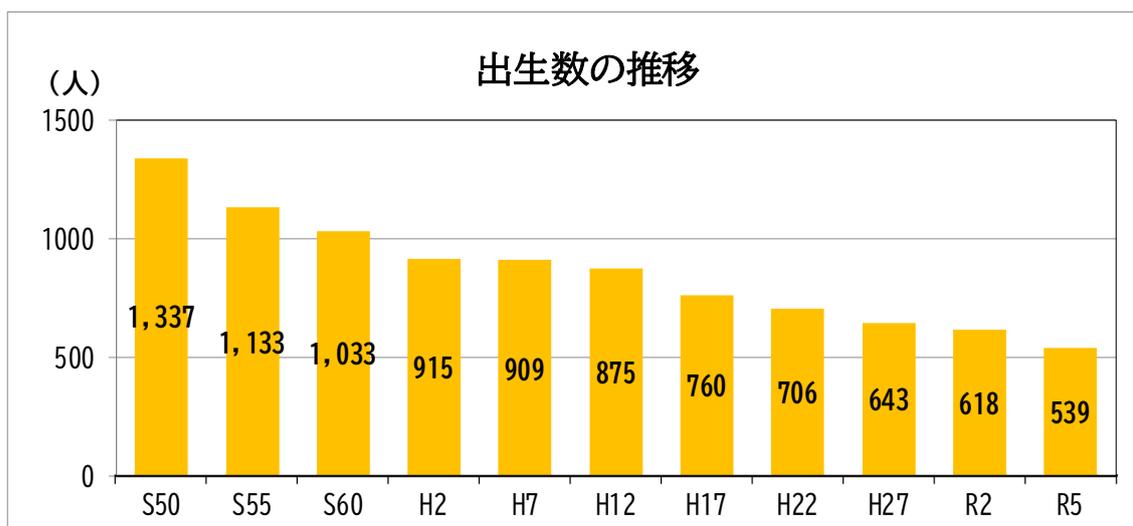
0～14歳、15～64歳、65歳以上の年齢3区分別人口の推移を見ると、昭和50年の15歳未満の人口は18,898人(23.7%)ですが、令和6年には9,638人(12.0%)と減少しています。

一方、65歳以上の人口は、昭和50年は8,176人(10.2%)でしたが、平成7年には15歳未満の人口比率と逆転し、令和6年には23,835人(29.7%)に増加しており、少子高齢化が進んでいます。



## ③出生の状況

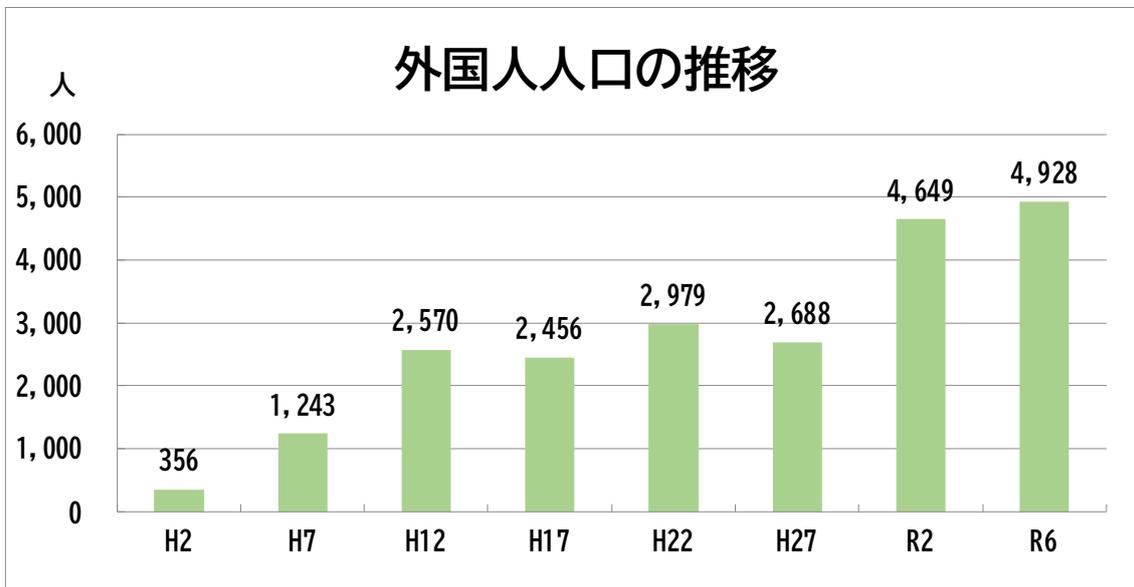
本市の出生数は、昭和50年に1,337人でしたが、以後は減少を続け、平成22年には約半数の706人、令和5年には539人となり、少子化が進んでいます。



資料：人口動態 ※外国籍は含まない

#### ④外国人人口の推移

外国人人口は、平成2年に356人でしたが、年々増加し、令和6年には4,928人と、本市人口の約6%を占めるようになりました。

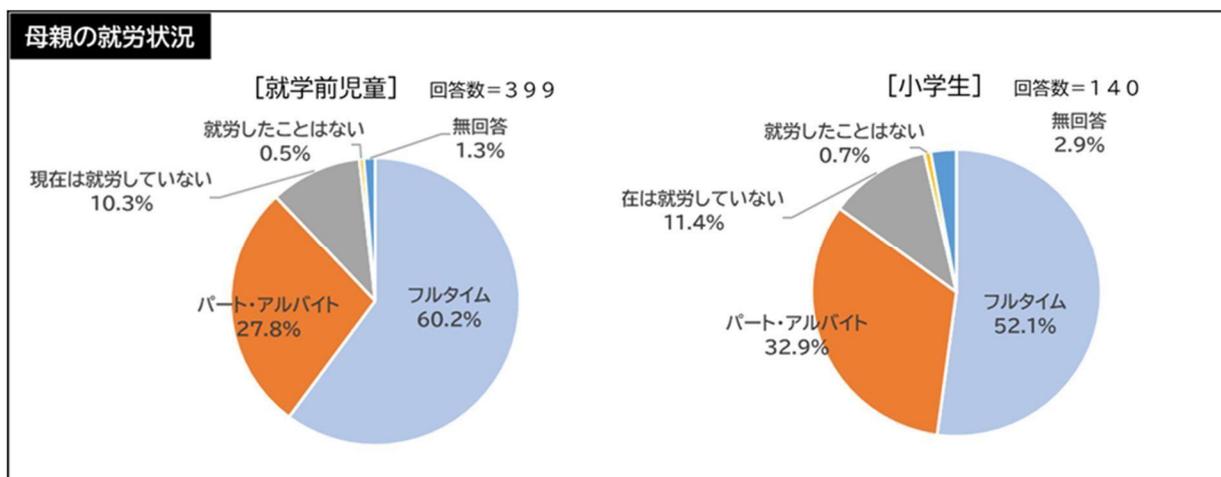


資料：平成2年～令和2年は国政調査、令和6年は住民基本台帳

## (2) 子育て世帯の現状

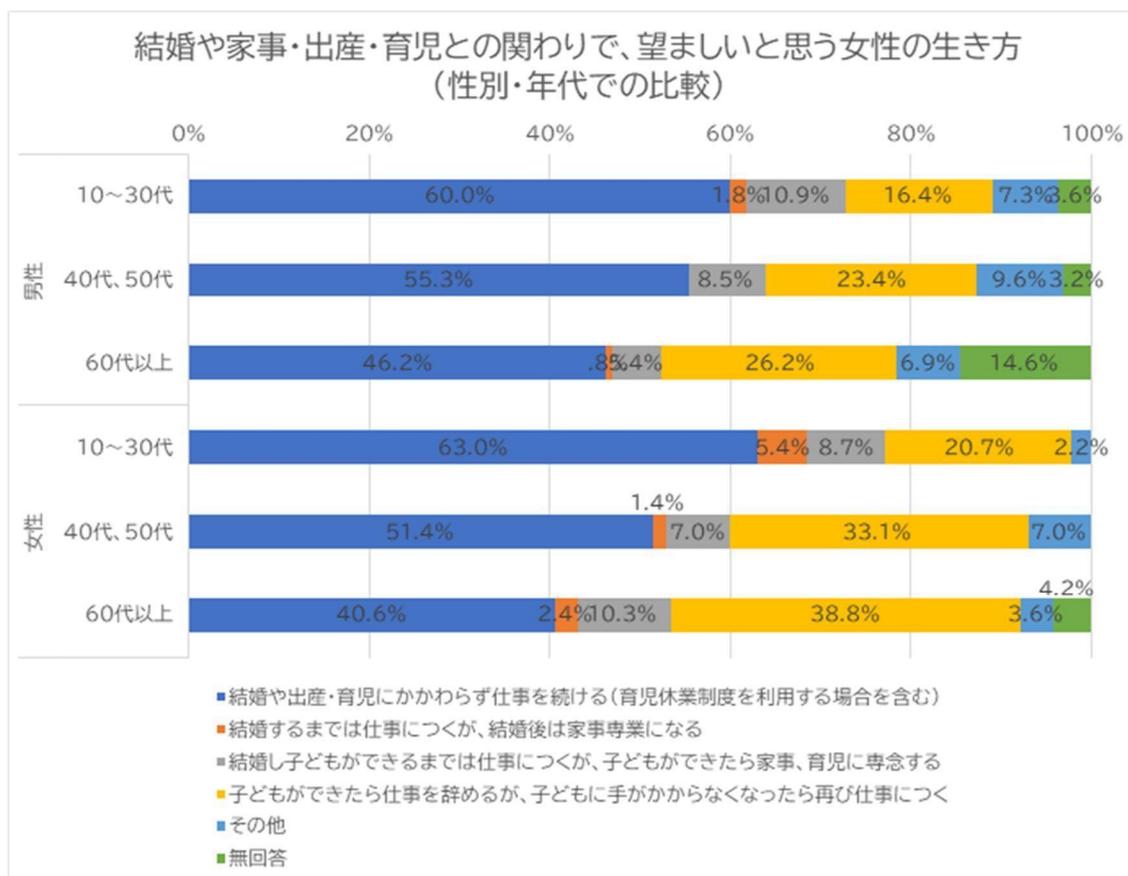
### ①女性の就労状況

本市では、「フルタイム」「パート・アルバイト」で就労している母親は8割を超えています。



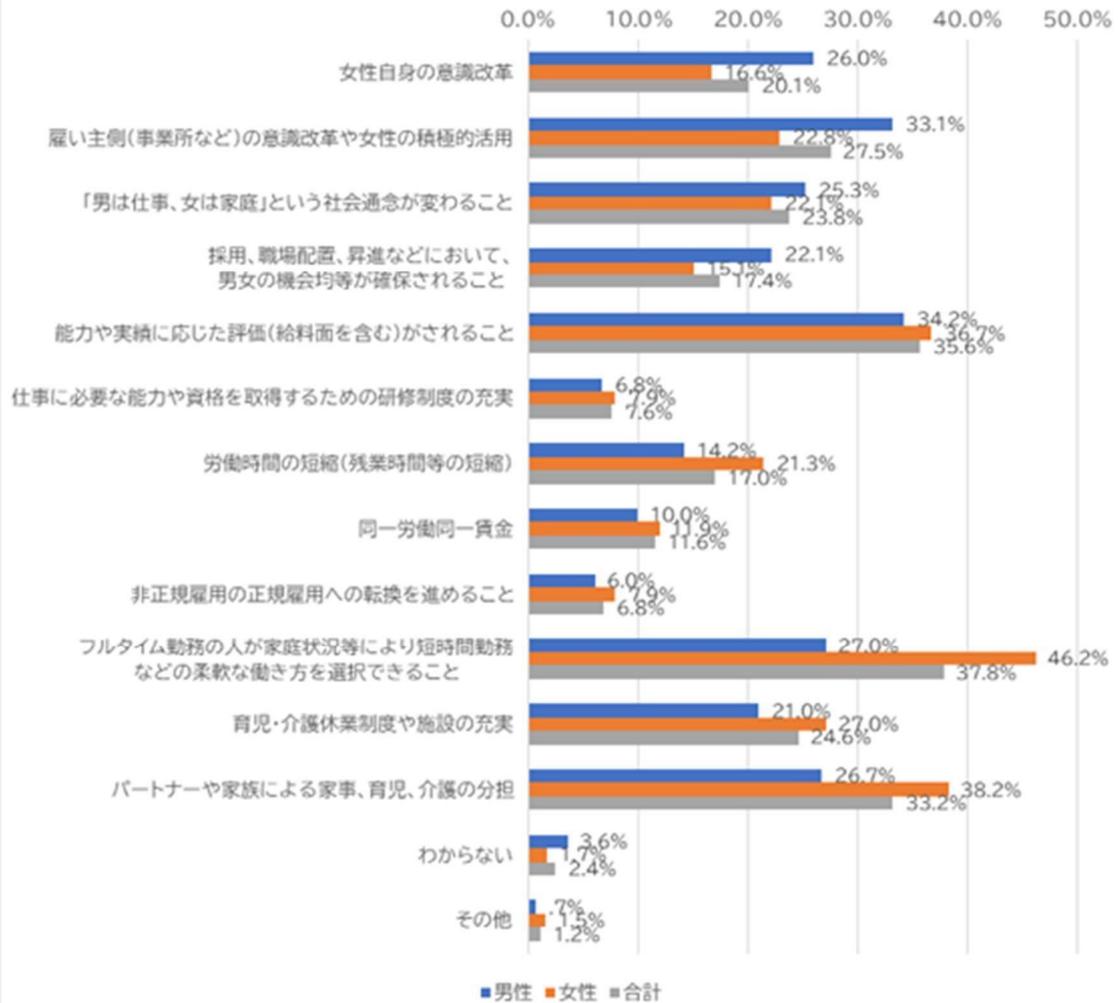
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (R6)

市男女共同参画プランにおいて、性別による役割分業意識の見直しのための取組みや、ライフステージにあわせた柔軟な働き方の実現や長時間労働の是正、仕事と育児・介護の両立支援の一層の充実など、ワーク・ライフ・バランスの確立が課題として挙げられています。女性の就労と家事等との両立という点では、就労する女性が両立の難しさを抱えていることが推測されます。



資料：市男女共同参画プラン海底のための市民意識調査 (R3)

## 女性が意欲をもって働き続けるためには、何が必要だと思いますか？

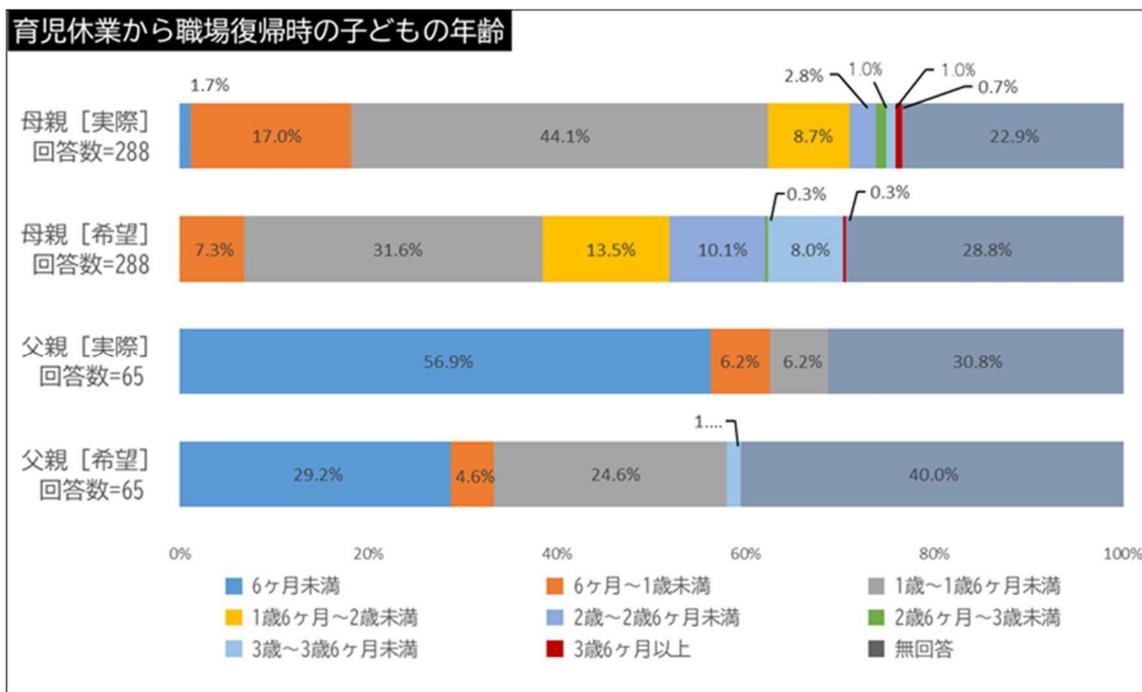


資料：市男女共同参画プラン海底のための市民意識調査（R3）

イラスト

就労している母親が育児休業から職場復帰する時の子どもの年齢は、62.8%が1歳半未満となっています。しかしながら、母親の「希望」は1歳半以上が全体の62.8%を占め、実際と希望する年齢との差が出ています。

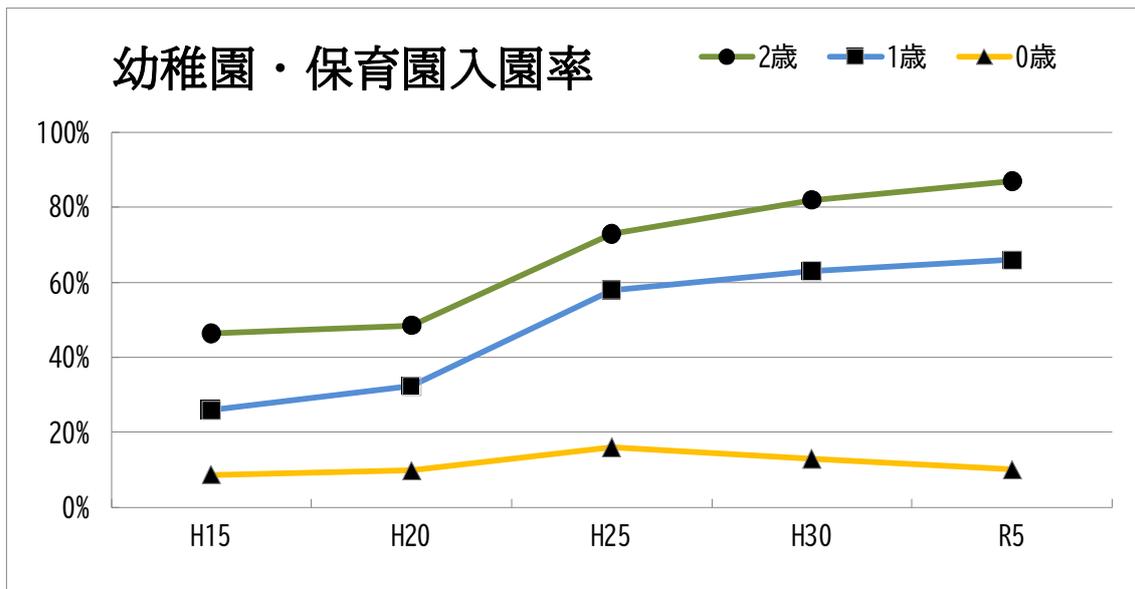
また、就労している父親が、育児休業をとることは非常に少ない状況です。



資料：こども・子育て支援に関するニーズ調査（R6）

## ②就学前教育・保育施設の入所状況

幼稚園と保育所の入園状況を見ると、平成25年度は0歳児の16%、1歳児の58%、2歳児の73%が入園していましたが、令和5年度は0歳児の10%、1歳児の66%、2歳児の87%が入園しており、年々入所率が高まり、保育ニーズの低年齢化が進んでいます。



## 幼稚園・保育所入園児童数推移

(単位：人)

	H15	H20	H25	H30	R5
5歳児	898	803	747	678	601
4歳児	872	810	704	671	605
3歳児	798	757	671	687	559
2歳児	439	460	500	528	535
1歳児	288	358	386	407	389
0歳児	85	92	103	78	55
計	3,380	3,280	3,111	3,049	2,744

資料：こども未来課、教育振興課 各年度4月1日現在

### ③生活保護世帯の状況

生活保護の受給状況をみると、令和元年以降、世帯数、人員数、保護率ともに増加傾向にあり、令和5年度205世帯236人となっています。

なお、生活保護世帯のうち、18歳未満の子どもを含む世帯は増加傾向にあり、令和5年度は6世帯となっています。

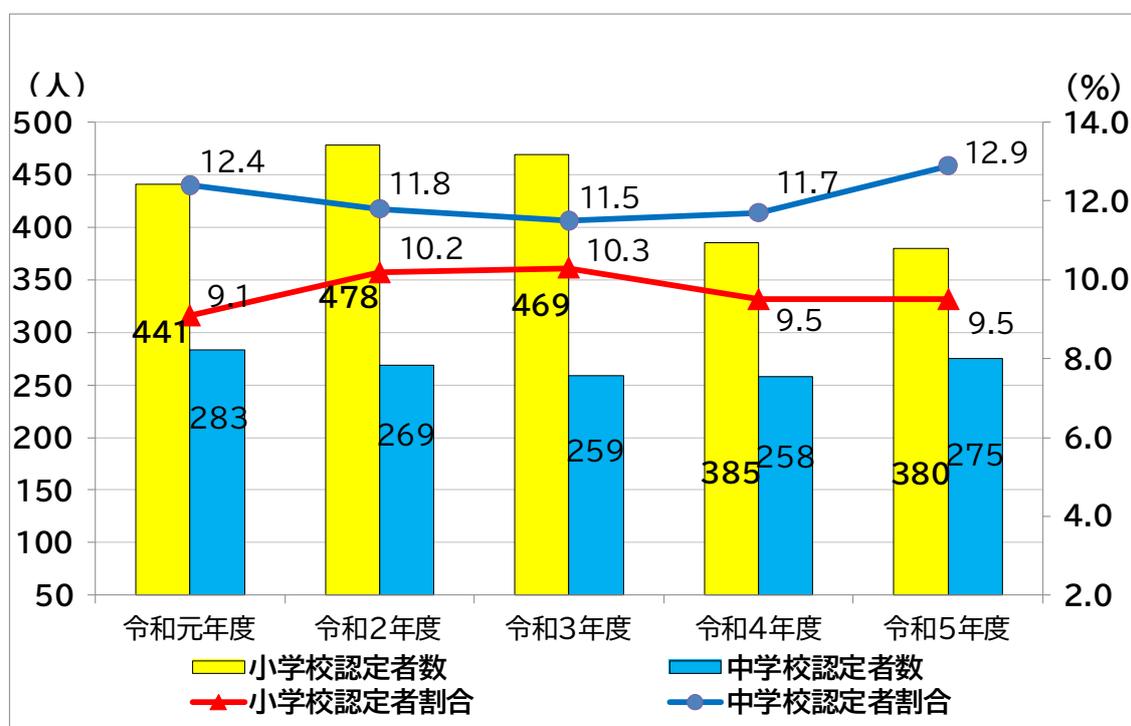
	世帯数（世帯）		人員数 （人）	保護率（％）		
		内18歳未満の 子どもがいる世帯 （世帯）		越前市	福井県	全国
令和元年度	189	2	214	2.60	5.41	16.40
令和2年度	192	3	217	2.63	5.44	16.30
令和3年度	190	3	214	2.61	5.54	16.20
令和4年度	193	6	223	2.75	5.57	16.20
令和5年度	205	6	236	2.96	5.64(注)	16.30(注)

(注) 令和5年度福井県と全国の保護率は速報値

資料：社会福祉課 各年度月平均

### ④就学援助認定者数及び割合の推移

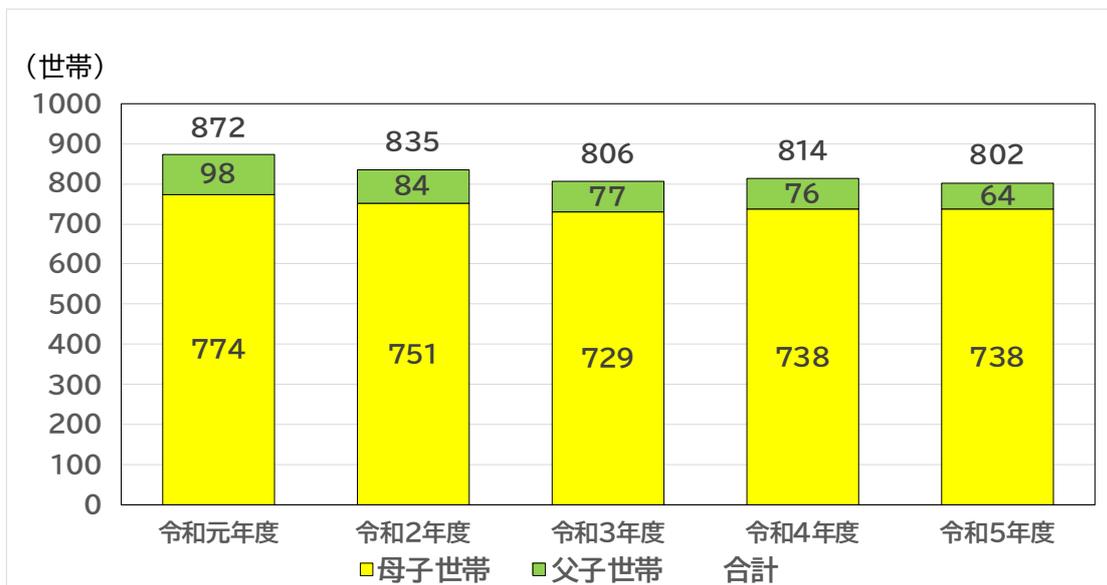
就学援助を受けている児童生徒の状況は、令和5年度の認定者割合が小学校9.5%、中学校12.9%と小中学校ともに令和元年度から増加しています。



資料：教育振興課 各年度3月31日現在

### ⑤ひとり親世帯数と内訳

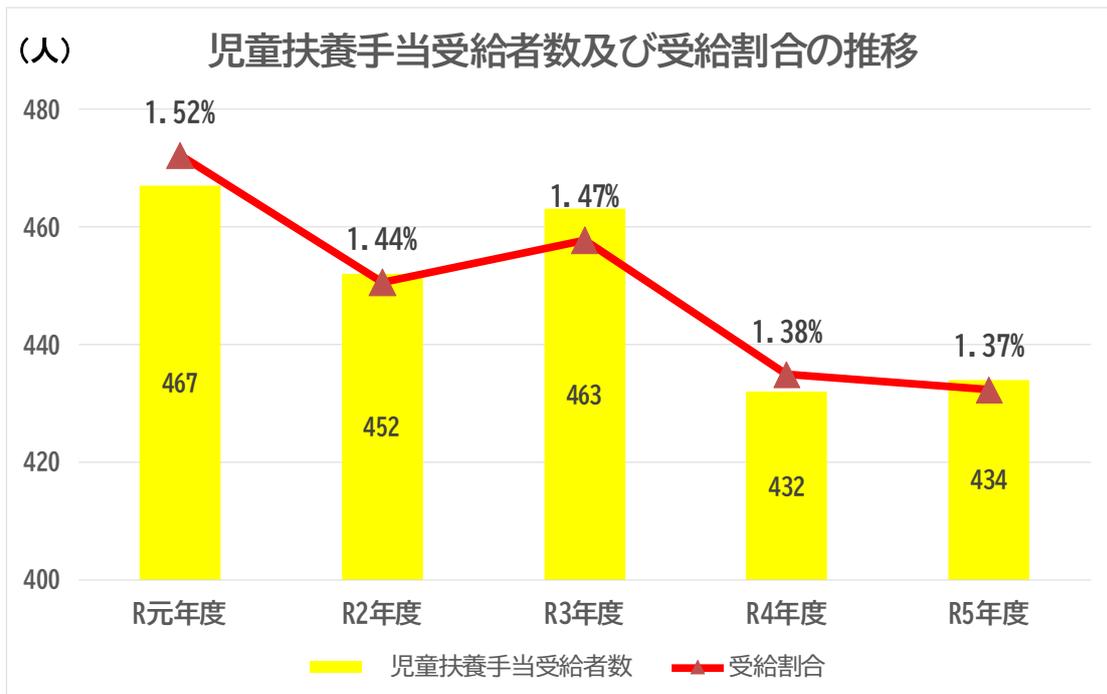
ひとり親家庭のうち、母子世帯は、令和元年度774世帯から令和5年度738世帯に、父子世帯は、令和元年度98世帯から令和5年度64世帯と、ともに減少傾向にあります。



資料：市ひとり親家庭調査

### ⑥児童扶養手当受給者数及び受給割合の推移

児童扶養手当受給の状況は、年々減少傾向にあります。令和5年度では434人となり、ピーク時の令和元年度と比べ7%減少しています。



資料：こども未来課 各年度3月31日現在

⑦児童虐待等に関する相談（種類別相談件数内訳）

こども家庭センターが新規で受けた相談のうち、要保護児童対策地域協議会で対応した相談件数は、以下の通りであり、ここ数年は横ばいの傾向です。

（単位：件）

年度	種 別							計
	養護相談 (虐待)	養護相談 (その他)	発達障害	育成相談 (不登校)	非行相談 (ぐ犯行為等)	保健相談	その他	
R1	53	46	0	11	2	1	3	116
R2	32	47	2	2	0	0	2	85
R3	34	32	3	2	3	0	4	78
R4	30	35	0	4	1	0	4	74
R5	32	44	1	2	2	0	1	82

資料：こども家庭センター



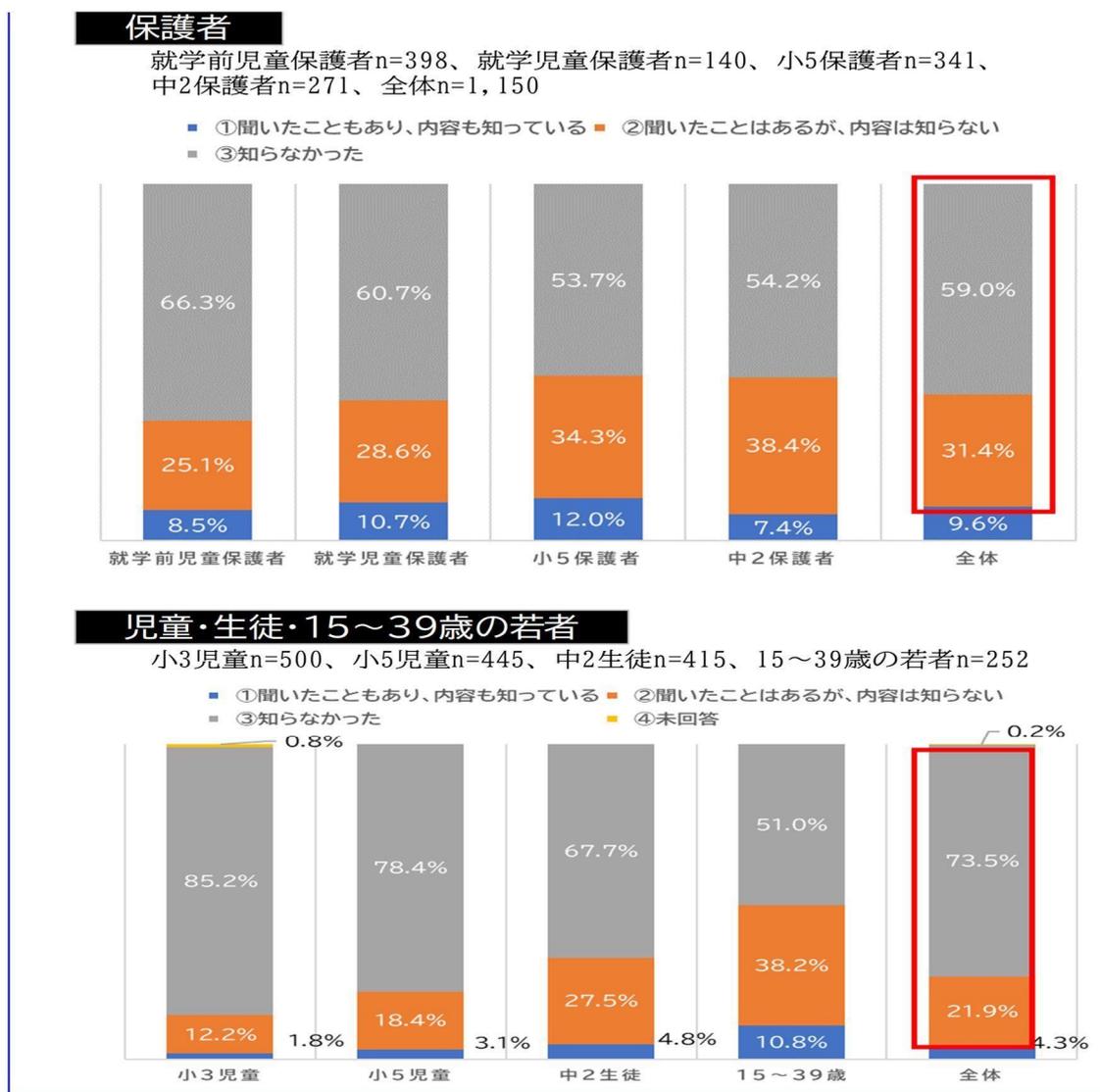
イラスト

## 2 課題

本市の現状や国の政策動向、また令和5年度に実施した「子育て支援に関するニーズ調査」結果並びに令和6年度に実施したワークショップなどから、こどもや子育て世帯を取り巻く様々な課題が見えてきていますが、本計画において強化して取り組むべき大きな課題は次の4点と考えられます。

### (1) こどもの権利の普及啓発

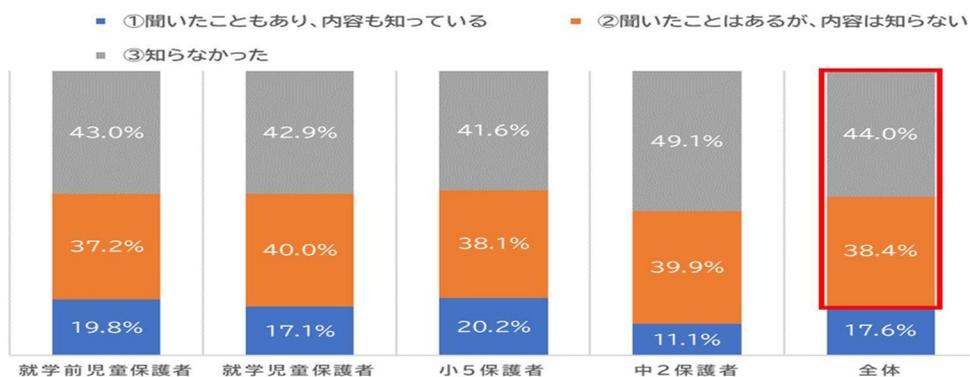
- ・令和5年度に実施した市子ども条例に関する調査結果から、こども基本法の認知度について、保護者の90.4%、児童・生徒・若者の95.4%が、「知らなかった」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した結果となり、回答者の9割以上が内容を知らないという結果になりました。



また、こどもの権利の認知度について、保護者の82.4%、児童・生徒・若者の90.8%が「知らなかった」「聞いたことはあるが、内容は知らない」と回答した結果となり、回答者の約8割以上が内容を知らないという結果になった。

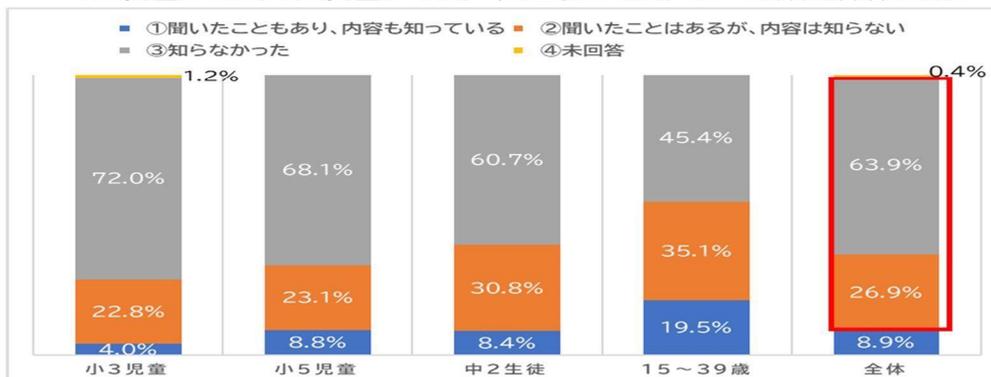
### 保護者

就学前児童保護者n=398、就学児童保護者n=140、小5保護者n=341、中2保護者n=271、全体n=1,150



### 児童・生徒・15～39歳の若者

小3児童n=500、小5児童n=445、中2生徒n=415、15～39歳の若者n=252



- ・こどもの権利についての認知度が低いいため、普及啓発活動が必要です。こども・若者の声や意見を聞く仕組みづくりを進めていきます。
- ・令和6年度に実施した市内高校でのワークショップでは、身近な大人に対して自由に意見ができ、選択ができると答えたこどもがいる一方で、大人の望む選択に従う、選択を迫られるように感じる場面があると答えています。こども一人一人が自己肯定感を高めるために、こども自身が、こどもの権利についての認識を深め、主体的に自分の考えや思いを表現できるようになることとあわせて、「こどもは一人の人間であり、権利の主体である」ことを大人が理解するための取り組みが必要です。



## (2) こども・若者の居場所づくり

・令和6年度に実施した市内高校でのワークショップでの「居場所」のあり方は、人により異なっていましたが、気の合う人（友達）やもの（趣味、興味）と安心して集う空間を希望する意見が多くありました。また、「居場所」までのアクセスや、“求めたときに情報が得られるシステム”を構築してほしいとの意見もありました。

### 写真（学習支援）

- ・家庭にも学校にも居場所のないこどもや若者にとって、心身の安全が確保され、安心して過ごせる第3の居場所づくりも求められています。
- ・多様なこども・若者の居場所づくりを進めるにあたっては、地域の人材も含め既存の地域資源の活用や新たな人材発掘のため、他施設や企業とのさらなる連携を模索していきます。

例：児童館や児童遊園などの児童福祉施設はもちろん公民館、図書館、青少年教育施設などの社会教育施設や子ども会、スポーツ少年団などの青少年団体、学校（学校図書館を含む）、公園の活用、学習・生活支援事業や児童育成支援拠点事業、重層的支援体制整備事業など

- ・こども・若者の居場所を整備することは、こども・若者の成長を促すことにつながると考えられます。こども・若者が気軽に立ち寄れ、安心して自由に過ごすことができる居場所の提供を進めていきます。

## (3) 子育て世帯の負担軽減

- ・保護者が求める重要だと思える支援等において、子育てに係る費用の軽減を求める割合が最も高いため、経済的な支援への取組が必要です。また、学生や若者からも安心して子どもを産み育てるためには、子育て支援のサービスについてライフステージごとの情報や相談できる場所や人の見える化を希望する声がありました。ニーズ調査では、相談機関に望むことは、「親身に聞いてくれる」と回答する割合が最も高く、また、相談機関を利用しない理由として、「相談しても解決できないと思う」と回答する割合が最も高い結果でした。
- ・これらのことから、寄り添い型の対応や切れ目のない相談体制の充実を図る取組が必要です。こどもの心身ともに健やかな成長のためにも、相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、さらに、辛い、苦しい経験をした際にこども自らが相談でき、こどもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みや

「敷居の低い」相談の場所の確保が必要です。

- ・また、若者についても、「お金」「将来・進路」「仕事・就職」などの悩みが多く挙げられており、若者の抱える状況や課題はさまざまであるため、こうした多様な



悩みや困難を受け止め、それぞれに対応した支援が必要です。

#### **(4) 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策**

平成25年4月から「子ども・子育て相談室」を設置し、こどもと家庭の様々な相談を受け、福祉と教育分野の連携や専門機関とのネットワーク構築を図りながら、相談や支援を行ってきました。令和6年4月には、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に行う機関「こども家庭センター」として新たに開設をしました。虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れない対応を行っています。

市では児童虐待等に関する新規の相談件数は年間70～80件台と横ばいの状態であり、継続して養育支援が必要なケースも含めると年間200件以上であり、専門職等による広く手厚い支援体制や対策が求められています。

特に不適切な養育状態にある児童や家庭にも学校にも居場所のない児童に安全・安心な居場所を提供し、こどもの権利を守ることや将来の自立に向けて生き抜く力を育む環境を整えること、訪問系のサービスを充実させ、家庭の養育力を上げていくことも大切な取り組みであり、要保護児童対策地域協議会を中心とした機関が更に連携して対策を進める必要があります。

# 第3章

## 計画の基本理念と基本目標

## 1 基本理念

「全ての子ども・若者が自立に向けて成長し、  
未来にわたって幸せに暮らせる越前市」

次の社会を担う子ども・若者一人ひとりが、その生涯を通じて人として人間性を育み、社会へ参加、参画できる「主体」となるよう、家庭、学校、児童福祉施設、地域自治組織及び市民活動組織、事業者、市民並びに行政等に携わる関係者が一体となって、子どもと若者の成長と自立を支援します。また、子育て世帯が安心して子どもの成長を見守れる社会づくりを目指します。

## 2 基本目標

令和5年4月子ども基本法の施行により、これまで以上に「子どもの意見の尊重」が子どもの権利の一つとして認められ、子どもの対応については「子どもの最善の利益」が第一に考慮されることが規定されています。さらに子ども一人ひとりが個人として尊重され、そのためには、子どもの意見を踏まえた市の施策の展開が必要です。

これらの理念や市子ども条例を踏まえた本計画の基本理念「一人ひとりの子ども・若者の成長と自立への支援・幸福の実感」に則って、本計画の基本目標を次の3つとします。



**基本目標 1** 子どもの権利を尊重し、最善の利益を図ります

**基本目標 2** 未来へ続く子育て・教育環境を整備します

**基本目標 3** 子ども・若者一人ひとりが幸福を実感〔ウェルビーイング〕  
できるようにします

# 第4章

## 施策の体系と展開

# 1 施策の体系

## 〔 基本理念 〕

「全ての子ども・若者が自立に向けて成長し、未来にわたって  
幸せに暮らせる越前市」

### ◎基本目標 1

子どもの権利を尊重し、最善の利益を図ります

### ◎基本目標 2

未来へ続く子育て・教育環境を整備します

### ◎基本目標 3

子ども・若者一人ひとりが幸福を実感〔ウェルビーイング〕できるようにします

## ★：重点施策

### 基本柱 I 子どもまんなか社会づくり

#### ●基本施策1 豊かな心と思いやりの気持ちを育む人権教育

- ① 子どもの権利に関する教育の推進
- ② ジェンダー平等と性の多様性の意識の啓発



#### ●基本施策2 子ども・若者の最善の利益、子どもの意見・考え〔View(s)〕の尊重

- ① 子ども・若者や子育て当事者の社会参加の促進
- ② 子ども・若者の意見が反映できる仕組み
- ③ 子どものview(s)の表明をサポートできる風土づくり

### 基本柱 II 子ども・若者の健やかな成長を育む環境づくり

#### ●基本施策1 就学前教育・保育、学校教育の施設や体制の整備

- ① 就学前教育・保育の施設や体制の整備
- ② 学校教育の施設や体制の整備と活用
- ③ 児童館・児童センター施設や放課後児童クラブ体制の整備

#### ●基本施策2 就学前教育・保育、学校教育の機会の確保及び質の向上

- ① 幼児教育の充実
- ② 小学校へつながる学び
- ③ とともに学ぶ学校づくり
- ④ 情報活用能力の育成
- ⑤ 地域の特色を生かした学びの推進
- ⑥ 探究的な学習や体験活動の充実
- ⑦ 豊かな情操の育成と生徒支援体制の充実
- ⑧ 健全な心身の育成と安全教育の推進
- ⑨ こどもの読書活動の推進
- ⑩ ふるさとへの誇りの醸成

●基本施策3 こどもの安全を守る環境の整備

- ① 青少年の健全育成
- ② 交通安全の促進
- ③ 施設の安全対策
- ④ 有害環境の浄化活動の促進



●基本施策4 こども・若者の居場所づくり

- ① こどもが安心して活動できる居場所づくり
- ② 地域資源を生かした居場所づくり
- ③ ICTを活用した情報提供
- ④ 居場所づくりの担い手・専門性の高い人材の養成・育成・支援

基本柱 III 安心してこどもを産み育てることができる社会づくり

●基本施策1 若い世代が家庭をもつための支援の充実

- ① ワークライフバランスの推進
- ② 結婚を希望する方への支援
- ③ 若い世代の定住化の推進



●基本施策2 子育て世帯の負担軽減を図る支援

- ① 妊娠前から切れ目ない支援体制の充実
- ② 子育てのための経済的な支援の充実
- ③ 多様化する子育てニーズに対応するサービスの向上
- ④ 仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスの推進
- ⑤ 相談できる環境づくり

●基本施策3 こどもと親の健康を増進

- ① こどもと親の健康づくりの推進
- ② 健康的な生活習慣の確立
- ③ こどもと親の愛着形成の推進

●基本施策4 子育てに適した生活空間の整備

- ① 良好な生活環境づくり
- ② 子育て家庭が外出しやすい環境づくり
- ③ こどもの遊び場の整備

●基本施策5 家庭内や地域での子育て支援

- ① 教育・保育施設と地域との交流の推進
- ② 地域でこどもを見守る活動の支援
- ③ 地域力を生かした親育て
- ④ 家庭教育力の向上のための体制づくり

●基本施策6 外国籍のこどもや家庭への総合的な支援体制の充実

- ① 外国人市民の子育て環境の充実
- ② 外国籍のこどもの育ちへの支援
- ③ 多文化理解の啓発
- ④ 相談支援体制の充実



●**基本施策1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化**

- ① 児童虐待防止啓発の充実
- ② 切れ目ない支援体制における早期発見・相談体制の充実
- ③ 虐待を受けた児童や虐待した親への支援の充実
- ④ 要保護児童対策地域協議会を中心とした機関連携の強化

●**基本施策2 ひとり親家庭の自立支援**

- ① こどもの育ちへの支援
- ② 子育てをしている親への就業・生活支援
- ③ 経済的支援の推進
- ④ 情報提供、相談体制の推進

●**基本施策3 生活困窮家庭への総合的な支援**

- ① こどもの育ちへの支援と将来の貧困防止
- ② 子育てをしている親への就業・生活支援
- ③ 経済的支援の推進
- ④ 情報提供、相談体制の推進

●**基本施策4 障がいのあるこどもや発達に支援を必要とするこどもとその家庭への支援**

- ① 「気づき」の段階の支援の充実
- ② こどものニーズや発達状況に合わせた支援と家族支援の充実
- ③ 放課後や長期休暇等の居場所確保
- ④ 特別支援教育の推進
- ⑤ 学校卒業後の進路に対する支援
- ⑥ 障がいの有無にかかわらず、共に過ごし学び合うインクルージョンの推進
- ⑦ こどもの最善の利益を地域で守っていく環境づくり

●**基本施策5 不登校、ヤングケアラー、ひきこもり等社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援**

- ① ヤングケアラー等の啓発の推進
- ② 困難を有するこども・若者の社会的自立への支援
- ③ 情報提供、相談体制の推進及び支援機関の連携強化

## 2 基本柱別施策の展開

### 基本柱 I こどもまんなか社会づくり

#### ●基本施策1 豊かな心と思いやりの気持ちを育む人権教育

市こども条例では、全てのこどもの自立を実現し、こどもが幸せを実感できるよう、協働によるこどもの自立につながる取組みを推進し、こどもの最善の利益の実現のためにこどもの育ちを支援していくことを明らかにしています。こどもは権利の主体であり、自分の意見を言え、さまざまな活動に参加する権利を持っています。

この市こども条例を実効性のあるものにするため、普及啓発に努めるほか、学校、家庭、地域での人権教育を推進し、全ての人がこどもの人格と権利を尊重する意識の啓発に努め、こどもの主体的な取組みを支援します。

また、性別や性的指向、性自認にかかわらず、全てのこどもにとって、一人ひとりの権利が尊重されるよう、学校、家庭、地域でのジェンダー平等の意識の啓発に努めます。

#### 【表の見方】

市が行う主な取組事業の一部を紹介しています。  
番号は、〇〇ページの「施策一覧」の事業番号と一致していますので、併せてご覧ください。

#### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こどもの権利に関する教育の推進	・こども条例の普及啓発 ・就学前教育・保育施設における思いやりの教育の実施 ・小中学校における人権教育の実施	こども未来課 教育振興課
②	ジェンダー平等と性の多様性の意識の啓発	・市ホームページでの意識啓発	市民協働課ダイバーシティ推進室



#### ●基本施策2 こども・若者の最善の利益、こどもの意見・考え [View (s)] の尊重

市では、こども・若者の最善の利益を第一に考え、彼らの意見や考え (Views) を尊重した施策を進めます。こどもや若者、そして子育て当事者が社会に積極的に参加できる機会を提供し、そのViewsを社会に反映する仕組みを整備します。

これにより、こども・若者が自らの目で見えて感じたことを発信し、その視点を市の施

策に反映していくことが可能になります。

また、彼らが社会の一員として自信を持って行動できるよう、日常生活や教育現場でも意見表明の機会を増やし、未来の地域社会の担い手として成長できる環境づくりに取り組めます。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こども・若者や子育て当事者の社会参加の促進	・こどもや子育て世帯が意見や提案のできる場づくり	こども未来課
②	こども・若者の意見が反映できる仕組み	・こども・若者とのワークショップの開催	こども未来課
③	こどもの View(s)の表明をサポートできる風土づくり	・出前講座やホームページでの啓発	こども未来課

○は、ワークショップからの意見です。  
◇は、ニーズ調査からの意見です。

### ワークショップ・ニーズ調査の意見より

○選択の場面で、悩む時間があまりない。選択肢を増やすための経験を増やす機会があるとよい。

○こどもの意見を尊重する風土を作っていきたい。

◇これからを担う世代の人達のために、保護者、先生等、こども達と関わる全ての人達(特に40代50代)が子供達の意見に耳を傾ける意識を持つことが必要だと思います。

◇生徒自身が納得できない、知らない校則がたくさんある。学校は生徒が過ごすのだから、ダメなものにはその根拠を教えて欲しい



人権取り組み写真

ワークショップでの発表の様子

## 基本柱 Ⅱ こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり

### ●基本施策1 就学前教育・保育、学校教育の施設や体制の整備

人間形成の基礎を培う乳幼児期・学童期は、こどもの成長に大きな影響を及ぼすことから、教育・保育環境を整備することが重要です。

また、多様な教育・保育ニーズへの対応、外国人市民のこどもへの対応などのために幅広い受け皿が求められています。

就学前教育・保育施設、学校施設、児童館・児童センターなどの施設の整備について、中長期的な計画を定め、全てのこどもが健全に育つことができるよう教育・保育のための環境づくりに取り組みます。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	就学前教育・保育の施設や体制の整備	・幼保一体化による施設整備	こども未来課 教育振興課
②	学校教育の施設や体制の整備と活用	・学校教育施設の老朽化対策 ・良好な学習環境の整備・充実	教育振興課
③	児童館・児童センター施設や放課後児童クラブ体制の整備	・放課後児童クラブの受け皿の整備	こども未来課

### ●基本施策2 就学前教育・保育、学校教育の機会の確保及び質の向上

近年、本市では低年齢児の保育ニーズが高く、そのニーズに対応するために保育人材の確保が重要な課題かつ急務となっています。

少子化や共働きが進む中、次世代の担い手であるこどもが、確かな学力や豊かな心、健やかな体などバランスのとれた「生きる力」を身につけ、夢や希望の実現に向けて努力していくことができる教育・保育が求められています。こどもが充実した教育・保育を受けるために、継続的な保育人材の確保に努め、人材育成や職場環境・処遇の改善を推進していきます。

また、関係機関が連携して、こどもに最もふさわしい生活の場としての教育・保育環境づくりと充実に努めます。

近年、不登校やいじめが増加しており、こどもの問題行動が多様化・深刻化してお

り、背景にはこどもの家庭環境の問題も大きく関係しています。その解決のために、多様な機関や専門家がチームを組んで行う支援が必要です。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
②	小学校へつながる学び	・接続カリキュラムの効果的な活用の研究	こども未来課 教育振興課
④	情報活用能力の育成	・市教育DX推進計画に基づくデジタルシティズンシップ教育の充実 ・児童生徒、保護者へ情報モラル教育の充実	こども未来課 教育振興課 生涯学習・芸術文化課
⑩	ふるさとへの誇りの醸成	・郷土の自然と歴史を尊重する心の育成	こども未来課 教育振興課 生涯学習・芸術文化課



幼保小の交流の取組



乳幼児教育・保育支援センターと  
仁愛大学の連携講座の様子

### ●基本施策3 こどもの安全を守る環境の整備

インターネットや携帯電話等のSNSの発達により、情報化社会が急速に進展する中で、こどもを取り巻く環境が健全育成に悪影響を与えることのないように、学校では、従来以上に道徳教育において、マナーやモラルについて学習しています。

—さらに、こどもが安心して地域で暮らすことができるためには、定期的な巡回活動と関係機関の情報の共有化により、有害情報をこどもに触れさせないための活動が必要

です。

これまでの保護者の日頃からの見守りと併せ、有害情報をこどもに触れさせないために、事業所も含め地域が一体となって、こどもたちを見守るための各種啓発活動に努めます

こうしたことから、地域や警察などの関係機関と連携しながら、犯罪を防止するための活動や環境整備、犯罪を誘発する機会を減少させる取組みや犯罪被害に遭わないための安全教育などを実施します。

また、交通安全についても、登下校時の見守り活動や、通学路等の整備などを実施します。

さらに、こどもの遊び場となる施設の安全確保や、自然とふれあえる場としての環境整備など、こどもの遊び場・ふれあいの場を確保し、こどもがのびのびと育つことができる安全な環境づくりを推進します。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	青少年の健全育成	・インターネットを安全安心して利用するための啓発 ・越前警察署少年警察協会員会への補助 ・地域防犯パトロールの実施	教育振興課 防災危機管理課
②	交通安全の促進	・交通安全教室などの啓発活動 ・幼児交通安全リーダー研修会の開催	防災危機管理課
③	施設の安全対策	・通学路防犯灯の整備、通学路の危険箇所点検 ・幼少期における防火・防災教育の推進、避難訓練の実施	防災危機管理課 南越消防組合



#### ●基本施策4 こども・若者の居場所づくり

こども・若者にとって、家庭や学校以外にも安全で安心して過ごせる多くの居場所があることは、様々な学びや多様な体験活動等を通じて自己肯定感を高めることができ、幸せを実感しながら成長することにつながります。

すでに地域の居場所になっている放課後児童クラブや地域の学習支援などについて

は、こどもの声を聴きながら地域で子どもが自立する力をはぐくめるようさらに取組みを進めます。また、居場所に関する情報をこども・若者が見つけられ、選びやすくなるような工夫や、居場所づくりの担い手等へのサポートを行うことで、より良い居場所となるよう努めます。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こどもが安心して活動できる居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業の充実</li> <li>・地域が主体となった放課後こども教室の維持的推進</li> </ul>	こども未来課 生涯学習・芸術文化課
②	地域資源を生かした居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援事業、こども食堂</li> <li>・公民館及びスポーツ施設でのスポーツ・文化活動や多様な遊びの体験</li> </ul>	こども未来課 生涯学習・芸術文化課 スポーツ課
③	I C Tを活用した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欲しい情報が得られるシステムの構築</li> </ul>	こども未来課

### ワークショップ・ニーズ調査の意見より

- 小さいこどもを安心して遊べたり、預けたりする場所は大切。
- 子どもは複数ほしいと思うが、お金がかかりそう。
- 多様な遊び場が欲しい。今はコンビニくらいしかない。
- ◇施設へのアクセスなど、地域交通がもっと便利になるとよい。
- ◇新生児訪問の時に気軽に利用できる児童館や子育て支援センター等の情報（写真つきでイメージしやすいものを）を教えてもらえるともっと早くいろいろな場に行って子育ての不安を話せていたのではと思う。
- ◇学童保育の受け入れ可能人数が少ない。
- ◇学生たちが勉強や宿題ができる施設を作って欲しい

学童保育



## 基本柱 Ⅲ 安心して子どもを産み育てることができる社会づくり

### ●基本施策1 若い世代が家庭をもつための支援の充実

人口減少社会が全国的な課題となっており、本市でも若者の流出を少しでもくい止め、若者が越前市での定住を考える取組みが重要になっています。

また、本市では、子育てをしながら仕事をしている家庭が多く、その就業の形も様々であることから、仕事と家庭の両立支援と働き方に優しい環境づくりが求められています。

若い世代が、これから夢をもって結婚し子育てをしていくため、婚活を始めようと考えている人や新婚夫婦の経済的な支援を充実していきます。

仕事をしながら子どもと向き合う時間を確保するためには、事業所の主体的な取組みや職場の人々の協力が必要となります。これらをサポートするため、市と事業所が連携し子育てしやすい職場づくりを目指します。

#### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	ワークライフバランスの推進	・男女平等オンブッドの事業所訪問の実施 ・福井労働局との雇用対策協定に基づく事業の実施	市民協働課ダイバーシティ推進室 産業政策課
②	結婚を希望する方への支援	・マッチングシステム利用登録料助成 ・早婚夫婦支援事業	こども未来課
③	若い世代の定住化の推進	・住宅取得への支援 ・U I Jターンの促進	建築住宅課 ブランド戦略課



### ●基本施策2 子育て世帯の負担軽減を図る支援

就労形態や就労時間が多様化している現在、子育てをしながら安心して働き続けるためには、その家庭の状況に合わせた保育が必要とされています。

子育てのための経済的な支援として、児童手当の支給、子どもの医療費の助成、保育料の軽減・無償化など、様々な支援制度が設けられています。経済的な理由により、子育てが困難な状況にならないよう、これらの制度を継続していきます。

また、第3子以降の子どもがいる家庭の経済的負担の軽減制度を継続し、多子世帯の家庭の経済的な支援をしていきます。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
②	子育てのための経済的な支援の充実	・児童手当の支給、子ども医療費の助成 ・保育料の軽減、幼児教育の無償化、	こども未来課 教育振興課
③	多様化する子育てニーズに対応するサービスの向上	・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の検討	こども未来課 教育振興課
⑤	相談できる環境づくり	・地域子育て相談機関の設置と推進	こども未来課

こんにちは赤ちゃん

### ●基本施策3 こどもと親の健康を増進

妊娠、出産、こどもの成長と子育てに希望が持てるように地域や関係機関と連携し、継続的・包括的に切れ目のない支援が求められています。

こどもの成長に伴って、発育や発達に関する悩みや心配も出てきます。産後うつなどの心身の不良や育児不安解消の取組みにおいては、新生児・乳児・幼児と子育て期を通じ、訪問や教室・健診など様々な機会でも育児支援を行い、すこやかに育つための意相談体制や関係機関との連携を図り、支援を充実します。

また、学童期以降も学校保健や思春期保健等との連携も含め健康づくりを推進します。

5 か月児セミナー

主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こどもと親の健康づくりの推進	・乳幼児健康診査の実施と疾病の早期発見・療育等への相談支援 ・妊婦・産婦健診	健康増進課
②	健康的な生活習慣の確立	・教育・保育施設等における健康的な生活習慣の正しい知識の普及	健康増進課 こども未来課 教育振興課
③	こどもと親の愛着形成の推進	・ペアレントプログラムやブックスタート事業の実施	健康増進課 こども未来課

●基本施策4 子育てに適した生活空間の整備

子育て家庭が安心して生活できる空間として、良好な居住環境、妊婦や乳幼児を連れて人が安心して外出できる環境、利用しやすい公共交通が求められています。

子育て家庭が安心して生活できるように、住宅の耐震化の促進や市営住宅情報の提供を実施していきます。

また、歩道の段差の改善や公共施設のバリアフリー化、公園施設や雨天時に過ごせる施設の整備など、こどもと子育て家庭に配慮した生活空間の整備を推進します。



## 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	良好な生活環境づくり	・住宅の耐震診断及び改修の促進 ・公共交通ネットワークの最適化	建築住宅課 地域交通課
②	子育て家庭が外出しやすい環境づくり	・歩道の整備、改良、バリアフリー化促進	都市整備課
③	こどもの遊び場の整備	・都市公園の整備、スポーツ施設の整備 ・越前たけふ駅周辺エリアでのアーバン・スポーツの場の整備及び全天候型こどもの遊び場の整備	都市計画課 スポーツ課 こども未来課

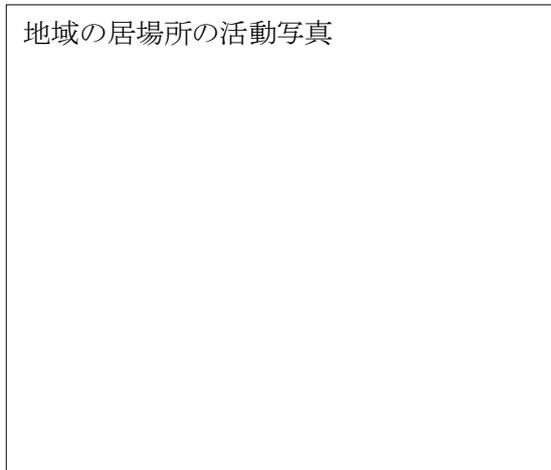
### ●基本施策5 家庭内や地域での子育て支援

幼少期は、こどもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であり、現在と未来をつなげる橋渡しの時期です。こうしたことから、多様な人と触れ合うこと、自然と親しむことなどの体験が減少している現在においては、教育・保育施設はもちろん地域社会が子育て家庭に対して積極的にこれらの活動を行うことが求められています。

家庭の中で食育や環境学習などの自然と親しむ体験ができる場の提供、子育てに関する相談が気軽にできる場の提供など、家庭の教育力を高めるための取組みを推進します。

平成30年度から実施しているこどもの居場所づくりについても、引き続き小学校区単位での居場所づくりを目指し、こどもの自立する力を育むとともに、地域の中でこどもを見守り、支援する意識の醸成を図っていきます。

地域の居場所の活動写真



### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	教育・保育施設と地域との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開かれた学校づくりのための地域との連携</li> <li>・バスや電車の乗車体験</li> </ul>	こども未来課 地域交通課 教育振興課
②	地域でこどもを見守る活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仁愛大学と連携した活動の推進</li> </ul>	こども未来課
④	家庭教育力の向上のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て相談窓口の充実</li> </ul>	こども未来課

### ●基本施策6 外国籍のこどもや家庭への総合的な支援体制の充実

近年、親の両方又はいずれか片方が外国語を母語とするこどもを含む家庭の定住、長期滞在化に伴い、教育・福祉・医療・防災など、様々な分野で課題があります。

生活習慣や養育観の違い、言葉の壁などの様々な問題がこどもを取り巻いていることから、日常生活や子育ての相談、行政サービス利用等の際の通訳、こどもへの日本語教育や日本語指導、宿題サポートなどの学習支援を充実し、外国人も暮らしやすく、社会参画しやすい、多文化共生のまちづくりの取組みに努めます。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	外国人市民の子育て環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民のこどもへの生活支援充実、外国人の子育て支援ができる人材の育成</li> </ul>	市民協働課 こども未来課 教育振興課
②	多文化理解の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前教育・保育施設での多文化理解のための行事開催</li> </ul>	こども未来課 教育振興課
④	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人市民相談員配置</li> </ul>	窓口サービス課 こども未来課

学習支援写真



外国人保護者、子育て広場

### 。ワークショップ・ニーズ調査の意見より

- 子育ては女性に負担がかかる。パートナーとともに子育てがしたいし、周囲に助けてくれる人が欲しい。
- 市の子育て支援の情報は、学生の時から知っておきたい。
- ◇子育てが行いやすいように、働き方等の見直しがされていると思うが、対応できているのは一部と感じる。企業が対応できるよう、具体的で現実的な施策を希望する。
- ◇どんな小さなことでも気軽に相談できる環境作りが必要だと思います。（親も子も共に）
- ◇市の相談窓口など公的な場所へ相談するまでのハードルが高い。もう少し接しやすい人（例えば預けている保育園など）に相談できる機会が増えるといいと思う。

## 基本柱Ⅳ 支援を必要とするこどもとその家庭への自立支援体制の推進



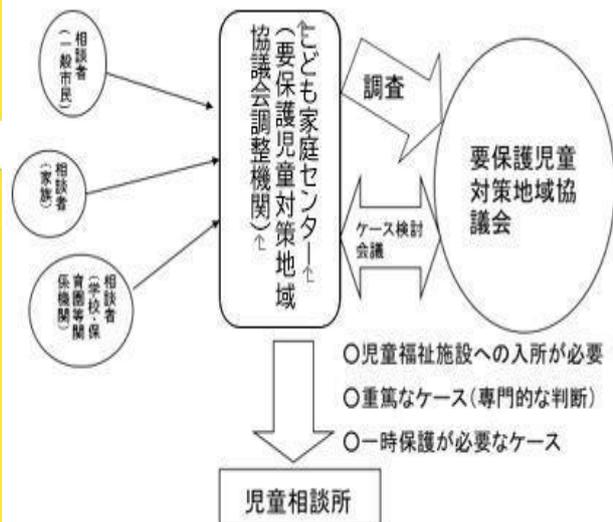
### ●基本施策1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化

児童虐待は、子どもの尊い生命が奪われるなど、深刻な社会問題となっています。こうした社会情勢の背景として、家庭の育児力の低下や家庭内の不和、地域での孤立、生活困窮などを要因として、子育てをうまく行えない家庭が増えたことも一因と考えられます。

こうしたことから、虐待の未然防止や支援を必要とするこどもとその家庭の早期発見・早期対応のため、妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実や関係機関の連携強化、家庭のニーズに合わせた支援の充実等児童相談体制のより一層の充実に努めます。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	児童虐待防止啓発事業の充実	・児童虐待防止にかかる啓発 ・出前講座や研修会の開催	こども未来課
②	切れ目ない支援体制における早期発見・相談体制の充実	・相談支援体制の充実、関係機関との連携強化	こども未来課
③	虐待を受けた児童や虐待した親への支援の充実	・地域の居場所づくりの推進 ・親子関係形成支援事業 ・家事・育児等養育環境改善への支援	こども未来課



## ●基本施策2 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は、本市においては横ばい状態にあるものの、保護者が子育てと生活の担い手という役割を一人で担っていることから、こどもの養育や収入など様々な面において困難をかかえやすい状況にあります。

今後も経済的支援、学習支援等、引き続き、こどもが家庭環境に左右されることなく、安心して生活と子育てができる環境づくりが推進されるよう、施策の充実に努めます。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こどもの育ちへの支援	・こどもの学力・生活向上を目指す居場所づくり ・こどもの生活や就学等にかかる相談支援と援助や助成の実施	こども未来課 教育振興課
①	子育てをしている親への就業・生活支援	・就業相談支援の充実、家事や育児など家庭での養育を支えるサービスの実施	こども未来課
③	経済的支援の推進	・生活安定のための経済的支援	こども未来課

## ●基本施策3 生活困窮世帯への総合的な支援

経済的な理由でこどもが塾や習い事に通えず、学力向上や進学のコツが制限されることで、学習意欲の低下や将来展望の欠如が懸念されます。また、経済的格差によって友人関係や社会活動に参加しづらく自己肯定感や社会性が育ちにくくなる可能性があります。

一方、保護者は仕事や家事に追われ、精神的な余裕がなくなり、こどもとのコミュニケーションが不十分になりがちです。その結果、こどもは不安感や孤立感を深めたり、心身の健康に影響を及ぼすことも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、こどもたちが、生まれ育った環境に左右されず、夢に向かって自立できるよう、こどもへの直接的な支援と、家庭を支える保護者への支援の充実に努めます。



## 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	こどもの育ちへの支援と将来の貧困防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習支援等の推進</li> <li>・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の活用</li> </ul>	こども未来課 教育振興課
②	子育てをしている親への就業・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談支援の充実</li> <li>・家事や育児など家庭での養育を支えるサービスの実施</li> </ul>	こども未来課
③	経済的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活安定のための経済的支援</li> <li>・就学等にかかる援助や助成、奨学金の実施</li> </ul>	こども未来課 教育振興課

### ●基本施策4 障がいのあるこどもや発達に支援を必要とするこどもとその家庭への支援

特別な配慮を必要とするこどもの割合が年々増加傾向にあります。本市では、こどもとその家族に寄り添いながら、障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるよう取り組んでいます。

今後も、それぞれのこどものニーズや発達状況、環境等に応じた支援の充実に努めます。

また、障がいのあるこどもや医療的ケアの必要なこどもが、可能な限り共に過ごし学び合えるよう保育所・認定こども園・幼稚園や学校、放課後児童クラブなどにおいて受け入れを行っています。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における発達支援の中核的役割を担う児童発達支援センターと、保健、保育、教育、福祉、医療、労働等が連携しながら、発達支援体制づくりやインクルージョンの推進に取り組めます。



主な取組

医療的ケア児カフェ（にじいろこども園）

No	施策	内容	担当課
①	「気づき」の段階の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設との連携した相談支援の実施、</li> <li>・児童発達支援センターを中核とする早期発達支援の充実</li> </ul>	健康増進課 こども未来課 教育振興課
②	こどものニーズや発達状況に合わせた支援と家族支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育カウンセラー等による巡回支援事業の実施、</li> <li>・療育を目的とした福祉サービス事業所の数と質の充実</li> </ul>	こども未来課 社会福祉課
⑥	障がいの有無にかかわらず、共に過ごし学び合うインクルージョンの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのあるこどもや医療的ケアの必要なこどもの受け入れ体制の充実、</li> <li>・児童発達支援センターによる地域のインクルージョンの推進</li> </ul>	こども未来課 教育振興課



なないろの療育の様子（学齢期）

●[基本施策5 不登校、ヤングケアラー、ひきこもり等社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援](#)

不登校、引きこもり、ヤングケアラーや生活困窮を抱えた家庭など、社会的自立に困難を有するこども・若者が社会的に問題になっています。また、課題をいくつも抱えた家庭もあり、対応が複雑かつ困難になっています。

支援を必要とするこども・若者やその家庭が社会的に自立していくためにも、分野を超えた相談支援体制の充実や関係機関と連携した支援に努めます。中でも特に、養

育環境に問題のある児童や、家や学校に居場所のない児童に新たな居場所を提供し、生活習慣の形成、学習支援、食事や課外活動の提供、保護者への情報提供、相談および送迎支援などを実施します。

### 主な取組

No	施策	内容	担当課
①	ヤングケアラー等の啓発の推進	・ 出前講座や研修会の開催 ・ リーフレット配布やイベント時の展示等での周知	こども未来課
②	困難を有するこども・若者の社会的自立への支援	・ 支援の必要な若者の社会的自立への支援、家庭支援事業の推進	社会福祉課 こども未来課
③	情報提供、相談体制の推進及び支援機関の連携強化	・ 相談支援体制の充実 ・ 関係機関との連携強化	こども未来課 社会福祉課

### ワークショップ・ニーズ調査の意見より

- ◇母と父の仲が悪く喧嘩する日がよくあり家にいるのがつらいです。なかなか嫌なことがずっと溜まって苦しいです。
- ◇ひとり親家庭でこどもを育てるのは大変です。勉強を見る時間も、学校での話を聞く間もありません。
- ◇障がいのあるこどもを特別支援学級か特別支援学校のどちらが良いかを考えると不安に感じることもある。どちらの方がこどもにとって良いのか、将来的(就職や収入面など)にはなど、障がいのあるこどもたちも生きやすい環境になってくれたらうれしいです。
- ◇不登校のこども達のケアがまだまだ不十分だと思う。
- ◇家族に就労意欲がないニートがいる。支援を受けたがらない人にどうやって支援につなげばいいかわからない。

### 3 施策一覧

子ども計画の具体的な取組み内容を一覧にしたものです。

※区分	
●	新たに組み入れた既存事業
◎	新規
○	拡充
空白	継続事業

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分		
I 子どもまんなか社会づくり	1 豊かな心と思いやりの気持ち を育む人権教育	①子どもの権利に関する教育の推進	子ども条例の普及啓発	子ども未来課 教育振興課			
			就学前教育・保育施設における思いやりの教育の実施	子ども未来課 教育振興課			
			小中学校における人権教育の実施	教育振興課			
			多様な相談の場づくり	子ども未来課	◎		
			人権啓発活動の推進 (啓発展示、図書(絵本)やDVDの貸出、人権教室や人権の花運動の実施)	市民協働課ダイバーシティ推進室 (男女共同参画センター) (人権擁護委員) (小中学校)	●		
			男女の固定的役割分担意識を解消するための研修・講座の実施(男女共同参画センターの研修や出前講座の充実)	市民協働課ダイバーシティ推進室 (男女共同参画センター)			
		②ジェンダー平等と性の多様性の意識の啓発	性別や性的指向・性自認の多様性の理解の啓発 (多様な性に関する児童・生徒向け出前講座の実施)	市民協働課ダイバーシティ推進室 教育振興課	◎		
			男性の育児休業取得促進	市民協働課ダイバーシティ推進室			
			市ホームページでの意識啓発	市民協働課ダイバーシティ推進室			
			e w ( s ) の 若 者 の 最 善 の 利 益	①子ども・若者や子育て当事者の社会参加の促進	子ども・若者や子育て世帯が意見や提案のできる場づくり	子ども未来課	
					②子ども・若者の意見が反映できる仕組み	子ども未来課	
					③子どものview(s)の表明をサポートできる風土づくり	出前講座やホームページでの啓発	子ども未来課

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分	
Ⅱ	こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり	1 就学前教育・保育、学校教育の施設や体制の整備	①就学前教育・保育の施設や体制の整備	幼保一体化による施設整備	こども未来課	
				個別施設計画の作成	こども未来課 教育振興課	
				教育・保育のための施設整備	こども未来課	
		②学校教育の施設や体制の整備と活用	小中学校の老朽化対策	教育振興課		
			既存の施設・設備を将来にわたって長く利用するための改修	教育振興課		
			良好な学習環境の整備・充実 全ての子どもたちが安心して、ともに学ぶためのバリアフリー化	教育振興課 教育振興課		
		③児童館・児童センター施設や放課後児童クラブ体制の整備	放課後児童クラブの受け皿の整備	こども未来課		
			児童館・児童センター個別施設計画の作成	こども未来課		
		①幼児教育の充実	生命（いのち）の尊さやつながりの大切さを学ぶ場づくり	こども未来課 教育振興課		
			乳幼児教育・保育支援センターやこども家庭センターと連携した研修	こども未来課 教育振興課		
			関係機関と連携した子育て相談・支援	こども未来課		
			特別な支援が必要な幼児に対する環境整備と保護者支援	こども未来課		
			母語や日本語の習得に向けた企業等と連携した支援の検討	こども未来課 教育振興課	●	
		②小学校へつながる学び	接続カリキュラムの効果的な活用の研究	こども未来課 教育振興課	●	
			個別の支援・指導計画を利用した移行支援と就学相談の実施	こども未来課 教育振興課		
		③ともに学ぶ学校づくり	子どもたちが切磋琢磨できる最適な教育環境のあり方の検討	教育振興課		
			障がいのある子どもたち及び保護者への支援体制の推進充実	教育振興課		
			子どもたちが互いの違いを認めて、ともに学ぶための環境整備	教育振興課		
			日本語初期指導者の充実等、外国にルーツをもつ児童生徒への支援体制の充実	教育振興課		
			支援を必要とする子どもたちの学びを支えるための学校と地域の連携	教育振興課		
			小中学校における国際理解の推進	教育振興課		
		④情報活用能力の育成	市教育DX推進計画に基づくデジタルシティズンシップ教育の充実	教育振興課	◎	
			ICT環境整備と更新	教育振興課		
			ICT機器活用の支援を行う支援員の充実	教育振興課		
			児童生徒、保護者へ情報モラル教育の充実	教育振興課	◎	
		⑤地域の特色を生かした学びの推進	地域の自然や文化、歴史、産業に触れるふるさと教育の推進	教育振興課	○	
			ふるさとのお宝を発見し魅力を発信する『ふるさと越前市発信学習事業』の実施	教育振興課	◎	
			「越前市で『私の夢を育てる授業』」の実施	教育振興課		
			地域の特性を活かした特色ある学校づくりの推進	教育振興課		
		⑥探究的な学習や体験活動の充実	思考力・判断力・表現力を育成するための言語活動の充実	教育振興課		
			一人一人の興味や関心、学習状況に応じたデジタル教材の活用	教育振興課		
			読書に親しむ環境づくりと読書活動の充実	教育振興課		

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
II こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり	2 就学前教育・保育、学校教育の機会の確保及び質の向上	⑦豊かな情操の育成と生徒支援体制の充実	考え、議論する道徳教育の実施	教育振興課	
			自他の生命を尊重する『いのちのぬくもり体験学習』の推進	教育振興課	
			授業や学校行事等における自己決定や試行錯誤する機会の提供	教育振興課	
			子どもたちがSOSを発信しやすい仕組みの充実	教育振興課	
			生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援と関係機関等との連携	教育振興課	
			子どもたちの意見表明と社会参加の機会の充実	教育振興課	
		⑧健全な心身の育成と安全教育の推進	新たなスポーツや文化・芸術活動環境の構築(「地域クラブ活動」に係る体制の充実)	教育振興課	◎
			地域保健機関と連携した健康診断や健康相談の実施	教育振興課	
			安全・安心な学校給食の提供	教育振興課	
			避難訓練やAEDを使った救急救命講習の充実	教育振興課	
		⑨こどもの読書活動の推進	幼少期から成長に応じた読書機会の充実を図るため、館内での展示や行事、ブックスタート、ジュニア司書養成講座、図書館が学校、保育施設へ出向いて行うブックトークや読み聞かせ、団体貸出の推進	こども未来課 教育振興課 図書館	
			かこさとしふるさと絵本館「硯」での展示や行事などの企画の充実	図書館	
			電子書籍の導入	図書館	◎
	保護者に対し、読み聞かせ等の研修、講座の情報を積極的に発信し、読み聞かせなどを行うボランティアの人材発掘、ボランティアの活動支援と人材育成		図書館		
	⑩ふるさとへの誇りの醸成	郷土の自然と歴史を尊重する心の育成	こども未来課 教育振興課 生涯学習・芸術文化課	○	
	3 こどもの安全を守る環境の整備	①青少年の健全育成	インターネットを安全安心して利用するための啓発	教育振興課	
			越前警察署少年警察協働員会への補助	防災危機管理課	●
			地域防犯パトロールの実施	防災危機管理課	
			市子ども会育成連絡協議会の活動支援	生涯学習・芸術文化課	
			「子ども安心県民作戦」や「夕方見守り運動」など、地域ぐるみでの見守り活動の強化	生涯学習・芸術文化課	
地域の実情に応じた補導活動の展開と相談活動の実施			生涯学習・芸術文化課		
②交通安全の促進		交通安全教室などの啓発活動	防災危機管理課		
		幼児交通安全リーダー研修会の開催	防災危機管理課	●	
		歩道の整備、改良、バリアフリー化促進	都市整備課		
③施設の安全対策		通学路防犯灯の整備	防災危機管理課		
		通学路の危険箇所点検	防災危機管理課		
		幼少期における防火・防災教育の推進、避難訓練の実施	南越消防組合		
		消防用設備等及び危険物施設等の安全確保	南越消防組合		
④有害環境の浄化活動の促進		家庭内への防火・防災器具設置の啓発	南越消防組合		
		有害環境排除のための調査活動の実施	生涯学習・芸術文化課		
		有害環境の規制に係る条例に基づき、越前市違反広告物監視員による浄化活動	都市計画課		
		コンビニエンスストアやカラオケ店等に対する協力要請	生涯学習・芸術文化課		
	定期的な巡回補導の実施	生涯学習・芸術文化課			
	愛護センターの活動	生涯学習・芸術文化課			
市民会議における啓発などを実施	生涯学習・芸術文化課				

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
Ⅱ 環境づくり 子ども・若者の健やかな成長を育む	4 子ども・若者の居場所づくり	①子どもが安心して活動できる居場所づくり	放課後児童健全育成事業の充実	子ども未来課	
			地域が主体となった放課後子ども教室の維持的推進	生涯学習・芸術文化課	
			放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携事業	子ども未来課 生涯学習・芸術文化課	
			家庭教育支援事業における支援体制等の充実と関係機関との連携	生涯学習・芸術文化課	
		②地域資源を生かした居場所づくり	学習支援事業	子ども未来課	
			児童館・児童センター機能の充実	子ども未来課	
			子ども食堂	子ども未来課	
			公民館及びスポーツ施設でのスポーツ・文化活動や多様な遊びの体験	子ども未来課 生涯学習・芸術文化課 スポーツ課	
		③ICTを活用した情報提供	都市公園施設の改修	都市計画課	
			欲しい情報が得られるシステムの構築	子ども未来課	◎
		④居場所づくりの担い手・専門性の高い人材の養成・育成・支援	子どもを支援する地域人材の確保【再掲】	子ども未来課 生涯学習・芸術文化課	
			担い手・専門性の高い人材を養成するための研修の開催	子ども未来課	
Ⅲ 安心して子どもを産み育てることができる社会づくり	1 若い世代が家庭を持つための支援	①ワークライフバランスの推進	男女平等オンブッドの事業所訪問の実施	市民協働課ダイバーシティ推進室	
			越前市輝く女性応援団行動宣言への賛同企業の募集と取り組み事例紹介	市民協働課ダイバーシティ推進室	
			福井労働局との雇用対策協定に基づく事業の実施	産業政策課	
			男女の固定的役割分担意識を解消するための研修・講座の実施（男女共同参画センターの研修や出前講座の充実）【再掲】	市民協働課ダイバーシティ推進室 （男女共同参画センター）	
		②結婚を希望する方への支援	マッチングシステム利用登録料の助成	子ども未来課	●
			早婚夫婦支援事業	子ども未来課	●
		③若い世代の定住化の推進	住宅取得への支援	建築住宅課	
	UIターン者の促進		ブランド戦略課	●	
	2 子育て世帯の負担軽減を図る支援	①妊娠前から切れ目ない支援体制の充実	不妊に悩む家庭への情報提供、相談支援	健康増進課	
			特定不妊治療費助成等による経済的支援の充実	健康増進課	
			子育て世代包括支援センターの機能の充実	子ども未来課	
			個々の家庭に応じた情報提供	子ども未来課 健康増進課	
			妊婦健康診査の積極的な受診勧奨と事後指導の充実	子ども未来課 健康増進課	
母子健康手帳発行時の面接相談体制の継続			健康増進課		
健康教育、保健指導の実施			健康増進課		
特定妊婦・ハイリスク妊婦に対する医療機関等の連携強化			健康増進課		
産前・産後サポート体制の充実			子ども未来課 健康増進課		
②子育てのための経済的な支援の充実		児童手当の支給	子ども未来課		
		子どもの医療費の助成	子ども未来課		
		幼児教育の無償化	子ども未来課		
		保育料の軽減	子ども未来課		
		県の3人っ子応援プロジェクト等による経済的支援	子ども未来課		
	奨学金制度	教育振興課			

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
Ⅲ 安心して子どもを産み育てることができる社会づくり	2 子育て世帯の負担軽減を図る支援	③多様化する子育てニーズに対応するサービスの向上	ショートステイ事業・トワイライト事業の継続	こども未来課	
			一時預かり事業・すみずみ子育てサポート事業の継続	こども未来課	
			こども誰でも通園制度の検討	こども未来課	
			地域子育て支援センターや認定こども園などの子育て支援拠点の充実	こども未来課	
			子育て情報発信の充実	こども未来課	
		④仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスの推進	延長保育	こども未来課	
			休日保育	こども未来課	
			病児・病後児保育等の継続	こども未来課	
			障がい児、医療的ケア児等への保育の実施	こども未来課	
			保育所・認定こども園・幼稚園における預かり保育の実施	こども未来課	
	⑤相談できる環境づくり	保育サービスに関する情報の定期的な提供	こども未来課		
		地域子育て相談機関の設置と推進	こども未来課		
		プッシュ型の情報提供	社会福祉課 こども未来課	◎	
	3 こどもと親の健康を増進	①こどもと親の健康づくりの推進	乳幼児健康診査の実施と疾病の早期発見・療育等への相談支援	健康増進課	
			妊婦・産婦健診	健康増進課	
			新生児訪問指導等全ての乳児への訪問活動を通じた、育児不安の解消、乳児の健康相談や地域における子育て講座での育児への支援と親同士の交流を通じた親子のふれあいの充実	健康増進課	
			疾患をかかえるこどもに関する医療機関の連携と相談体制の充実	こども未来課 健康増進課	
		②健康的な生活習慣の確立	食生活、薬物、飲酒、喫煙防止教育の充実	教育振興課	
			教育・保育施設等における健康的な生活習慣（食事や運動等）の正しい知識の普及	教育振興課	
		③こどもと親の愛着形成の推進	乳児の健康相談や地域における子育て講座での育児への支援と親同士の交流を通じた親子のふれあいの充実【再掲】	健康増進課	
			ペアレントプログラムの実施	健康増進課	
			園や地域での親子のふれあい活動の実施、絵本等を通じた親子のふれあいの推進（ブックスタート）	こども未来課	
		4 子育てに適した生活空間の整備	①良好な生活環境づくり	住宅の耐震診断及び改修の促進	建築住宅課
市営住宅の情報提供	建築住宅課				
公園施設の安全管理	こども未来課 都市計画課				
公共交通ネットワークの最適化を図る	地域交通課			●	
小児医療体制	健康増進課				
②子育て家庭が外出しやすい環境づくり	公共施設等のバリアフリー整備促進		教育振興課 こども未来課 社会福祉課		
	歩道の整備、改良、バリアフリー化促進		都市整備課		
	都市公園施設の改修		都市計画課	◎	
	雨天時に過ごせる施設の確保と充実		こども未来課		
③こどもの遊び場の整備	都市公園の整備		都市計画課		
	スポーツ施設の整備	スポーツ課	●		
	越前たけふ駅周辺エリアでのアーバン・スポーツの場の整備及び全天候型こどもの遊び場の整備	こども未来課 スポーツ課	●		

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
Ⅲ 安心して子どもを産み育てることができる社会づくり	5 家庭内や地域での子育て支援	①教育・保育施設と地域との交流の推進	開かれた学校づくりのための地域との連携	教育振興課	
			地域の人材を活用した教育活動の推進	こども未来課	
			地域の特性を活かした特色ある学校づくりの推進【再掲】	教育振興課	
			バス・電車体験乗車（バス・電車乗車）	地域交通課 教育振興課	
		②地域で子どもを見守る活動の支援	市内のこども同士の交流会や共同体験の実施	教育振興課 生涯学習・芸術文化課	
			総合型スポーツクラブの普及促進	スポーツ課	
			地域が主体となった放課後子ども教室の維持的推進【再掲】	生涯学習・芸術文化課	
			日中及び登下校時における児童の安全確保	防災危機管理課 生涯学習・芸術文化課	
			合宿通学の実施	生涯学習・芸術文化課 （各小学校） 【自治振興会】	
			仁愛大学と連携した活動の推進	教育振興課 こども未来課	
		③地域力を生かした親育て	子育てサロン・サークル、地域活動組織、ボランティア活動の推進	生涯学習・芸術文化課 こども未来課 （自治振興会）	
			子育てに関する相談や学習会・研修会等の充実	生涯学習・芸術文化課 こども未来課	
			地域のババママを中心とする家庭教育支援チーム活動を市内各地区に周知し、ネットワークを構築	生涯学習・芸術文化課 こども未来課	
		④家庭教育力の向上のための体制づくり	子育て相談窓口の充実	こども未来課	
	研修会・勉強会への講師派遣制度の充実		生涯学習・芸術文化課 こども未来課		
	6 の 充 実 外 国 籍 の こ ど も や 家 庭 へ の 総 合 的 な 支 援 体	①外国人市民の子育て環境の充実	外国人市民のこどもへの生活支援充実 （市広報紙・地域のお知らせ翻訳） 外国人の子育て支援ができる人材の育成	市民協働課ダイバーシティ推進室 （越前市国際交流協会） こども未来課 教育振興課	◎
			外国にルーツをもつこどもへの生活支援充実	こども未来課	
		②外国籍のこどもの育ちへの支援	アクセスワーカーなど対応職員の配置	教育振興課	
			外国語による絵本の読み聞かせや朗読会などを企画・開催、身近な地域でのこどもの居場所づくり （日本語の習得支援や家庭学習支援）	こども未来課 教育振興課	
			異文化理解の講座を開催	図書館	○
		③多文化理解の啓発	日本語初期指導者の充実等、外国にルーツをもつ児童生徒への支援体制の充実【再掲】	教育振興課	
			就学前教育・保育施設での多文化理解のための行事開催【再掲】	こども未来課 教育振興課	
		④相談体制の充実	多様な文化、価値観などを尊重し合う資質の育成【再掲】 （多文化に親しむ出前講座）	市民協働課ダイバーシティ推進室 （越前市国際交流協会）	◎
外国人市民相談員配置			窓口サービス課 こども未来課		

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
IV	1 児童虐待や養育放棄等要保護児童対策の強化	①児童虐待防止啓発事業の充実	ホームページや広報紙等による情報配信やリーフレットの配布	こども未来課	
			イベント時の展示等による啓発・広報	こども未来課	
			地域、一般市民を対象とした出前講座の開催	こども未来課	
			要保護児童対策地域協議会構成団体等を対象とした研修会の開催	こども未来課	
		②切れ目ない支援体制における早期発見・相談体制の充実	関係機関と連携し、24時間相談体制を実施	こども未来課	
			フリーダイヤル、メールなどさまざまな相談対応体制の実施	こども未来課	
			要保護児童対策地域協議会の充実	こども未来課	
			養育支援が必要な家庭の早期発見・対応など予防的支援の強化及び関係機関と連携した個別支援の充実	こども未来課	
		③虐待を受けた児童や虐待した親への支援の充実	乳幼児健診や予防接種の未受診時の状況把握	健康増進課	
			地域のニーズに合わせた家庭支援事業（6事業）の実施	こども未来課	
			児童養護施設や里親等の機能（民間活力）を活用した協働事業の実施	こども未来課	
		④要保護児童対策地域協議会を中心とした機関連携の強化	関係団体との情報共有及び連携の強化	こども未来課	
			要保護児童対策地域協議会を中心とした機関連携の強化	こども未来課	
	2 ひとり親家庭の自立支援	①こどもの育ちへの支援	支援を必要とする子どもたちの学びを支えるための学校と地域の連携【再掲】	教育振興課	
			希望する就学先への通学を支援するための通学定期代の助成	こども未来課	
			養育費確保及び面会交流に関する相談支援と関係機関との連携強化	こども未来課	
		②子育てをしている親への就業・生活支援	就業相談支援の充実（ハローワークとの連携強化）	こども未来課	
			同行支援の実施、就業に向けた能力開発の推進	こども未来課	
			就業機会の創出（セミナー等の情報提供の充実、在宅就業の紹介、助成金制度の周知）	こども未来課	
			家事や育児など家庭での養育を支えるサービスの実施	こども未来課	
		③経済的支援の推進	ひとり親家庭の交流を図る取組みの実施	こども未来課	
			児童扶養手当や医療費助成等生活安定のための経済的支援	こども未来課	
			子育てと仕事の両立を支援する子育てサービス利用料の助成	こども未来課	
		④情報提供、相談体制の推進	修学資金や住宅資金の件や社協が行う貸付制度の情報提供や市福祉推進資金貸付の実施	こども未来課	
			ホームページや広報紙等による情報配信やリーフレットの配布	こども未来課	
			イベント時の展示等による啓発・広報【再掲】	こども未来課	
専門相談員による相談の実施	こども未来課				

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分		
IV	3	生活困窮世帯への総合的な支援	①こどもの育ちへの支援と将来の貧困防止	支援を必要とする子どもたちの学びを支えるための学校と地域の連携【再掲】	教育振興課		
				放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携事業【再掲】	子ども未来課 生涯学習・芸術文化課		
				こどもが抱える問題への早期対応を図るためのスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の活用	教育振興課 生涯学習・芸術文化課 子ども未来課		
			②子育てをしている親への就業・生活支援	家計相談や就労支援の実施	子ども未来課		
				③経済的支援の推進	子ども医療費の窓口無償化や保育料の軽減や無償化の実施【再掲】	子ども未来課	
					子育てと仕事の両立を支援する子育てサービス利用料の助成【再掲】	子ども未来課	
		希望する就学先への通学を支援するための通学定期代の助成【再掲】	子ども未来課				
		④情報提供、相談体制の推進	教育費の負担軽減のための就学援助や貸付型の奨学金の実施	教育振興課			
			こども家庭センターが必要な機関との連携やつなぎを実施	子ども未来課			
			療育支援が必要な家庭への家庭訪問等子育て世帯包括支援センター機能の充実【再掲】	子ども未来課			
			地域の見守り活動や問題解決に向けた地域住民による地域力の強化	社会福祉課			
				公共料金等にかかわる関係機関の連携強化	社会福祉課		
	4	障がいのあるこどもや発達に支援を必要とするこどもとその家庭への自立支援体制の推進	①「気づき」の段階の支援の充実	教育・保育施設との連携した相談支援の実施	健康増進課、子ども未来課 教育振興課		
				子育て力の向上、不安や問題解決のための保護者への支援の充実	健康増進課 子ども未来課		
				児童発達支援センターを中核にした早期発達支援の充実	子ども未来課		
			②こどものニーズや発達状況に合わせた支援と家族支援の充実	保育カウンセラー等による巡回支援事業の実施	子ども未来課	●	
				療育を目的とした福祉サービス事業所の数と質の充実	社会福祉課 子ども未来課		
				児童発達支援センターによる家族支援の実施	子ども未来課	●	
			③放課後や長期休暇等の居場所確保	放課後児童対策の推進	子ども未来課		
				福祉サービス事業所での受入体制づくり	社会福祉課		
④特別支援教育の推進			校内委員会を核としてケース会議等を開催し、職員の間で共通理解を深め、全校的な支援体制を構築【再掲】	教育振興課 子ども未来課			
		教育・保育施設、小中学校、福祉サービス事業所及び県・市等の関係機関との連携のもと、支援計画の作成【再掲】	教育振興課 子ども未来課 社会福祉課				
		障がいに応じた適切な教育環境の整備	教育振興課				
⑤学校卒業後の進路に対する支援		雇用機会の拡大と就労定着に向けた取組みの促進	社会福祉課				
		福祉サービス事業所の受入体制の充実	社会福祉課				
		学校や関係機関との連携による就労支援の実施	社会福祉課				
⑥障がいの有無にかかわらず、共に過ごし学び合うインクルージョンの推進		障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもの受入れ体制の充実	子ども未来課 教育振興課	○			
		児童発達支援センターによる地域のインクルージョンの推進	子ども未来課	◎			
		保育所等訪問支援事業所の数と質の充実	社会福祉課 子ども未来課	●			

基本柱	基本施策	施策	取組み内容	担当課	区分
<b>推進</b> <b>IV</b> <b>支援を必要とする子どもとその家庭への自立支援体制の</b>	4 家庭支援障がいの必要とする子どもや発達	⑦子どもの最善の利益を地域で守っていく環境づくり	多機関連携（保健、医療、福祉、教育機関等）による地域の支援体制づくり	子ども未来課、社会福祉課 教育振興課、健康増進課	
			ホームページや広報紙等による情報配信やリーフレットの配布等による啓発	子ども未来課、社会福祉課 教育振興課、健康増進課	
			地域ボランティアの育成や団体支援の促進	子ども未来課、社会福祉課 教育振興課、健康増進課	
			差別的取扱いの禁止や合理的配慮の推進	子ども未来課、社会福祉課 教育振興課、健康増進課	
			福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進	子ども未来課、社会福祉課 教育振興課、健康増進課	
			スポーツやレクリエーションへの参加促進	子ども未来課、社会福祉課 教育振興課、健康増進課	
	5 社会的自立、家庭への支援 ヤングケアラー、困難を有すること、ひきこもり	①ヤングケアラー等の啓発の推進  ②困難を有すること・若者の社会的自立への支援  ③情報提供、相談体制の推進及び支援機関の連携強化	出前講座、ホームページや子ども・若者とのワークショップでの啓発	子ども未来課 社会福祉課	●
			支援の必要な若者の社会的自立への支援	社会福祉課	●
			分野横断的な相談支援の実施	子ども未来課 社会福祉課 教育振興課	●

# 第5章

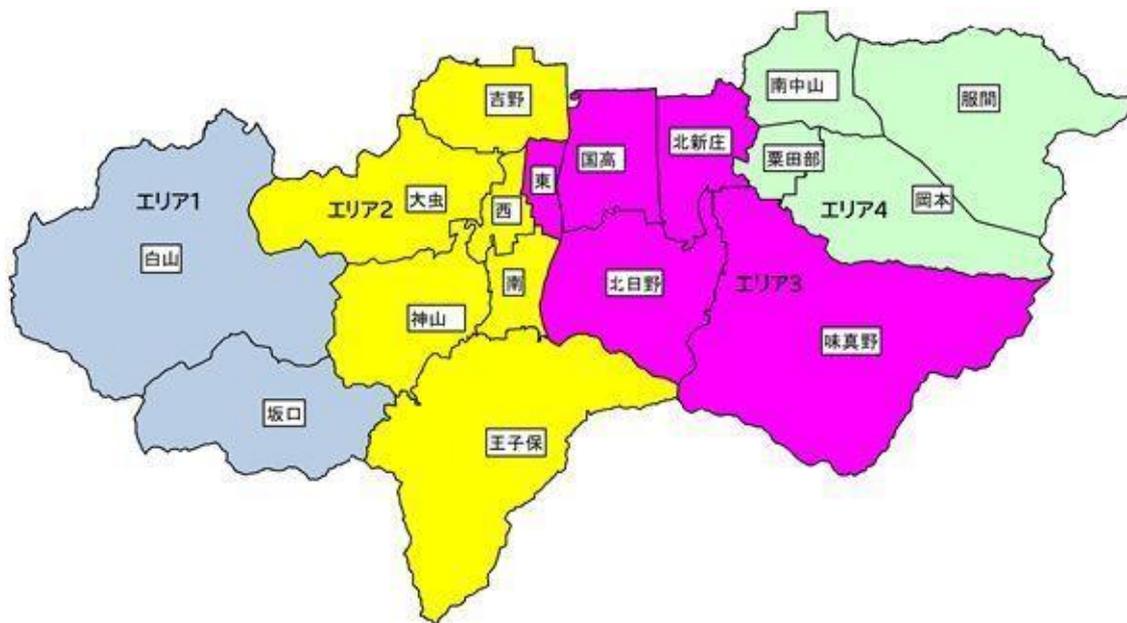
## 子ども・子育て支援事業計画 (第3期)

# 1 教育・保育の提供

## (1) 区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込みと実施しようとする教育・保育の提供内容、その実施時期を定める単位となる区域を設定する必要があります。

今回の第3期計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、これまでの第1期及び第2期計画から区域の区分を一部変更し、新たな区分で区域を設定しています。



令和6年4月1日現在

区域	地区名	0～5歳人口	就学前教育・保育施設数				
			幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業	企業主導型保育事業
エリア1	白山、坂口	40	1 (休園)	1			
エリア2	吉野、大虫、西、神山、南、王子保	1,815	4	7	3	1	
エリア3	東、国高、北新庄、北日野、味真野	1,290	2	7	1	1	1
エリア4	粟田部、岡本、南中山、服間	376		4			

## (2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

今後5年間の就学前人口の推計、現在の教育・保育の利用状況、地域の実情等を踏まえ、保育の必要性に応じた各認定区分の必要利用量を見込みます。

第2期計画期間中、認定こども園の活用や地域型保育事業の新設といった施設整備や、積極的な保育士確保対策により、令和2年度以降、待機児童ゼロを継続してきました。しかし、年齢を問わず保育需要が高く、保育士確保が困難な状況が続いていることから、第3期計画においても、提供体制の確保を進める必要があります。

認定区分	内容	利用施設
1号	満3歳以上の教育を希望する就学前児童	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳以上の保育を必要とする就学前児童	保育所、認定こども園 ※2号認定のうち教育利用希望は幼稚園あり
3号	満3歳未満の保育を必要とする就学前児童	保育所、認定こども園、地域型保育事業 ※企業主導型保育事業も含む

### 【参考】4月1日時点の年齢別人口

	(実数)	(推計)				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	520	510	502	492	483	475
1歳	573	536	526	518	508	498
2歳	583	575	538	528	520	510
3歳(年少)	613	584	576	539	529	521
4歳(年中)	587	612	583	575	538	528
5歳(年長)	645	589	614	585	577	540
6歳(小1)	631	639	583	608	579	571
12歳(中1)	686	692	667	715	666	673

0歳児の推計…子ども女性比による

$(n\text{年の}0\text{歳} \div n\text{年の}15\text{-}49\text{歳女性}) \times \text{推計値を求める年の}15\text{-}49\text{歳女性数} = \text{推計値を求める年の}0\text{歳児数}$

1歳以上の推計…コーホート変換率による

$\{(n+1\text{年の}1\text{歳児} \div n\text{年の}0\text{歳児})\text{の}5\text{年間の平均値}\} \times \text{基準年(今回はR6)の}m\text{歳児} = \text{翌年の}m+1\text{歳の人口}$

教育・保育の量の見込み(市全域、エリア別)

市全域

単位:人

量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
①量の見込み (教育・保育ニーズ)	301	1,525	495	449	334	296	1,514	463	440	329	285	1,451	454	434	322	277	1,404	447	425	316	268	1,358	439	417	311
※1 ※2 ②確保の内容 (利用定員数)	735	1,561	489	456	311	735	1,561	489	456	311	645	1,546	489	456	311	645	1,546	489	456	311	645	1,546	489	456	311
②-①	434	36	△ 6	7	△ 23	439	47	26	16	△ 18	360	95	35	22	△ 11	368	142	42	31	△ 5	377	188	50	39	0

※1 令和7年度から令和11年度までの1号認定の②確保の内容は、坂口幼稚園(休園)を除く。ただし、坂口幼稚園の利用希望があったときは受け入れ可能。

※2 令和8年度から令和11年度までの3号認定の②確保の内容は、空き定員を利用して乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施する場合の定員を含む。

エリア1 : 白山・坂口

単位:人

量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
※3 ①量の見込み (教育・保育ニーズ)	1	21	6	5	2	1	21	5	5	2	1	19	5	5	2	1	19	5	4	2	1	18	4	4	2
※1 ※2 ②確保の内容 (利用定員数※1)	3	23	7	6	4	3	23	7	6	4	3	23	7	6	4	3	23	7	6	4	3	23	7	6	4
②-①	2	2	1	1	2	2	2	2	1	2	2	4	2	1	2	2	4	2	2	2	2	5	3	2	2

※3 坂口地区の①量の見込みについては、エリア1とエリア2に分割して見込む。

エリア2 : 吉野・大虫・西・神山・南・王子保

単位:人

量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳			2歳	1歳	0歳
※3 ①量の見込み (教育・保育ニーズ)	158	796	256	233	172	155	791	240	229	168	149	757	234	226	166	145	732	232	223	163	139	709	230	218	160
※2 ②確保の内容 (利用定員数)	367	796	236	224	136	367	796	236	224	136	277	781	236	224	136	277	781	236	224	136	277	781	236	224	136
②-①	209	0	△ 20	△ 9	△ 36	212	5	△ 4	△ 5	△ 32	128	24	2	△ 2	△ 30	132	49	4	1	△ 27	138	72	6	6	△ 24

エリア3 :東・国高・北新庄・北日野・味真野

単位:人

量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳																				
①量の見込み (教育・保育ニーズ)	113	536	175	164	126	112	531	165	161	126	108	511	164	159	123	105	494	161	155	120	103	478	157	152	118
②確保の内容 ( <sup>※2</sup> 利用定員数)	300	522	176	161	126	300	522	176	161	126	300	522	176	161	126	300	522	176	161	126	300	522	176	161	126
②-①	187	△14	1	△3	0	188	△9	11	0	0	192	11	12	2	3	195	28	15	6	6	197	44	19	9	8

エリア4 :粟田部・岡本・南中山・服間

単位:人

量の見込み	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			2歳	1歳	0歳																				
①量の見込み (教育・保育ニーズ)	29	172	58	47	34	28	171	53	45	33	27	164	51	44	31	26	159	49	43	31	25	153	48	43	31
②確保の内容 ( <sup>※2</sup> 利用定員数)	65	220	70	65	45	65	220	70	65	45	65	220	70	65	45	65	220	70	65	45	65	220	70	65	45
②-①	36	48	12	18	11	37	49	17	20	12	38	56	19	21	14	39	61	21	22	14	40	67	22	22	14

## 2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で定められた地域子ども・子育て支援事業を中心とした次の事業について、今後の利用の量の見込みを行い、事業に取り組みます。

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として創設され、令和6年4月1日から施行される事業（⑫・⑬・⑭）、令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業（⑩-1・⑪・⑮）を追加しています。

地域子ども・子育て支援事業		区域
①	利用者支援事業	市全域
②	地域子育て支援拠点事業	市全域
③-1	養育支援訪問事業	市全域
③-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域
④	子育て短期支援事業	市全域
⑤-1	一時預かり事業	市全域
⑤-2	一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業）	市全域
⑥-1	時間外保育事業（延長保育）	市全域
⑥-2	時間外保育事業（休日保育）	市全域
⑦	病児保育事業	市全域
⑧	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	17地域
⑨	妊婦健康診査	市全域
⑩-1	妊婦等包括相談支援事業	市全域
⑩-2	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全域
⑪	産後ケア事業	市全域
⑫	子育て世帯訪問支援事業	市全域
⑬	児童育成支援拠点事業	市全域
⑭	親子関係形成支援事業	市全域
⑮	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域

（注）地域子ども・子育て支援事業のうち「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、対象となる生活保護受給世帯のこどもや特定子ども・子育て支援事業者が発生した場合に限り事業を実施します。このため量の見込みは行っていません。

## ①利用者支援事業

### ■ 事業内容

基本型は子育て中の家庭の身近な場所において、利用者支援専門員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

なお、令和4年児童福祉法改正により整備に努めることとされた「地域子育て相談機関」は、利用者支援事業（基本型）を細分化し創設されたものであることから、従来の利用者支援事業を「基本型Ⅰ」とし、今回、新たに追加した事業を「基本型Ⅲ」とします。

基本型Ⅲでは、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすため、「地域子育て相談機関」を設置し、相談や助言を行うほか、必要に応じてこども家庭センターとの連絡調整、子育て支援に関する情報の提供などを行います。

こども家庭センター型では、母子保健と児童福祉が連協・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育て等の様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

令和6年4月から従来の「子ども・子育て総合相談室」の機能を強化し、新たに「こども家庭センター」を開設しました。しかし、子育て世帯の中には行政機関である「こども家庭センター」に直接相談することに抵抗感のある家庭もあり、「地域子育て相談機関」が子育て世帯との接点を増やし、早期の不安解消や状況把握の機会を増やすことで、悩みの深刻化や複雑化、虐待を未然に防ぐことが重要となっています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

基本型Ⅰについては、今後も継続して実施していきます。

基本型Ⅲについては、利用者が気軽に利用でき、近くに整備されていることが理想であるため、地域子育て支援センターや保育園等で実施します。利用者の登録や利用状況に関する全体管理は市で実施していきます。

また、こども家庭センター型については、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、健康維持や増進と児童福祉の包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

○目標事業量

単位：箇所

基本型Ⅰ	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

単位：箇所

基本型Ⅲ	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保の内容 [基本型Ⅲを活用]	22	22	22	22	22
確保の内容 [基本型Ⅲを未活用]	8	8	8	8	8

単位：箇所

こども家庭センター型	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1

## ②地域子育て支援拠点事業

### ■ 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

子どもセンター「ピノキオ」、地域子育て支援センター「フォルマシオン」・「いまだて」「一陽」「ハーツきっずたけふ」の5か所において、子育て広場、交流活動、子育て相談、子育て講座、ボランティア育成支援などを行っています。「ピノキオ」は、土・日・祝日も開設しており、多くの方が家族ぐるみで利用しています。

一方、支援センターに来られない人や初めて利用する人への対応が課題となっていることから、情報発信や利用促進の工夫、職員の質の向上等が求められていると考えられます。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

支援センターは、親子が気軽に過ごせる身近な場所であり、保護者同士の交流や子育て相談ができる場として期待されています。地域のつながりが薄れている現代において、新しい交流の場を提供するため、保護者に支援センターの利用を促し、子育て相談を気軽にしてもらえるように啓発していきます。また、気になるケースは市と連携して、切れ目のない支援ができるよう体制を整えていきます。

### ○目標事業量

単位：延人数

地域子育て支援 拠点事業	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000
確保の内容 (実施箇所)	5 箇所				

### ③－ 1 養育支援訪問事業

#### ■ 事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

#### ■ 現在の実施状況・課題

市内の相談機関としては、日常的、継続的に利用できる保育所・認定こども園・幼稚園、児童館、地域子育て支援センター等があります。地域で解決可能なケースについては地域で対応し、それらの機関だけでは解決できないような課題がある場合には、こども家庭センターが調整機関として、関係機関と連携し、早急な支援、対応を行っています。

また、養育支援が必要なケースについては家庭訪問し、指導・助言を実施しています。さらに、必要に応じて関係機関との個別ケース会議の開催や児童相談アドバイザーから助言、指導を受け、支援方法を検討しています。

なお、要保護、要支援児童の早期発見、早期対応及びその家庭への支援等については要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携強化や個別ケース会議にて情報共有、援助方針等を検討し、支援を行っています。

現在、相談件数の増加や事例の多様化・重篤化により、妊娠期からの切れ目ない支援体制の更なる強化と充実が求められています。

#### ■ 今後の方向性・目標事業量

今後も、こどもや家庭への適切な支援が行われるよう、こども家庭センターが調整機関となり、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図りながら対応していきます。

また、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等の機能の充実を図っていきます。

#### ○目標事業量

単位：件

養育支援の必要な家庭への訪問指導件数（延件数）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	260	260	260	260	260
確保の内容	260	260	260	260	260

### ③－ 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

#### ■ 事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

#### ■ 現在の実施状況・課題

市内の相談機関としては、日常的、継続的に利用できる保育所・認定こども園・幼稚園、児童館、地域子育て支援センター等があり、令和7年度からは地域子育て相談機関を設置し、より地域の身近な相談先の提供を目指します。地域で解決可能なケースについては地域で対応し、それらの機関だけでは解決できないような課題がある場合には、こども家庭センターが調整機関として、関係機関と連携し、早急な支援、対応を行い、必要に応じて関係機関との個別ケース会議の開催や児童相談アドバイザーから助言、指導を受け、支援方法を検討しています。

なお、要保護、要支援児童の早期発見、早期対応及びその家庭への支援等については要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携強化や個別ケース会議にて情報共有、援助方針等を検討し、支援を行っています。

#### ■ 今後の方向性・目標事業量

現在、一般相談も含め、相談件数の増加や事例の多様化・重篤化により、妊娠期からの切れ目ない支援体制の更なる強化と充実が求められています。今後も、こどもや家庭への適切な支援が行われるよう、こども家庭センターが調整機関となり、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図りながら対応していきます。

#### ○目標事業量

単位：件

要保護児童対策地域協議会 における新規相談件数 (実件数)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	80	80	80	80	80
確保の内容	80	80	80	80	80

## ④子育て短期支援事業

### ■ 事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもを、児童養護施設等で預かり、一時的に養育する事業です。

### ■ 現在の実施状況・課題

ショートステイ事業は原則7日間以内（宿泊可）、トワイライトステイ事業は午後5時から9時ごろまで、こどもを預けることができます。

児童養護施設一陽、福井県済生会乳児院（3歳未満児のみ対象）に委託し実施しています。令和4年度からは、ショートステイ里親制度を導入し、利用者が預け先として施設または里親宅のどちらかを選択できるようになりました。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

他のサービスとの調整を図り、相談に応じた中で、家族間の調整しながら対応していきます。実施事業所については、事業を実施している事業所が特定されるため、現状の2箇所への委託・実施を確保することとします。

### ○目標事業量

単位：延人数

ショートステイ事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保の内容	60	60	60	60	60

### ○目標事業量

単位：延人数

トワイライトステイ事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の内容	10	10	10	10	10

## ⑤－ 1 一時預かり事業

### ■ 事業内容

在宅で子育てをしている世帯の乳幼児について、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園において、その開所時間中に一時的にこどもを預かり、保育を行います。

また、私立幼稚園・認定こども園では、1号認定の在園児について、教育時間以降や夏休み等の長期休業中の預かり保育を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

私立幼稚園や市内全ての保育所・認定こども園・小規模保育事業所で実施しています。しかし、保育士等の確保が難しく、受入れができない場合があります。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

安心して家庭で保育ができるように、保育所・認定こども園での一時預かりについては、適正な利用を促すとともに、受入体制を確保していきます。

### ○ 目標事業量

単位：延人数

認定こども園・保育所での一時預かり（1号預かり保育を除く）	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	3,380	3,380	3,380	3,380	3,380
確保の内容	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

### ○ 目標事業量

単位：延人数

幼稚園・認定こども園幼稚園部の預かり保育	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	2,900	2,900	2,950	2,950	2,950
確保の内容	10,200	10,200	10,200	10,400	10,400

## ⑤－２ 一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業）

### ■ 事業内容

在宅で子育てをしている世帯などについて、保護者の通院、就職活動、冠婚葬祭等の理由で、家庭で一時的に未就学児等の保育ができない場合に、一時預かりや生活支援のサービス提供、利用料の助成を行います。

未就学児や放課後児童クラブに入所できない小学校3年生までの児童の一時預かり、保育所・認定こども園・幼稚園等への送迎、妊産婦（初産）家庭の生活支援等を行っています。

### ■ 現在の実施状況・課題

一時預かりは市内3事業所、市外1事業所が利用できます。また、福井県が実施する訪問型一時預かりも利用できます。

送迎、生活支援は市外1事業所が提供するサービスが利用できます。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

家庭で保育を行う中で支援を必要とした場合に加え、保育園等に入園できないこどもの受け皿にもなっていることから、今後も継続して実施していきます。

### ○ 目標事業量

単位：延人数

すみずみ一時預かり 利用者（送迎・家事援 助含む）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
確保の内容	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200

## ⑥－ 1 時間外保育事業（延長保育）

### ■ 事業内容

保育認定を受けたこどもについて、保育所・認定こども園・小規模保育事業所で、通常の利用時間を超えた時間に保育を実施します。

### ■ 現在の実施状況・課題

市内全ての保育所・認定こども園・小規模保育事業所で延長保育を実施しています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

保護者の就労形態が多様化する中、市内の全園で継続してサービスの提供に努めます。

### ○ 目標事業量

単位：延人数

延長保育 (保育標準時間)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保の内容	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

## ⑥－ 2時間外保育事業（休日保育）

### ■ 事業内容

保育認定を受けたこどもについて、日曜・祝日に保護者が常態的に就労している場合に、日曜・祝日に保育を実施します。

### ■ 現在の実施状況・課題

市内1施設で実施しています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

多様化する保護者の就労形態に対応するため、市内での休日保育の実施を継続していきます。

### ○ 目標事業量

単位：延人数

休日保育	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	174	174	174	174	174
確保の内容	174	174	174	174	174

## ⑦病児保育事業

### ■ 事業内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

市内では、病児・病後児保育施設「ままのて」にて、また、鯖江市、福江市、南越前町、越前町の市外の施設において実施しています。こどもが病気又は病気回復期に保護者が仕事などの理由で看護できない時、概ね生後2か月から小学6年生以下の児童を預かっています。

感染症が流行する時期においては、特に二次感染のおそれがあるため、受入体制についての課題があります。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

それぞれの家庭の状況に応じて、利用しやすい施設でサービスを受けられるよう、市内施設及び他市町と連携しながら受入体制を調整していきます。

また、こどもに視点をおいた保育サービスに取り組みます。

### ○目標事業量

単位：延人数

病児保育事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	480	490	500	500	500
確保の内容	480	490	500	500	500

## ⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### ■ 事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や休業日に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることで、児童の健全育成を図ります。

### ■ 現在の実施状況・課題

市内では、認定こども園、保育所、児童館などの施設にて30クラブを実施しており、低学年の児童を中心に預かっています。

近年の共働き家庭の増加及び核家族化により、利用児童の増加が見込まれています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後こども教室等とも連携し、適正なサービスの提供に努めます。今後の計画の中で確保量を超える見込みがあり定員枠の不足が予想される地区については、児童クラブの増設等により定員枠を確保します。

○目標事業量 ※①の( )：高学年の内数

※②の確保量：令和6年4月1日時点で確定している定員

単位：実人数

市全域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
① 量の見込み	1,122 (130)	1,167 (150)	1,172 (160)	1,160 (162)	1,110 (167)	1,060 (106)
② 確保量	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
過不足数②－①	68	23	18	30	80	130

東	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	45 (7)	48 (6)	54 (7)	54 (6)	56 (7)
② 確保量	45	45	45	45	45
過不足数②-①	0	△3	△9	△9	△11

西	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	93 (11)	99 (11)	103 (12)	105 (15)	103 (14)
② 確保量	78	78	78	78	78
過不足数②-①	△15	△21	△25	△27	△25

南	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	140 (15)	156 (18)	160 (22)	150 (20)	133 (23)
② 確保量	143	143	143	143	143
過不足数②-①	3	△13	△17	△7	10

神山	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	36 (1)	40 (6)	44 (4)	46 (6)	39 (6)
② 確保量	45	45	45	45	45
過不足数②-①	9	5	1	△1	6

吉野	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	163 (15)	169 (21)	153 (25)	148 (24)	146 (23)
② 確保量	114	114	114	114	114
過不足数②-①	△49	△55	△39	△34	△32

国高	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	184 (22)	190 (28)	200 (25)	222 (26)	228 (27)
② 確保量	169	169	169	169	169
過不足数②-①	△15	△21	△31	△53	△59

大虫	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	87 (10)	87 (12)	83 (13)	79 (12)	72 (12)
② 確保量	121	121	121	121	121
過不足数②-①	34	34	38	42	49

坂口	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	5 (2)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (0)
② 確保量	16	16	16	16	16
過不足数②-①	11	14	15	16	15

王子保	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	58 (10)	63 (8)	73 (7)	77 (9)	76 (9)
② 確保量	73	73	73	73	73
過不足数②-①	15	10	0	△4	△3

北新庄	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	38 (5)	39 (3)	39 (4)	36 (6)	29 (5)
② 確保量	45	45	45	45	45
過不足数②-①	7	6	6	9	16

北日野	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	60 (8)	53 (9)	50 (8)	45 (8)	42 (7)
②確保量	45	45	45	45	45
過不足数②-①	△15	△8	△5	0	3

味真野	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	67 (7)	75 (6)	71 (10)	64 (11)	63 (11)
②確保量	107	107	107	107	107
過不足数②-①	40	32	36	43	44

白山	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	21 (6)	16 (5)	13 (3)	12 (1)	9 (2)
② 確保量	31	31	31	31	31
過不足数②-①	10	15	18	19	22

花筐	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	49 (4)	50 (6)	49 (7)	46 (7)	39 (7)
② 確保量	55	55	55	55	55
過不足数②-①	6	5	6	9	16

岡本	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	30 (2)	29 (4)	31 (4)	30 (5)	29 (4)
②確保量	45	45	45	45	45
過不足数②-①	15	16	14	15	16

南中山	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	34 (4)	37 (5)	34 (5)	34 (4)	34 (6)
②確保量	34	34	34	34	34
過不足数②-①	0	△3	0	0	0

服間	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	11 (2)	14 (1)	16 (2)	15 (1)	13 (2)
②確保量	24	24	24	24	24
過不足数②-①	13	10	8	9	11

## ⑨妊婦健康診査

### ■ 事業内容

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期健康診査として、母児の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

### ■ 現在の実施状況・課題

妊婦の健康や胎児の成長を確認するために、定期的に健康診査を受けるよう推進しています。

標準的な14回の妊婦健康診査及び妊娠初期血液検査や子宮頸がん検診、性器クラミジア検査なども公費助成を行っています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

妊娠届出を早期に行うよう促し、妊娠週数に応じた受診の勧奨を行うとともに、妊婦への早産予防等の保健指導や啓発を行っていきます。

受診回数の実績は、概ね11回台で推移するものと思われます。

○目標事業量 ( )は一人当たりの医療機関受診回数

単位：人

母子手帳 交付者数	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	520 (11.6回)	510 (11.7回)	500 (11.7回)	490 (11.8回)	480 (11.8回)
確保の内容	520 (14回)	510 (14回)	500 (14回)	490 (14回)	480 (14回)

## ⑩－ 1 妊婦等包括相談支援事業

### ■ 事業内容

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月アンケートを実施し、希望者に対して面談を実施、③乳児家庭全戸訪問時）や継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援を行っています。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないことから、関係機関と連携し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

誰もが安心して産み育てることができるよう、これまで以上に妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない継続した支援を推進していきます。

○目標事業量 ( )は妊娠届出数1組当たりの面談日数

単位：実人数

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
妊娠届出数	520	510	500	490	480
量の見込み	(3日) 1,560日	(3日) 1,530日	(3日) 1,500日	(3日) 1,470日	(3日) 1,440日
確保の内容	1,560日	1,530日	1,500日	1,470日	1,440日

## ⑩－ 2 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### ■ 事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境との把握を行います。

### ■ 現在の実施状況・課題

乳児のいる家庭を保健師や助産師等が訪問し、保健指導や相談を中心に、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等も行っています。

なお、入院中や連絡がとれず訪問できなかった家庭は、5か月児セミナーや乳児健診等において健康状況を把握しています。

また、養育支援の必要な家庭については、妊娠届時の面接により早期発見し、関係機関と連携し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

乳児家庭への訪問率は、毎年全数把握に近づけるよう努めます。

訪問できなかった家庭については、セミナー・育児相談会及び電話等で保護者との面接に努めます。また、1か月・4か月健診結果等で全員の健康状態の把握を行います。

さらに、要保護児童対策として、支援の必要な家庭の早期発見・早期支援を関係機関とこれまで以上に連携し推進していきます。

○目標事業量 訪問実施件数／乳児の数（訪問率）

単位：実人数

訪問実施件数	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	502／510 (98.5%)	496／502 (98.8%)	488／492 (99.1%)	480／483 (99.4%)	474／475 (99.7%)
確保の内容	510	502	492	483	475

## ⑪産後ケア事業

### ■ 事業内容

産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

### ■ 現在の実施状況・課題

産婦の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、産婦の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家庭等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会資源の紹介等を行っています。助産所や産科医療機関での宿泊型、通所型の利用を通じて行っています。

核家族等により援助が受けられない、心身の不調や育児不安等により、孤立感や不安感を抱く子育て家庭も少なくありません。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、こども家庭センターその他の関係機関との必要な連絡調整、他の母子保健・児童福祉に関する事業等との連携を図ることにより、母子とその家族に対する支援を一体的に実施していきます。

### ○目標事業量

単位：人日

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	68	67	66	64	64
確保の内容	68	71	72	74	76

【量の見込み（人日）】＝

$$[A \text{ 推計産婦数 (人)}] \times \frac{[C \text{ 利用見込み産婦数 (人)}]}{[B \text{ 全産婦数}]} \times [D \text{ 平均利用日数 (日)}]$$

A 推計産婦数………5か年計画に記載した各年の産婦数のデータ

B 全産婦数………利用見込み産婦数算出時点の産婦数

C 利用見込み産婦数…事業の利用実績データをもとに求めた産婦数。

D 平均利用日数…1人当たりの利用が必要と思われる日

## ⑫子育て世帯訪問支援事業

### ■ 事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が帰る不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を実施します。

### ■ 現在の実施状況・課題

令和7年度より開始します。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

それぞれの家庭の状況に応じて、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐよう努めます。

### ○目標事業量

単位：人日

子育て世帯 訪問支援事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	500	500	490	480	470
確保量	500	500	490	480	470

### ⑬児童育成支援拠点事業

#### ■ 事業内容

不適切な養育状態にある児童や、家のみならず学校にも居場所のない児童に居場所を提供し、生活習慣の形成、学習支援、食事や課外活動の提供、保護者への情報提供、相談および送迎支援などを実施します。

#### ■ 現在の実施状況・課題

令和7年度より開始します。3箇所の拠点を設け、市内事業者3者が連携して実施します。

#### ■ 今後の方向性・目標事業量

こどもに安心できる場所を提供するとともに、様々な支援を通じ虐待防止とこどもの社会性や自己肯定感を育むよう努めます。

#### ○目標事業量

単位：人

児童育成支援拠点事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	20	19	19	19	18
確保量	20	19	19	19	18

## ⑭親子関係形成支援事業

### ■ 事業内容

こどもとの関わり方を学ぶ講座を開催し、同じ悩みを抱える保護者同士が交流の場も提供することで、深刻な虐待事案に至る前に親子の適切な関係性の構築を図ります。

### ■ 現在の実施状況・課題

令和7年度より開始します。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

親の育児不安を軽減し、こどもの健全な成長を促進するよう努めます。

### ○目標事業量

単位：人

親子関係形成支援事業	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	20	19	19	18	18
確保量	20	19	19	18	18

## ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### ■ 事業内容

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的に、在宅で子育てをする世帯の満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園制です。

### ■ 現在の実施状況・課題

令和7年度の地域子ども・子育て支援事業では行いません。

令和8年度から開始される「乳児等のための支援給付」により実施します。

保育者の確保が困難な状況が続く中で、こども誰でも通園制度に対応できる事業者の確保が必要です。

### ■ 今後の方向性・目標事業量

在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的、物的、空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られるよう、十分な受け入れ施設の確保に努めます。

#### ○目標事業量

単位：人月

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の 見込み (必要定員数)	0歳	—	4	4	4	4
	1歳	—	8	8	8	8
	2歳	—	4	4	3	3
	合計	—	16	16	15	15
確保 量 (利用定員数)	0歳	—	0	0	0	1
	1歳	—	6	6	6	8
	2歳	—	5	5	5	5
	合計	—	11	11	11	14

#### 【必要定員数】

各年度4月1日時点の対象年齢ごとの必要定員数を算出

<基本的な算出式> (小数点以下切り上げ)

$$\frac{(\text{対象年齢}(\ast 1) \text{の未就園児数} \times \text{月一定時間}(\ast 2)) \div \text{定員一人1月当たりの受入れ可能時間数}(\ast 3)}$$

(※1) 0歳6か月から満3歳未満と仮定する

(※2) 月一定時間は、月10時間と仮定する

(※3) 月176時間(8時間×22日)を基本とする。

# 第6章

## 計画の推進

## 第6章 計画の推進

次の項目を基本に、子どもを含めた市民が参画できる体制により、本計画を推進していきます。

(1) 本計画は、国や県、近隣市町との連携はもちろん、子どもを含めた市民と各関係機関の参加を図り、行政の持つ様々なノウハウを市民団体等と共有し、協働による総合的な施策の実現を推進していきます。

(2) 本計画の実現に向けて、子ども・若者、家庭の要望や地域環境の変化により、見直しをしていく必要があります。

このため、事業が効果的に実施されるよう、市子ども・子育て会議において、年度ごとに計画の実施状況を点検し、評価します。

また、評価に伴い、施策の充実や見直しを行い、関係部局と連携して事業が効果的に実施されるよう配慮します。

(3) 本計画は、子どもを含めた市民をはじめ地域や関係団体など社会全体が連携して、こどもの育ちや家庭に理解と関心を持ち、子どもまんなか社会を実現していくとするものです。

このため、計画の内容を広く子どもを含めた市民に理解してもらうために、子ども・若者向けのワークショップ、市の広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、計画の周知を図っていきます。

# 資料

# 越前市子ども条例(案)

平成24年3月23日

条例第8号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 協働及び役割（第4条—第11条）

第4章 私たちの取組（第12条—第18条）

第5章 こどもからの相談（第19条）

第6章 条例の周知及び計画の策定等（第20条・第21条）

### 附則

全てのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、個人としての権利があります。

こどもは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、意見を表明し、様々な活動に参加する中で、社会の一員として成長します。自立は、全てのこどもがその発達段階に応じてそれぞれに達成できるものです。

こどもは、大人に成長していく過程で、個性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。

私たちは、こどもが生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵されたり、こどもの健やかな成長が妨げられたり、こどもの自立への道が閉ざされたりすることがあってはならないことを確信し、こどもの自立に向けた支援に取り組みます。

こどもは、将来の夢に向かって、幸せな生活を送ることができるよう、一歩ずつ確実に前に進んでいきます。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の基本理念を実現するため、こどもの自立につながる取組を進め、全てのこどもの自立を実現するために、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を定め、家庭、学校等、

地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が協働し、一体となつて、私たちの取組を実行し、その結果、将来にわたり全てのこどもの自立を実現し、こどもが幸せを実感できることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「自立」とは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、意見を表明し、様々な活動に参加する中で、社会の一員であることを自覚していることをいいます。

3 この条例において「家庭」とは、家族の形に関係なくこどもが生まれ育つ所をいいます。

4 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと同じような教育を行う機関並びに保育所及び幼保連携型認定こども園をいいます。

5 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会をいいます。

6 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。

7 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障がい児を支援する施設、児童館その他児童福祉を増進する施設をいいます。

8 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は社会活動を行うものをいいます。

9 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は通所する者をいい、「大人」とは、こどもを除いた市民をいいます。

10 この条例において「私たちの取組」とは、こどもが自立し幸福を実感できるよう家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がその課題を共有してこどもの最善の利益を考え実施すべき主な取組をいいます。

## 第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 こどもは、日本国憲法 of 精神に従い定められた児童憲章及びこども基本法の理念に基づき、権利を持った主体であり、次の権利は、特に大切なものとして守られます。

(1) 基本的人権が守られ、差別されない権利

(2) 大事に育てられ、愛され、保護され、平等に教育を受けられる権利

(3) 自分の意見を言え、さまざまな活動に参加できる権利

(4) 自分の意見が尊重され、最もよいことが優先して考えてもらえる権利

### 第3章 協働及び役割

#### (協働)

第4条 家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市は、対等な立場で、この条例の目的を共有し、こどもの権利が将来にわたって広く保障されることを目指して私たちの取組を進めます。

#### (家庭の役割)

第5条 家庭は、こどもの人格を形成し、基本的な生活習慣を養う機能を持っています。

2 家庭は、こどもを育てる最も大切な責任があります。

#### (学校等の役割)

第6条 学校等は、教育を通して、こどもが、確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力をつけるよう努め、一人一人のこどもが夢をもって将来を考える力を持てるよう応援します。

2 学校等は、一人一人の個性を尊重し、その子の状況に応じ、心身ともにたくましく生きるこどもを育てるよう努めます。

3 学校等は、こどもの地域の一員としての意識及び実践力を育てるために、地域に開かれた学校等として地域の特色を生かした活動を展開するよう努めます。

#### (地域自治組織及び市民活動組織の役割)

第7条 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の施設、人材等を十分かつ効果的に活用し、こどもの居場所づくりを進めるよう努めます。

2 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の人材を活用し、世代をこえた交流等を図りながらこどもを育てる活動を展開するよう努めます。

3 地域自治組織及び市民活動組織は、地域住民の積極的な参加を促すことによりこどもにとって安全で安心な環境づくりに努めます。

#### (児童福祉施設の役割)

第8条 児童福祉施設は、こどもの福祉を増進するとともに、地域における子育て支援の拠点施設としての役割を担うよう努めます。

2 児童福祉施設は、こどもの立場を大切にしながら多様な福祉サービスを総合的に提供するよう努めます。

#### (事業者の役割)

第9条 事業者は、その事業者が雇用している者がこどもとの関わりを深めることができるよう配慮に努めます。

2 事業者は、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、市等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めます。

(大人の役割)

第10条 大人は、こどもが権利を持った主体であり、社会の一員であることを認めます。

日常の触れ合いを通じて、こどもとの豊かな人間関係を作られるよう努めます。

2 大人は、子育てを地域全体で担わなければならない課題として共有し、こどもから信頼されるよう努めます。

(市の責務と役割)

第11条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、この条例の目的を達成するため、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者及び市民の協働について調整を図り、私たちの取組を総合的かつ計画的に進めます。

#### 第4章 私たちの取組

(家庭への支援)

第12条 家庭への支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 仕事と子育てとの両立を図る家庭への支援の充実

(2) 個々の家庭の実情に応じた支援の充実

(親とこどもの健康増進のための支援)

第13条 親とこどもの健康増進のための支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援体制の充実

(2) 親とこどもの心と身体の健康づくりに関する取組の充実

(援助を必要とするこどもへの支援)

第14条 援助を必要とするこどもへの支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの支援の充実

(2) 障がいのあるこどもの学校等での生活に関することの継続的かつ総合的な支援

(3) ひとり親家庭の生活の安定に関することの継続的かつ総合的な支援

(4) 外国語を母語とするこども等が充実した学校等での生活を送れるよう継続的かつ総合的な支援

- (5) 不登校又はひきこもりの状態にあるこども、いじめを受けているこども及びヤングケアラー等について継続的かつ総合的な支援  
(援助を必要とするこどもへの支援)

第15条 援助を必要とするこどもへの支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるとともに、虐待を受けたこどもへの支援の充実
- (2) 障がいのあるこどもの学校等での生活に関することの継続的かつ総合的な支援
- (3) ひとり親家庭の生活の安定に関することの継続的かつ総合的な支援
- (4) 外国語を母語とするこども等が充実した学校等での生活を送れるよう継続的かつ総合的な支援
- (5) 不登校又はひきこもりの状態にあるこども、いじめを受けているこども及びヤングケアラー等について継続的かつ総合的な支援  
(教育・保育の充実)

第16条 教育・保育の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもの確かな学力、豊かな心、健康及び体力を基礎とする生きる力を育てる教育・保育の充実
- (2) こどもに対し、将来、心豊かな家庭を築き、こどもを育てること等に関する教育・保育の推進
- (3) こども自身が夢を持って将来の可能性を開くことができるよう、自ら遊びかつ学ぶことができる教育・保育の推進  
(安全で安心な環境づくり)

第17条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) こどもが安心して暮らすことができる地域全体でこどもを育てる環境づくりの推進
- (2) こどもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の強化  
(地域における支援)

第18条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

- (1) 地域の人材を生かしたこどもの社会性を育てる仕組みづくり
- (2) 地域において、こどもが安心して過ごし、自分らしく居られる多様な居場所づくりの推進

#### 第5章 こどもからの相談

- (こどもからの相談)

第19条 市は、こどもが身近な場所で家族や友達、先生、地域の大人などとの関係を作りながら、困りごとや不安を感じていることを気軽に話せるよう、多様な相談の場づくりを進めます。

2 市は、こどもからの相談内容に応じて、必要な支援につなげるために、多様な相談の場と関係機関とのつながりを強くし、大人がしっかりとこどもの相談に耳を傾ける体制を整えます。

#### 第6章 条例の周知及び計画の策定等

(条例の周知)

第20条 市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解してもらい、私たちの取組をより進めるための活動を行います。

(こどもに関する計画の策定等)

第21条 市は、こどもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、この条例の理念に従うとともに、こどもをはじめとした市民の意見が十分に反映されるよう努めます。

2 市は、こどもに関する計画を効果的に推進するため、必要に応じてその計画を見直します。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、令和7年●●月●●日から施行します。

## 計画策定の経過

日 程	行 事 等	内 容
令和5年10月6日	庁内ワーキング会議	計画策定の趣旨、概要説明 ニーズ調査（案）項目協議
11月20日	子ども・子育て会議	ニーズ調査の調査項目の検討
令和6年3月25日	子ども・子育て会議	ニーズ調査の進捗状況報告
5月29日	庁内ワーキング会議	ニーズ調査結果報告 ワークショップの開催について
5月31日	子ども・子育て会議	委嘱状交付 計画策定の趣旨、概要説明 ニーズ調査の結果報告
6月27日～ 7月25日	市内高校・大学でのワーク ショップ	こども計画にこども・若者の意見を反映さ せるための意見交換
6月26日	庁内ワーキング会議	こども計画の基本柱、基本施策（案）検討
6月26日	庁内ワーキング会議	こども計画の基本柱、基本施策（案）検討
8月7日	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画（第2期）の 変更協議 市内高校・大学でのワークショップの結果 報告 基本柱、基本施策検討
8月28日	庁内ワーキング会議	市内高校・大学でのワークショップの結果 報告 こども計画の基本柱、基本施策（案）協議
11月15日	子ども・子育て会議	計画（案）の提示
11月●●日～ 12月●●日	各団体でのワークショップ	計画（案）についての意見交換
12月～令和7年1月	パブリック・コメントによる意見募集（意見： ●●人 ●●件）	
	庁内ワーキング会議	パブリック・コメントの結果について 計画（案）について
	子ども・子育て会議	パブリック・コメントの結果について 計画（案）の提示

## 越前市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体	役職等	
1	石川 昭義	仁愛大学	副学長	◎
2	野嶋 慎二	福井大学	教授	
3	竹本 裕喜	武生商工会議所青年部	会計兼事務局長	R5年度
4	玉川 忠春	連合福井丹南地域協議会	事務局長	
5	藤間 真由美	越前市国際交流協会		
6	山本 聖三	越前市保育研究会	会長	○
7	山田 義則	越前市私立幼稚園協議会	園長	
8	品川 裕紀	丈生神山幼稚園父母の会	会長	R5年度
9	森田 秋馬	丈生幼稚園保護者の会	会長	R6年度
10	酒井 照代	こじかの会	保護者代表	R5年度
11	野村 千奈美	こじかの会	保護者代表	R6年度
12	寺窪 耕平	福井県民間保育園・こども園保護者連合会	越前ブロック会長	R5年度
13	落井 秀典	福井県民間保育園・こども園保護者連合会	越前ブロック会長	R6年度
14	森木 美香	越前市P T A連合会	副会長	R5年度
15	橋本 律子	越前市P T A連合会	副会長	R6年度
16	鞠山 優介	南越特別支援学校P T A	副会長	R5年度
17	高橋 ひとみ	南越特別支援学校P T A	副会長	R6年度
18	小泉 博美	(福)越前市社会福祉協議会	子ども子育て担当課長	
19	野村 幸子	越前市自治連合会	副会長	
20	加藤 敬子	越前市民生委員児童委員協議会連合会	第3地区副会長	
21	林 由希子	福井県民生活協同組合(ハーツきつずたけふ)	施設長	R5年度
22	山崎 智子	N P O法人 子どもセンターピノキオ	施設長	R6年度
23	松谷 昭子	越前市小中学校校長会	代表	R5年度
24	松村 典子	越前市小中学校校長会	代表	R6年度
25	竹内 英俊	武生高等学校	校長	R6年度
26	仲村 晶子	越前市母子寡婦福祉連合会	評議員	
27	大塚 夕貴子	市民公募		R6年度
28	高田 紗羽	市民公募		R6年度
29	見延 政和	越前市教育委員会	事務局長	

◎会長 ○職務代理者

## 越前市子ども・子育て支援計画庁内ワーキング員名簿

	氏名	所属	役職等	
1	阿津川 智和	防災危機管理課	主幹	R5 年度
2	三田村 朋洋	防災危機管理課	主査	R6 年度
3	中村 圭介	市民協働課	主幹	R5 年度
4	橋本 健史	市民協働課	主幹	R6 年度
5	岡田 一宏	社会福祉課	主査	
6	岩佐 奈智	健康増進課	主幹	R5 年度
7	北畑 恵里	健康増進課	主幹	R6 年度
8	松村 円香	産業政策課	主事	R5 年度
9	大林 來輝	産業政策課	主事	R6 年度
10	高橋 克己	建築住宅課	主幹	R5 年度
11	五十嵐 祥	建築住宅課	主幹	R6 年度
12	岩端 麻紀	教育振興課	主幹	R5 年度
13	石田 陽介	教育振興課	主幹	R6 年度
14	川端 恒大	生涯学習・芸術文化課	参事	R5 年度
15	高嶋 徹	生涯学習・芸術文化課	参事	R6 年度

## 越前市子ども・子育て会議事務局

市民福祉部長	出口 茂美	
市民福祉部理事	高橋 透	R5 年度
	前田 博士	R6 年度
こども未来課長	倉橋 和代	
健康増進課長	須磨 紀美子	
こども未来課こども家庭センター長	須本 祥子	
社会福祉課福祉総合相談室長	川上 みのり	R6 年度
市民福祉部政策推進幹	川本 和加子	R5 年度
	安久 智裕	R6 年度
こども未来課副課長	倉橋 美保	
	牧田 聡	
こども未来課こども家庭センター副課長	小川 敬子	R6 年度
こども未来課主幹	牧野 雅世	
	八田 丈嗣	R5 年度
	明城 加代子	R6 年度
こども未来課こども家庭センター主幹	山岸 昌子	
	河田 聡子	
こども未来課主査	谷根 萌美	
教育振興課長	山口 あけみ	R5 年度
	林 亜希子	R6 年度
教育振興課学校教育指導室長	朝倉 匡哉	R6 年度
教育振興課参事	西田 千鶴	R6 年度
教育振興課副課長	岩端 麻紀	R6 年度

# 越前市子ども・子育て会議設置規則

平成26年3月27日

規則第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、越前市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員に関する事項
- (2) 地域型保育事業の利用定員に関する事項
- (3) 越前市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に定める市町村行動計画に基づく措置の実施状況
- (5) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に定める市町村におけるこども施策についての計画に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項及び当該施策の実施状況

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(意見の聴取等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議招集等の特例)

2 会長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

(越前市次世代育成推進協議会設置規則の廃止)

3 越前市次世代育成推進協議会設置規則(平成24年越前市規則第30号)は、廃止する。

附 則(令和5年3月24日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月12日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 用語の解説

### あ行

- **アクセスマーカー** . . . 外国籍児童生徒在籍校に配置し、翻訳や通訳、教育相談やティームティーチングによる学習支援を行い、教育相談体制、学習支援体制の充実を図る。また、保護者の悩みや相談に対応し、学校と外国人家庭との連携役を担う。
- **アーバン・スポーツ** . . . 「都市」を舞台に繰り広げられるスポーツの総称。順位を争うものではなく、自らが楽しみ、仲間や観る人たちも一体となって楽しむ。
- **医療的ケア児** . . . 日常的に人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子ども。
- **インクルージョン** . . . それぞれの個性や能力、考え方を認め合いながら活躍できている状態。
- **ウェルビーイング** . . . 幸せ実感。人の幸福、健康、福祉など広範に包含する概念。
- **親子関係形成支援事業** . . . 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイを通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。

### か行

- **教育・保育施設** . . . 保育所・認定こども園・幼稚園の3施設に小・中学校を含めた施設のこと。
- **ぐ犯行為** . . . 虚言癖、家出、乱暴、性的逸脱等、将来、罪を犯すおそれがある問題行動。
- **校内委員会** . . . 特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の願いを聞き、関係機関との連携のもと、学校全体でより適切な指導・支援をするための組織。
- **心のパートナー** . . . 心理学関連領域を学び、幼児・児童の発達に興味を持ち、適応指導教育や学校へ出かけ、話し相手や遊び相手になることで支援を行う。
- **子育てサークル** . . . 地区の公民館などで、主に未就園児の親子活動を行っているサークル。
- **子育て支援員** . . . 国で定めた研修を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上での必要な知識や技術等を習得したと認められる人。
- **子育て世代包括支援センター** . . . 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する拠点。

- 子育て世帯訪問支援事業**・・・訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを聴くとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。
- 子ども家庭センター**・・・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、切れ目のない一体的な相談支援を行うワンストップ窓口。
- 子ども家庭総合支援拠点**・・・全ての子ども、子育て世帯と妊産婦を対象に、子育ての悩み相談や、虐待の情報収集、児童相談所・医療機関等との連絡調整などを担う拠点。
- 子ども基本法**・・・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。
- 子ども・子育て関連3法**・・・「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。
- 子ども計画**・・・市町村には、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、子ども基本法で努力義務が課せられている。
- 子ども食堂**・・・子どもに無料または定額で食事を提供したり、安心して過ごせる居場所を提供する活動。
- 子ども大綱**・・・子ども基本法に基づいて、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、令和5年12月に決定された。
- 子どもの権利条約**・・・平成元年の国連総会で採択された。世界中の子どもたち一人ひとりに人間としての権利を認め、子どもたちがそれらの権利を行使できるように世界の国々が決めた条約。日本は平成6年に批准している。
- 子どもの最善の利益**・・・子どもの権利条約にあるすべての権利が守られ、子どもの体やこころ、社会的な発達を保護することを目的とする。
- 子どものView(s)**・・・児童の権利に関する条約の原文では、View(s)は「思い、考え、意見」を含めて幅広いものと考えられている。
- 子ども未来戦略**・・・若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に策定された。

## さ行

- 就学前教育・保育施設**・・・保育所・認定こども園・小規模保育事業所の3施設のこと。
- ショートステイ事業**・・・児童の保護者が疾病、出産、介護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等により養育が一時的に困難となった家庭の子どもを児童養護施設及び乳児院で、一時的に養育又は保護する事業。
- ジェンダー**・・・社会的・文化的な性差。

- 自治振興会 …… 福祉、環境、安全、防災、文化、スポーツ活動など日常生活に関連した身近な課題について、自ら考え、自らが解決していくための組織。地区内の意見や課題を幅広く収集し、事業の検討や地域自治振興（まちづくり）計画の策定を行い、事業を実施する主体的な役割を担っている組織。
- 児童育成支援拠点事業 …… 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。
- 児童家庭支援センター …… 子どもや家庭、地域住民、里親などからの相談に応じ、必要な助言、指導を行う施設。児童相談所や児童福祉施設など、関係する機関の連絡調整も行う。
- 児童発達支援センター …… 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、通所利用の子どもやその家族への発達支援を行い、施設の有する専門機能を活かし、地域の子どもの発達に関する相談を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
- 小規模保育事業所 …… 株式会社など様々な事業者が様々なスペースを活用することによって、質の高いサービスの提供や、小規模であるからこそその柔軟性を発揮することを狙いとして作られた制度。
- スクールソーシャルワーカー …… 子どもと子どもを取り巻く環境に働きかけて、家庭・学校・地域の橋渡しなどにより、悩みや問題解決に向け支援する。
- すみずみ子育てサポート事業 …… 就職活動、疾病、事故その他のやむを得ない事由により家庭での保育が困難なときに一時的に子どもを預かる事業。
- 総合型地域スポーツクラブ …… 人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ。子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される。

## た行

- 地域型保育事業 …… 市町村による認可事業。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育。
- 地域子育て支援センター（＝地域子育て支援拠点事業） …… 地域において子育て親子の交流の促進や子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う子育て支援の拠点。
- 地域生活支援事業 …… 障害者総合支援法に定義づけされた市町村及び都道府県が行う事業。法律上実施しなければならない事業のほか、市町村や都道府県の判断により、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活の営むために必要な事業を実施できる。具体的には相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などがある。

- デジタルシティズンシップ教育**・・・優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育。
- 特定妊婦**・・・収入が不安定、精神疾患がある、望まない妊娠をした場合など、出産後の子どもの養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
- トワイライトステイ事業**・・・保護者の仕事が夜間に及び、養育が困難となっている家庭の子どもを見童養護施設及び乳児院で、一時的に養育する事業。

## な行

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**・・・保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付事業。
- 認定こども園**・・・保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。
- 妊婦健康診査**・・・胎児の成長や母体の健康をチェックする診査。

## は行

- 病児・病後児保育**・・・子どもが病気又は病気回復期に保護者の仕事の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由で看護できない場合、一時的に子どもを預かる事業。
- 福祉推進資金**・・・ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するための貸付制度。修学資金や就職支度資金などがある。
- 福祉サービス事業所**・・・福祉関係のサービスを提供する事業所。
- ペアレントプログラム**・・・子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信をつけることを目的としたグループ・プログラム。
- 新・放課後子ども総合プラン**・・・地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を一体的または連携して実施する事業。

## ま行

- 民生委員・児童委員**・・・昭和23年に制定された民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域で福祉に関する相談・支援の活動をしているボランティア。児童福祉法に基づく児童委員も兼ねている。

## や行

- ヤングケアラー**・・・家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

- 要保護児童対策地域協議会**・・・虐待を受けた子どもをはじめ、支援を必要とする子どもの適切な保護を図るための必要な情報の共有を行うと共に、支援の内容に関する協議を行う協議会。
- 養育費**・・・子どもの生活を守り育てるために必要な日々の費用。子どもが自立するまで親が負担するものであり、離婚しても負担義務は変わらない。
- 幼児教育アドバイザー**・・・幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、地域の幼児教育施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う。

## 3つのテーマごとにワークショップ開催

武生東高校

これまでに、自分の意見は自由に言えてた？  
～今の生活で自分の権利は守られている？

### (意見表明できている)

- ・何でも言える(家でも学校でも)
- ・内容で言える相手は違う・高校選びでけんかした
- ・SNSで知り合った人・年齢が近いと

### (意見表明しにくい)

- ・否定されるのが怖い
- ・年配者に対しては難しい・もともと得意ではない
- ・転校することが多かったので馴染むまでは難しい
- ・地域の人とは挨拶程度

### (自分自身が変われるところ)

- ・自分をアピールする・自分らしさを出す
- ・なるべく打ち明けようにする

### (相手がどう変わってくれたら言いやすくなるか)

- ・相手を尊重するように・気持ちを思いやれるように
- ・言われたくないことは言わないように
- ・たとえ先輩でも自分が悪いことを認められるように

●意見表明することは至極当然のことという環境になっていくために、自分自身も周りも変わっていく。言える・認め合える環境になっていく。

少子化が進んでいることをどう思う？  
～子育てのイメージは？～

### (少子化)

- ・身近に感じる・小学校が合併する・ひとりっ子多い
- ・中学校のクラスが減った・1学年の人数も減った

### (こどもは欲しい)

- ・多い方が幸せだと思う・多い方が楽しい
- ・2人は欲しい・3人くらいか？・4人でも
- ・自分がひとりっ子だったからもっと欲しい

### (子育てのイメージ)

#### 【良いもの】

- ・かわいい・幸せ・楽しそう
- ・幸せそうな情報をYouTubeやTikTokで見る
- ・赤ちゃんとのふれあい・みんなでのお出かけ
- ・こどもの顔を見ればどんな時も頑張れそう

#### 【悪いもの】

- ・大変そう・仕事との両立難しそう
- ・お金が要る(大学や塾)
- ・反抗期が心配・反抗期が重なったら特に
- ・こどもが多すぎると大変そう
- ・子育て支援が遅れている、あんまりない
- ・今、自分のことで手がいっぱいなのに、こどもまで手が回らないのでは

#### 【その他】

- ・想像つかない

### (頼れる人)

- ・親・友達・経験者・会社の人・祖母・兄弟
- ・子育て支援センターの人・話を聞いてくれる人
- (越前市に望むこと)
- ・お金の支援・いつでも預けられる場所・居場所

●Z世代向けの良いイメージの情報発信をしながら、悪いイメージやイメージが湧かないまま年を重ねないように子育てに関するサポートや助成制度などの情報提供を行っていく

事前アンケート結果から特に話し合いたいこと？

### (遊べる場所がない)

#### 【現在はどこで遊んでいるか】

- ・お金がある時はイオンモール(小松・白山)やラウンドワン
- ・映画館・カラオケ・コンビニに集まるしかない
- ・友達の家でゲーム

#### 【どんな場所を望んでいるのか】

- ・1日過ごせる・アミューズメント・イオン・ラウン
- ・お店がいっぱいある施設・映画館・ボーリング
- ・食べもの屋・特に美味しいスイーツの店・バイキングの店
- ・友達と楽しく遊べる場所・一人で自由に過ごせる場所
- ・人目を気にせずにくつ場所・体を動かす場所

### (交通の便)

- ・ラウンに行くにも徒歩で駅まで、そこから電車とバスで遠い
- ・通学時の電車の混雑ひどい・まず駅までが遠い
- ・通学時バスが満員
- ・自転車でMax 20分圏内に遊べる場所が欲しい
- ・バスの本数が少ない(テストで早く帰る日が困る)
- ・通学に自転車で20分以上かかりきつい・雨の日は車で送迎
- ・道が狭くて危険・融雪がない所がある

### (その他)

- ・他県にも知れ渡るような祭り、ふるさとを自慢できるような祭り、大きな祭りがあると県外にでも戻ってきたくなる。

●高校生は楽しい遊び場や食べもの屋が集まっている施設を望んでおり1日過ごせる場所があれば、お金と時間を使って移動する必要もないのにと感じている。自転車20分以内くらいで駅や商業施設の整備がされると理想的。

### (参加したスタッフの所感)

- 東高生は自分の意見は家庭でも学校でも割と言っていた。
- 大変そうなイメージもあるが、こどもは欲しいと言う生徒ばかりだったので意外だった。
- 東高校の位置的に公共交通機関の不便さを訴える声多かった。
- お祭りに関する意見が新鮮だった。

6月27日(木)  
午後2:10~4:20  
2年文系 26名参加



これまでに、自分の選択場面で意見は言えてた？

(選択場面は？)

これまで・・・部活、ペット、スマホ購入、習い事、高校→概ね思いはなかった  
最近・・・就職、進学決定  
就職・進学を親と相談した上で自分で決めた。(4人/5人) 将来の夢の仕事に就くため親に反対もされたが押し切って自分で決めた(1人/5人) 学校の求人票を見て

(相談相手は？)

先生、友達(愚痴が言える)、兄、親

(意見表明のイメージは？)

- ・何でも言える(家で学校でも)!
- ・最終的には自分で決めたい
- ・悩む時間がなく決定を求められる(小さいころから何回もあったイメージ)
- ・流された方が楽だな
- ・決定できないこともある⇒先送りしたいから進学を
- ・決めても修正できる(やり直せるとよい)
- ・学校の先生は相談できない
- ・進路決定で家族に反対されたが、自分の選択に進むつもり
- ・自分自身の選択の基準は必要、判断するため経験したり相談したい。
- ・学校側に提案をし続けている子がいるが、全く変わらない。提案するのが無駄に思えて言う気を無くす。

数年後のイメージは？子育てをイメージできる？

(数年後は越前市にいる？)

- ・県外で就職したら戻らない。県内で就職したら残る
- (3年後の自分は何をしている?)
- ・市内の会社に勤めるので定年まで働いている
- ・県外の専門学校に行くが、親が居るので就職では帰ってくるつもり
- ・県外の専門学校に行き、県外で就職している
- ・県内に就職したが5年くらいしたら県外(大阪)で働きたい
- ・家族と暮らしている ・高校の時の友達と遊んでいる
- (将来・未来はどうなっている?)
- ・結婚して幸せになっている
- ・こどもはかわいしいし、優しい気持ちやほっこりするので結婚したい
- ・こどもは2人以上欲しい ・こどもは男1人と女1人欲しい
- ・奥さんの負担を減らすため一緒に家事をしている
- ・20代はひとりがいい。30代は結婚するか。
- ・独身でペット(犬)と暮らしているかもで、結婚はできればしたい。諦めてる訳ではない。
- ・うるさく言われたり、お金に縛られるのは嫌で、静かに暮らしたいので独身かな。
- (少子化は感じる?)
- ・身近に感じる ・あまり子供が減っているとは思えない
- ・学校のクラスが減っている
- ・子どもが多い所と少ない所がある
- (子育てのイメージは?)
- 【イメージ】
- ・幸せ ・子供の笑顔で皆が笑顔になる
- ・子どもを見ていると癒される ・反抗期は大変そう(自分ではなかった)
- ・子どものために仕事を頑張りたい
- ・自分の親がモデルかな
- ・紙おむつやミルクなどにお金がかかる
- ・きょうだいもいるといい
- ・子育ては、女性に多く負担係ると思う(←確かに…)
- ・パートナーも子育てはともにしていきたい

越前市のいいところ・いまいちのところは？

【現在どんな遊びをしている?】

- ・カラオケ ・放課後にバレーする ・家でゲーム
- ・ネットフリックス ・電王に買い物に行く
- 【3年後はどんな遊びをしていると思う?】
- ・自分が運転して県外ドライブ ・今の彼女とドライブ
- ・友達と飲み会 ・サッカーをしている ・ボウリング
- 【いいところ】
- ・地域の祭りや行事がいい ・近所の人とあいさつできる関係
- ・しぜんが豊か ・田んぼが多い(農業の衰退は困る)
- ・中央公園 ・菊人形 ・越前花火
- ・小さい子どもや地域の人が身近に目にする
- ・まあまあ食事ができるところが身近にある
- ・隣の人が野菜をくれる ・すきなことができる場所がある
- ・新鮮線が止まる ・越前たけふの道の駅
- ・食べるところがたくさんある(ガスト、くらずし、とりっぴ、はまずし、秋吉、すき屋、8番ラーメン、松屋、マツク、スタバ、吉田食堂のアイス、山岡家)
- ・サンドームがあるのでコンサートに行ける
- ・茶市やドンキーで買い物できる
- ・和紙の里みだいに伝統を大切にするとこ
- 【いまいちのところ】
- ・楽しめる店が(ショッピングモール等)がない
- ・テーマパークがない ・大阪に行きにくい
- ・修学旅行等で新鮮線使ったことあるが、親の送り迎えがないと駅までが大変
- ・交通の便 ・バスの本数が少ない
- ・学校までが来る手段が大変(自転車で25~30分、車で20分が自転車35分、自転車30分、車で20分が自転車50分、バスで1時間が車で40分で駅に着きその後自転車で10分)車の免許がないと不便
- ・就職希望の企業がないので越前市を離れる予定
- ・工業系の国立大学がない
- ・就職のための資格をとる学部がない(コンピュータ関係)
- ・緊急医療機関や小児科が遠いことが不安
- ・駅から遠いところに施設がある(アクセスが悪い)
- ・中央公園は高校生が使えない。ちびっこ用でスタバに行くしかない。乗り物も小さい子用になっている。

7月8日(月)  
午後2:00~3:40  
3年生 15名参加

越前市がさらに良くなるために!



子育てへの応援

- 育児への支援金
- 子育て割(オムツ割・ミルク割)
- 子育て支援センターや保育施設の充実(地区、内容)
- 安心できる遊び場(年齢がある程度分けた遊び場)
- 困ったときに、気軽に相談できる場所(人)
- 身近なところに医療機関
- 交通機関のアクセス
- 職場の子育て理解と安

住みたくなる・行きたくなる越前市

- ”〇〇は越前市”と言われるようなイメージが根付くPR活動(福井市のような)
- 田舎の方にもいいところ、伝統産業もあるので、PRする。
- 県外・市内のアクセスの利便性
- 南越・万葉辺りに電車が欲しい
- 若者もいけるテーマパーク等、遊びに行けるところが増えたい(身近になくても気軽にいける距離に)
- 学びたい学科のある国立大学や就職先が増える

子どもが安心して  
選択できる機会を

- こども自身が選択の基準を自覚できる社会
- 判断するための経験が十分できる機会(場所)がある社会
- 安心して意見が言えたり選択できる時間と相談できる人がいる社会
- こどもの意見を尊重する風土づくり

(参加したスタッフの所感)

- 自由に意見が言える子どもが多いと感じた。
- グループ内の生徒同士のコミュニケーションの延長でワークショップを進めることができ、素直な意見を聞くことができた。
- 親には言えてるのに、対学校となると言えない状況があるように感じた。
- 子育てのイメージのとらえ方には個人差があったが、どちらかと言えば良いイメージが多かった。
- 結婚ではなくひとりでいることを選ぶことへのネガティブさはない様子だった。
- 市外の学生もいたので、客観的な意見や、新鮮線開通もあり市外からのアクセスの話が多かった。
- 地元が好きで学生が多く、現在の越前市に大きな不満は無い様子だった。
- 都会へはたまに行く程度で、越前市がそうなるのは、望んでいないように感じた。
- 東高校は女子生徒が多かったためか、たべもの屋が少ない(スイーツやバイキング)との意見だったのと真逆で、商工高校は男子生徒が多かったためか、たべもの屋がいっぱいあるのが良いと言ってくれたのが対照的に印象に残る。
- 大人の期待する意見を言う学生や、表面的な意見もあったように感じた。
- 自分のこととなるとみんなの前ではネガティブな意見が言いにくい様子があった。



自分の将来像

【5～10年後の自分】  
 ・NASAで研究職として働く・化粧品の開発職  
 ・化粧品のパッケージ関連またはお菓子製造会社  
 ・UCLAの院で教育の研究・子どもに外国語を教えたいため、ドイツかギリシアに高校を在学中に留学  
 ・福井にいる・福井を出ている・起業している  
 ・舞台上で歌をうたっている・貯金がある・育児中  
 ・自分が好きな仕事をしている・結婚している  
 ・起業するために海外で修行している

【将来、家庭を持つ？】  
 ・20代で子どもがほしい・30代で結婚  
 ・仕事が落ち着いてから ただし結婚後も仕事を継続  
 ・仕事もしたいし、結婚もしたいし、子育てもしたい

●県外に行きたい  
 ・ゲームを作る会社で働く・大学院・一人暮らし  
 ・やりたいことが県外でしかない  
 ●福井（越前市）に残りたい  
 ・リモートワークが普及していたら県内で働きたい  
 ・会社で夢に向かって下積みをしているかも  
 ・米作り・経験を積んだら福井に戻りたい  
 ・中学の時の友達と一緒にいたい

【やりたい自分・理想・夢】  
 ・一般的な教養を身に付けたい・株の勉強をしたい  
 ・絵の個展を開きたい・音楽関係の職につきたい  
 ・整理整頓、睡眠時間を大切にしたい  
 ・Googleで働く

目指せUターン！！

●夢を実現する為には福井では難しい。リモートワークが普及したり、やりたい仕事が福井でできれば、福井に残って仕事がしたい、という意見が多かった。  
 ●夢を支援してくれたり、学べる環境、やりたい仕事ができれば福井に残ったり、将来越前市に戻ったりするのはないか。

結婚・子育てに抱える不安

【行政の書類】  
 ・提出する書類・手続き ← 苗字が変わる  
 【新生活】  
 ・相手の生活スタイルに合わせて自分も変化・姑問題  
 【仕事に集中したい】  
 ・若いうちは仕事に集中したい・仕事との両立むずかしい  
 ・都会では子どもの保育園の入園が大変  
 【育児】  
 ・どれくらい取れるのか・パートナーとのバランス  
 ・妊娠するタイミングを悩んでいる人を知っている  
 ・子どもが多いほどお金がかかる・仕事に戻りにくい  
 【子どもとの関わり】  
 ・子どもに当たりそう・飽き性には厳しい  
 ・自分の意見を押しつけてしまいそう・大変そう・難しい  
 ・楽しさもある？・生きがい・肉体労働・愛・楽しい  
 ・新たな交流の場・自分の時間との兼ね合いが難しい

この問題を解決するために  
 どんな支援があると嬉しい？

●保険の適用と適用外をなくす  
 ●保育園に絶対に入れて  
 ●男性も育児をとれるように  
 ●育児を夫婦交互で取る  
 ●子どもと接する方法を教えて  
 ●お金  
 ●子どもを預けられる場所(職場内に、1回きりでも、夜も)  
 ●自由にすぐに悩みを話せる環境・ママ友との交流の場

●将来結婚して子どもを持ちたいが、仕事は続けていくという意見があった。仕事を続けていくうえで、子育てとの両立を図るためには、育児休業の充実が必要

●子育てが楽しいと思えるには…  
 つながりが持てる、相談ができる場所(相談サイト、SNS、オープンチャット、HPのコミュニティも含む)

●すでにある子育て支援を知らなかった！妊娠してからではなく、学生の頃から、子育て情報を知るきっかけがほしい。そうすれば、子育てに対する不安が減るかもしれない。

越前市のいいところ・改善したいところ

【いいところ】  
 ・食べ物（B級グルメ、ボルガライス、ボルガアイス、お店の種類が幅広い）  
 ・施設の充実（だるまちゃん公園、紫式部公園、子どもの遊び場が多い）  
 ・全体的に楽えている（鯖江市は8号線近い）  
 ・まちの環境（静か、のんびりできる、自然が豊か）  
 ・政策（LGBT、パートナーシップ、外国の人が多い）  
 ・物価が安い  
 ・待機児童が少ない  
 【改善したいところ】  
 ・交通の便が悪い  
 ・育児について ⇒ 男性が取りづらい期間

●越前市へのイメージは好印象で、食べ物、施設、環境、政策もよいという意見であった。  
 ●自然が豊かで子育てしやすい環境であるので、そのよい部分を推していくとよい。→都会の真似ではダメ！

（参加したスタッフの所感）

○メンバー全員が結婚しても仕事を続けたいという意見であったので、仕事と家庭と両立できるような施策が必要と感じた。  
 ○越前市のいいところで、LGBTQや多文化共生の施策の話が出てきたのは想定外だった。  
 ○越前市に残りたくても、夢の実現のために県外に出ることを考えている子どもが多かったため、学べる、働ける環境が大切だと感じた。

7月17日（水）  
 午後2:00～3:30  
 1・2年生 12名参加

1班



2班



3班



卒業後の進路

- 【就職】**
- ・県内で保育士
  - ・県内で市役所職員
  - ・小学校教諭
  - ・私立園は、色々個性があり悩むため、公立園希望
  - ・児童館の職員
- 【どうして県内で就職？】**
- ・県外だとひとり暮らしにお金がかかる
  - ・社会人経験を少し積んでから県外出るのもありだと思ってる
  - ・選択肢には入っていたが総合的に考えて県内で就職
  - ・福井が好きだから
  - ・自然が豊かなのが良い
  - ・人混みが苦手（電車の混み具合）
  - ・都会は身なりに気を遣う

- 【越前市にあるといいな】**
- ・コストコ ・デートスポット ・遊園地
  - ・食べ歩きできるもの

出会いの場

- 【出会いの場】**
- ・マッチングアプリを活用
  - ・友人の紹介
  - ・同級生
  - ・バイト先
  - ・婚活を目的としたイベントは行きたくない

7月25日（木）  
午前9:00～10:30  
3・4年生 9名参加

結婚観

- 【結婚はしたいと思う？】**
- ・30歳くらいには結婚したい
  - ・結婚できるといいなと思うがしなくてもいいとも思っている
  - ・結婚できる気がしない
  - ・無理して結婚したくない
  - ・結婚はしたくないが、パートナー（事実婚）はほしい
  - ・働くのとプライベートが大切
  - ・考えたことがない

- 【何歳くらいに結婚したい？】**
- ・24歳・26歳
  - ・30歳
  - ・理想としては早く結婚したい（早い方が良いと親に言われた）

- 【子供は欲しい？】**
- ・欲しい（2人・3人・4人）
  - ・自分が3人きょうだいだから、2人以上ほしい
  - ・30歳までに子供が欲しい
  - ・自分の自由な時間やお金が制約されるため、いない

- 【不安要素】**
- ・お金がかかる
  - ・生活がかわる
  - 自分のことだけでなく相手のこともしなければいけない
  - ・結婚する覚悟ができない（本当にこの相手でいいのか）

**（参加したスタッフの所感）**

- 同じグループメンバー全員が結婚しても仕事を続けたいという意見であったので、仕事と家庭と両立できるような施策が必要と感じた。
- 同じグループメンバー全員が福井県内で就職したいという意見であったので、よりよい地元にしなればと改めて感じた。
- 越前市に残りたくても、夢の実現のために県外に出ることを考えている子どもが多かったため、学べる、働ける環境が大切だと感じた。

子育て

- 【子育てのイメージ】**
- ・大変なこと以上に楽しいことがある
  - ・不安はあまりない
  - 専門的なことを学んでいるから（保育士だから）何とかなるはず
  - 親の支援があると思うと心強い
  - ・大変そうだけど良いと思う
  - ・親の介護と子育ての時期が重なりそう
  - ・乳児期の感染症とか不安
  - ・どの病院に行ったらいいか、どんなタイミングで行ったらいいかわからない
  - ・お金がかかる
  - コストコのように子供用品が安く購入できる場所があると良い
  - レンタル制度（ベビーカー等）

仕事と子育ての両立

- 【出産後も働き続ける？】**
- ・育休を活用して、働き続けたい
  - ・育休は長くない方が良い。子育てだけでは気が滅入る。社会から孤立する、職場で同期と経験値の差ができてしまう
  - ・一人の稼ぎでは生活が激しうだから働く

- 【パートナーの育児取得について】**
- ・パートナーに育児取得してほしい
  - ・育児に参加してほしい
  - ・勤務先に理解と協力を求める

A班



B班

